

**業績指標 103**

東京圏鉄道における混雑率

(①主要 31 区間のピーク時の平均混雑率\*、②180%超の混雑率となっている区間数\*)

**評価**

① B ② B	目標値：①150% ②0区間（令和2年度） 実績値：①163% ②11区間（平成29年度） 初期値：①165% ②14区間（平成25年度）
------------	---

**(指標の定義)**

東京圏のJR、民鉄及び地下鉄における①主要区間の平均混雑率、及び②個別路線のピーク時混雑率が180%を超える区間数

- ・ 東京圏とは、東京駅を中心とした概ね50km範囲をいう。
- ・ 混雑率とは、最混雑時間帯1時間あたりの列車の混み具合を示す数値であり、 $\text{輸送人員} \div \text{輸送力} \times 100(\%)$ で算出されるものである。

業績指標の初期値、165%については、各事業者から報告のあった主要31区間の混雑率の平均値である。

**(目標設定の考え方・根拠)**

東京圏の鉄道の混雑率については着実に緩和を図っていく必要があるが、運輸政策審議会答申第18号及び交通政策基本計画（平成27年2月13日閣議決定）において定められた、①ピーク時における主要31区間の平均混雑率を150%とする目標及びピーク時における個別路線の最混雑区間の混雑率を180%以下とする目標はいずれも達成するに至っていない。

交通政策審議会答申第198号においても、引き続き同目標の達成を目指すこととされていることから、同目標及び②ピーク時混雑率が180%超となっている区間数を0区間とする目標を達成することを目指す。

**(外部要因)**

少子高齢化、都心回帰等の人口動態、2019年(平成31年・令和元年)ラグビーワールドカップ、2020年(令和2年)東京オリンピック・パラリンピック競技大会

**(他の関係主体)**

地方公共団体（協調補助等）、鉄道事業者（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

交通政策基本計画（平成27年2月13日閣議決定）

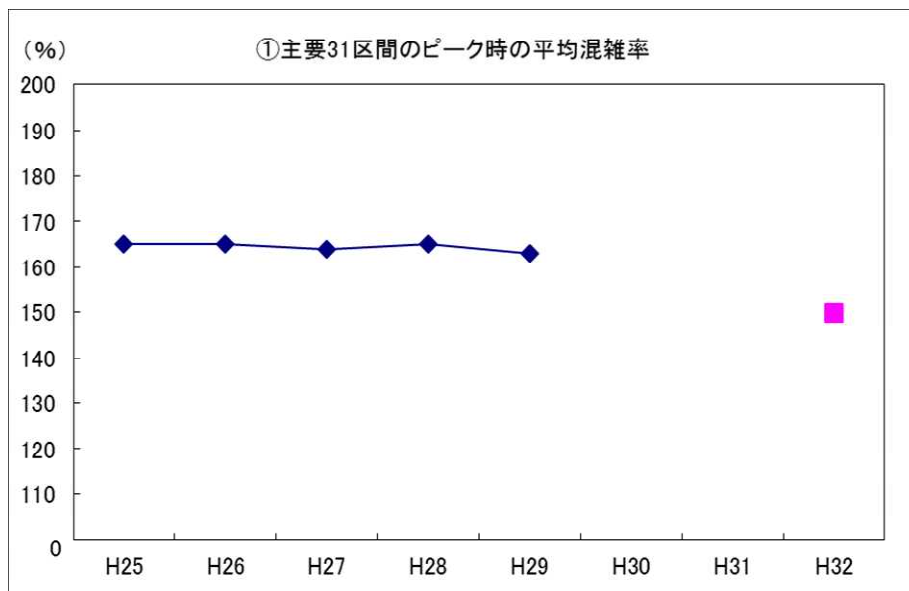
**【閣決（重点）】**

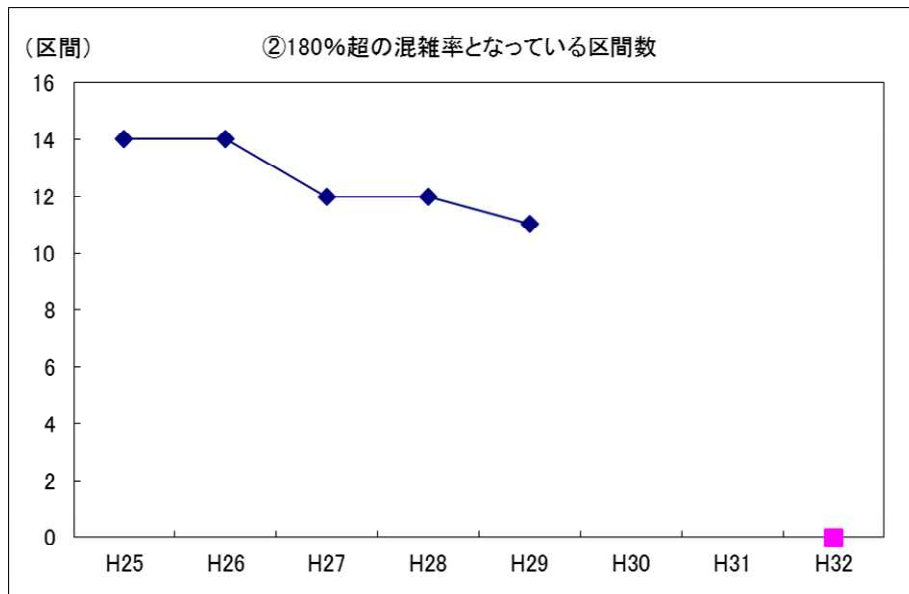
なし

**【その他】**

交通政策審議会答申第198号「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（平成28年4月20日）

過去の実績						(年度)
H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
①165%	①165%	①164%	①165%	①163%	①集計中	①集計中
②14区間	②14区間	②12区間	②12区間	②11区間	②集計中	②集計中





### 主な事務事業等の概要

- 地下高速鉄道整備事業費補助  
大都市圏における交通混雑の緩和等のために、地下高速鉄道の整備を推進する。  
予算額 22億円(平成28年度)  
41億円(平成29年度)
  - 都市鉄道利便増進事業費補助  
都市鉄道等利便増進法に基づく速達性向上事業による連絡線の建設費等の一部(国の補助率は対象事業費の3分の1)を補助している。  
予算額 136億円(平成28年度)  
116億円(平成29年度)
- (税制特例)
- 都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルの特例措置  
固定資産税 非課税
  - 新規営業路線に係る鉄道施設の特例措置  
固定資産税 最初の5年間 1/3、その後5年間 2/3
  - 新設された変電所に係る償却資産の特例措置  
固定資産税 5年間 3/5
  - 低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置  
固定資産税 5年間 2/3
  - 都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に係る特例措置  
固定資産税・都市計画税 5年間 2/3
- 東京圏の主要区間等の混雑率の見える化によるオフピーク通勤の促進  
東京圏の主要31路線等の路線について、ピークサイド(最混雑時間帯の前後の1時間の平均)を平成29年度より公表開始。鉄道利用者や企業等への見える化により、オフピーク通勤を推進する。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

- 順調ではないが、平成29年度の都市鉄道(東京圏)の混雑率は、平成30年3月の小田急複々線化事業の完了により混雑が緩和され、主要31区間のピーク時の平均混雑率については2%減少し163%となった。180%超の混雑率となっている区間数については、既述の小田急線が180%以下となったため、1区間減少し11区間となった。

##### (事務事業等の実施状況)

- 地下高速鉄道整備事業費補助については、準公営事業者に対する補助率を平成13年度より公営事業者並に高めた。
- 都市鉄道等利便増進法に基づく連絡線等の整備に対する補助として、平成17年度に都市鉄道利便増進事業費補助を創設した。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・混雑率については、ピーク時における運行本数増が困難等の理由により、依然として混雑の激しい区間も存在することから、引き続き、ハード・ソフト両面の施策を組み合わせ、混雑緩和に取り組んでいく必要がある。東京圏については、当面、主要区間の平均混雑率を全体として 150%以下とするとともに、ピーク時混雑率が 180%超となっている区間数を 0 区間とすることを目指す。
- ・180%超の混雑率となっている区間数の指標は長期的には減少傾向にあるが、平成 29 年度については目標達成に向けた十分な成果は示していない。以上から、B と評価した。
- ・今後も、混雑駅での駅改良、時差出勤の推進等により混雑率の改善が見込まれるため、引き続き混雑緩和に向けた対策を進めることとする。

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：鉄道局都市鉄道政策課（課長 吉田昭二）

関係課：

**業績指標 104**  
東京圏の相互直通運転の路線延長\*

**評価**

A	目標値：947km（令和4年度） 実績値：884km（平成30年度） 初期値：880km（平成25年度）
---	--

**（指標の定義）**  
東京圏における都市鉄道のうち、複数の事業者による相互直通運転の実施区間の延長。

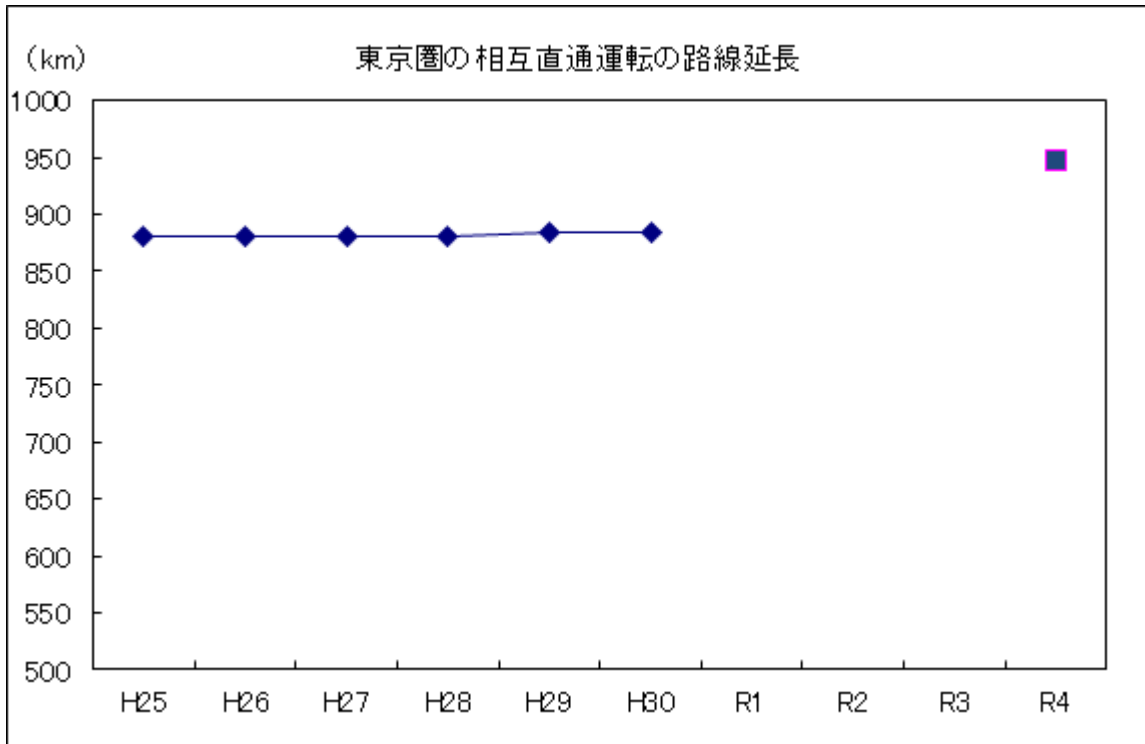
**（目標設定の考え方・根拠）**  
東京圏における都市鉄道のネットワークが相当程度充実されている現状において、そのネットワークを有機的に活用して都市鉄道の利用者の利便を増進することの重要性が増大していることに鑑み、目標年次までの新規路線の開業見込みも踏まえ、複数の事業者によって相互直通運転が実施されている区間の延長を指標として設定。

**（外部要因）**  
事業計画、開業年度の変更

**（他の関係主体）**  
鉄道事業者（事業主体）

**（重要政策）**  
**【施政方針】**  
なし  
**【閣議決定】**  
交通政策基本計画（平成27年2月13日閣議決定）  
**【閣決（重点）】**  
なし  
**【その他】**  
交通政策審議会答申第198号「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」（平成28年4月20日）

過去の実績値						(年度)
H25	H26	H27	H28	H29	H30	
880km	880km	880km	880km	884km	884km	



## 主な事務事業等の概要

・都市鉄道利便増進事業費補助  
都市鉄道等利便増進法に基づく速達性向上事業による連絡線の建設費等の一部（国の補助率は対象事業費の3分の1）を補助している。

予算額 116億円（平成29年度）

116億円（平成30年度）

（税制特例）

- ・都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルの特例措置  
固定資産税 非課税
- ・新規営業路線に係る鉄道施設の特例措置  
固定資産税 最初の5年間 1/3、その後5年間 2/3
- ・新設された変電所に係る償却資産の特例措置  
固定資産税 5年間 3/5
- ・低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る特例措置  
固定資産税 5年間 2/3
- ・都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に係る特例措置  
固定資産税・都市計画税 5年間 2/3

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・平成30年度実績値からは順調でないが、目標の947kmに向けては、神奈川東部方面線（相鉄・JR直通線及び相鉄・東急直通線）の開業が必要であり、都市鉄道利便増進事業費補助による支援を行ってきたところである。相鉄・JR直通線（新設区間2.7km、開業により増加する相互直通路線延長59.8km）は2019（令和元）年11月に開業予定であり、相鉄・東急直通線（新設区間10.0km、開業により増加する相互直通路線延長10.0km）は用地取得や軟弱地質の補助工法等の課題を解消し、現在工事が順調に進捗しており、2022（令和4）年度下期の開業を予定している。よって、目標年度における目標達成が見込まれる。

（事務事業等の実施状況）

- ・都市鉄道等利便増進法に基づく連絡線等の整備に対する補助として、平成17年度に都市鉄道利便増進事業費補助を創設した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標については、目標達成に必要な神奈川東部方面線（相鉄・JR直通線及び相鉄・東急直通線）が、相鉄・JR直通線は2019年11月、相鉄・東急直通線は2022年下期の開業を予定していることから、Aと評価した。過去に、用地の取得が難航したことや当初想定よりも地質が軟弱で補助工法が必要となったことなどにより、開業時期を延期していることから、引き続き、開業予定時期に向け事業の着実な進捗を図っていく。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 鉄道局都市鉄道政策課（課長 吉田昭二）

業績指標 105

地域公共交通再編実施計画の認定総数\*

評価

B	目標値：100件（令和2年度） 実績値：33件（平成30年度） 初期値：15件（平成28年度）
---	---

（指標の定義）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通再編実施計画認定総数

（目標設定の考え方・根拠）

地域公共交通再編実施計画は、地域公共交通ネットワークの再構築について具体的な取組を記載するものであり、その事業実施に当たっては、国土交通大臣による認定が必要である。

地域公共交通再編実施計画の策定に対して具体的な意向を表明している地方公共団体は、平成31年3月末時点で87団体あり、これらの団体に対するノウハウ提供や相談対応等による支援を行っていくことにより、令和2年度までに認定件数が100件を超えることを実現する。

（外部要因）

地方公共団体による関係者との調整の難易度の差異

（他の関係主体）

総務省、公安委員会、地方公共団体（計画策定主体）等

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第41号）
  - ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（平成27年法律28号）
  - ・「まち・ひと・しごと創生基本方針」2018（平成30年6月15日）
5. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

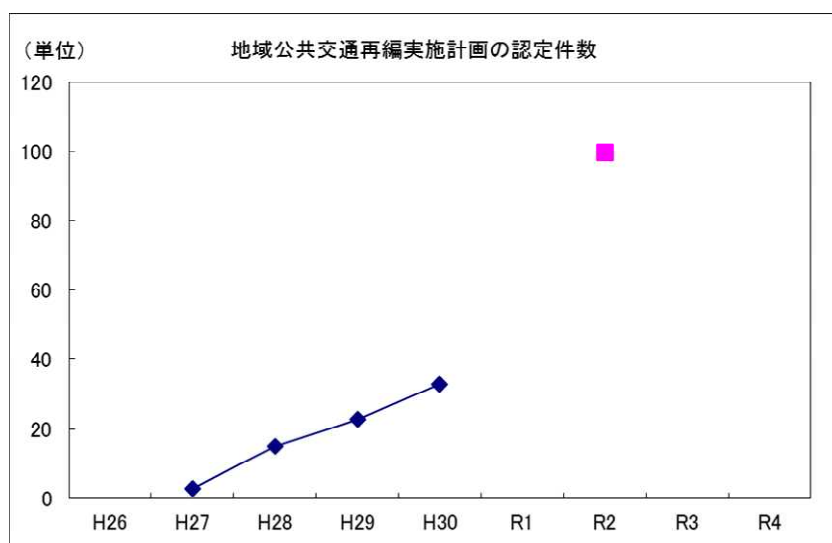
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	
—	3	15	23	33	



## 主な事務事業等の概要

### ○ 地域公共交通確保維持改善事業

多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。

(平成30年度予算額209億円)

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成30年度末時点での実績値は33件となっており、毎年度認定件数は伸びているが、順調ではない。

#### (事務事業等の実施状況)

地域公共交通の維持・活性化の推進に向け、地方公共団体向けのセミナー・研修の開催等のノウハウ支援に加え、平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、公共交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組を支援している。

なお、地域公共交通網形成計画については、平成31年3月末現在で500件の計画が策定されており、持続可能で地域最適な地域交通の形成に向けた取組が進められている。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

地域公共交通再編実施計画の策定件数の実績値は上記のとおりであり、目標の達成に向けて順調に推移しているとは言えないため、評価は「B」とした。今後も一定のペースで計画の策定及び認定は進んでいくものと考えられるが、再編実施計画の策定にあたっては、具体的な運行計画を詳細に定める必要があるため、地方公共団体による交通事業者や住民との調整が必要になり、多大な時間と労力を必要とする。引き続き、地域公共交通活性化再生法の趣旨を踏まえた質の高い計画が策定されるよう、地方公共団体への支援を行う。

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：総合政策局 公共交通政策部 交通計画課(課長 蔵持 京治)

関係課：総合政策局 公共交通政策部 交通支援課(課長 片山 敏宏)

自動車局 旅客課(課長 金指 和彦)

海事局 内航課(課長 飯塚 秋成)

航空局 航空ネットワーク部 航空事業課 地方航空活性化推進室(室長 藤林 健太郎)

鉄道局 鉄道事業課 地域鉄道支援室(室長 西尾 佳章)

**業績指標 106**

地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率

**評価**

B

目標値：減少率を毎年度縮小  
 実績値：－1.7%（平成29年度）※速報値  
 初期値：－1.0%（平成28年度）

**（指標の定義）**

地方部（三大都市圏を除く地域）における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率を毎年度低下させる。

**（目標設定の考え方・根拠）**

平成26年の改正地域公共交通活性化再生法施行以降、平成31年3月末現在で500件の地域公共交通網形成計画が策定されており、持続可能で地域最適な地域交通の形成に向けた取組が進められている。このような地域公共交通網形成計画に係るアウトカム指標として、地域における公共交通輸送人員の減少に歯止めをかけるという観点の指標を設定し、毎年度輸送人員の減少率を低下させることを実現する。

**（外部要因）**

人口減少、少子高齢化、地方都市の市街地内の人口密度低下、地方部における高齢者を含めたマイカー分担率の高さ、地方部の事業者の経営悪化、乗合バス運転手の人手不足、訪日外国人の増加に伴う需要増、AI等課題解決に資する新技術の開発等

**（他の関係主体）**

地方公共団体

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

新経済・財政再生計画改革工程表 2018（平成30年12月20日）

3-3 人口減少時代に対応したまちづくり

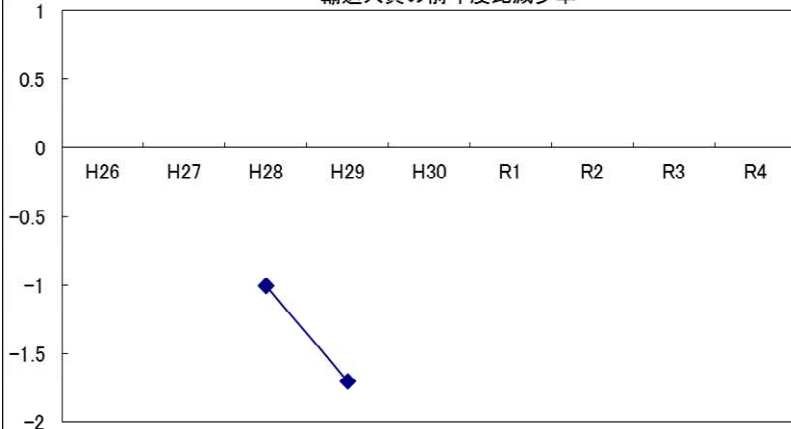
**過去の実績値**

（年度）

H25	H26	H27	H28	H29
—	—	—	-1.0%	※-1.7%

※5月7日時点の速報値

（単位：％） 地方部（三大都市圏を除く地域）における乗り合いバス及び地域鉄道の輸送人員の前年度比減少率



**主な事務事業等の概要**

○ 地域公共交通確保維持改善事業

多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。

（平成30年度予算額209億円）



## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成29年度末の実績値は-1.7%であり、減少率は0.7%大きくなったため、順調ではないといえる。

本指標をアウトカムと捉えた場合、アウトプット指標となる指標の動向を分析すると、参考指標70「地域公共交通網形成計画の策定件数」については、平成31年3月末現在で500件の計画が策定され、目標年度令和2年度の目標値を前倒しで達成しており、持続可能で地域最適な地域交通の形成に向けた取組が進められている一方、業績指標105「地域公共交通再編実施計画の認定総数」は目標に向かって順調とは言えないため、地域公共交通ネットワークの再構築について地方公共団体における取組を更に加速化させる必要がある。

#### (事務事業等の実施状況)

地域公共交通の維持・活性化の推進に向け、平成23年度に創設された地域公共交通確保維持改善事業により、公共交通の確保・維持・改善を目的とした地域の取組を支援している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標の実績値が目標を達成できていないことから、「B」と評価した。

本業績指標には、人口減少、少子高齢化、地方都市の市街地内の人口密度低下、地方部における高齢者を含めたマイカー分担率の高さの一方で高齢者の足の確保の必要性の増大、地方部の事業者の経営悪化、その一方でこれら諸課題を解決するAI等の新技術の出現や新モビリティサービスの構築など様々な外部要因が複合的に関わっている。

このため、平成30年度に「地域交通フォローアップ・イノベーション検討会」を設置し、地域における交通ネットワークの維持・確保に向け、地方公共団体・交通事業者等の多様な主体の連携・協同により、持続可能で地域最適な利便性の高い交通ネットワークの維持・確保を可能とする政策のあり方等を幅広く検討し、今年度中に必要な制度改正等に着手する。

### 担当課等(担当課長名等)

担当課：総合政策局 公共交通政策部 交通計画課(課長 蔵持 京治)

関係課：自動車局 旅客課(課長 金指 和彦)

鉄道局 鉄道事業課 地域鉄道支援室(室長 西尾 佳章)

**業績指標 107**  
 バスロケーションシステムが導入された系統数\*

<b>評 価</b>	
A	目標値：17,000系統（令和2年度） 実績値：21,951系統（平成29年度） 初期値：11,684系統（平成24年度）

**（指標の定義）**  
 バスロケーションシステム（無線通信やGPSなどを利用してバスの走行位置をバス停等で表示し、バス待ち客の利便を向上するシステム）を導入した乗合バスの系統数

**（目標設定の考え方・根拠）**  
 公共交通機関の利用者利便向上のための施策の進捗状況を図る指標として、これまでの伸び率を踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定

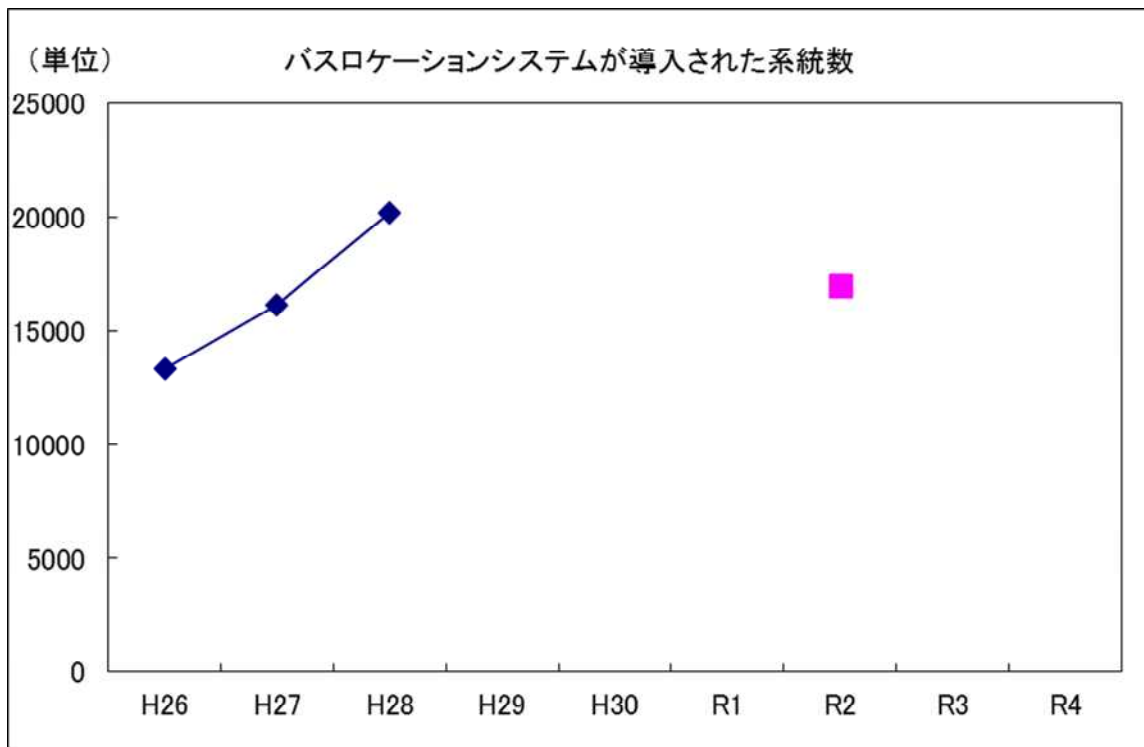
**（外部要因）**  
 なし

**（他の関係主体）**  
 バス事業者（事業主体）

**（重要政策）**  
**【施政方針】**  
 なし  
**【閣議決定】**  
 交通政策基本計画（平成27年2月13日）「歩行者や公共交通機関の利用者に対してバリアフリー情報、経路情報等の交通に関する情報を低コストで分かりやすく提供するため、スマートフォンや各種情報案内設備等を利用した交通に関する情報の提供方策を検討する。」第2章. 基本的方針A. 目標④  
**【閣決（重点）】**  
 なし  
**【その他】**  
 なし

単位：系統数

過去の実績値					(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	
13,342	16,165	20,196	21,951	集計中	



### 主な事務事業等の概要

訪日外国人旅行者数 4,000 万人、6,000 万人の実現に向け、滞在時に快適性及び観光地までの移動円滑化を図るため、訪日外国人旅行者の受入環境整備を行うための緊急対策を促進する。

・訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）予算額 96 億円の内数（平成 29 年度）

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### （指標の動向）

平成 30 年度の実績値は集計中であるが、バスロケーションシステムを導入した乗合バスの系統数の実績値は、平成 29 年度に 21,951 系統に達しており、目標年度に目標値を達成している。「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）」及び令和元年度に創設された「観光振興事業」を有効に活用することで実績値は増加するものと考えられる。

##### （事務事業等の実施状況）

バスロケーションシステムの導入等に対しては、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）として平成 29 年度に 37 件の補助を行った。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値は平成 29 年度に 21,951 系統に達しており、目標年度に目標値 17,000 系統を達成しているため「A」と評価した。バスの利便性向上への取組は積極的に推進しているところであるが、訪日外国人旅行者向けの対応がされていないバス停や情報提供のあり方など、解消すべき課題が残っている。

そこで、今後も補助制度の活用や関係機関との協力等により、バス事業者のインバウンド対応のための取組を支援し、訪日外国人旅行者が安心かつ円滑に目的地へ到着できるよう環境整備に取り組んでいく必要がある。

引き続き「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）」及び「観光振興事業」による支援を行うこととしたい。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局 旅客課（課長 金指 和彦）

関係課：該当なし

**業績指標 108**  
地方バス路線の維持率

**評価**

B	目標値：100%（平成30年度） 実績値：98.6%（平成30年度） 初期値：97.1%（平成20年度）
---	--

**（指標の定義）**

「地方バス路線」とは、地域間幹線系統における生活交通確保のため、協議会での協議結果に基づき策定した生活交通確保維持改善計画において維持が必要とされた広域的・幹線的路線であって、国土交通大臣が認定したものをいう。「維持率」とは、国土交通大臣が認定した地域間幹線系統（毎年度認定）に対して引き続き運行されている当該系統（翌年度末）の割合。

（分子）＝評価年度末に引き続き運行されている地域間幹線系統数

（分母）＝前々年度に国土交通大臣が認定した地域間幹線系統数

・初期値

分子：1,865系統

分母：1,920系統

・直近値

分子：1,599系統

分母：1,621系統

**（目標設定の考え方・根拠）**

協議会策定の計画において維持が必要とされ、国が支援することとした地域間幹線系統が維持されることを目指す。

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

総務省（地方財政措置）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

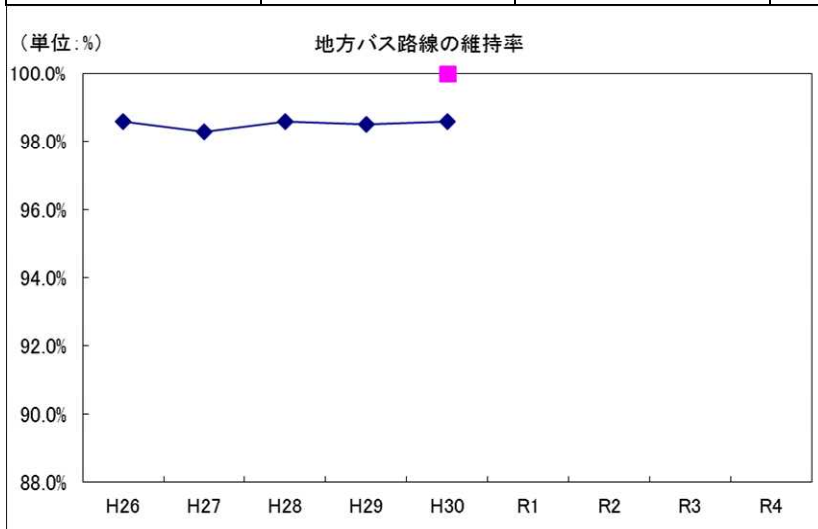
なし

**【その他】**

なし

単位：%

過去の実績値				
(年度)				
H26	H27	H28	H29	H30
98.6	98.3	98.6	98.5	98.6



## 主な事務事業等の概要

### 生活交通路線維持対策の実施

国と地方の適切な役割分担のもと、地域協議会において維持・確保が必要と認められ、国が定める基準に適合する広域的・幹線の路線に対してその維持対策費を補助する。

- ・地域公共交通確保維持改善事業 予算額 209 億円の内数（平成 30 年度当初）

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成 13 年度から国と地方の役割分担のもと、国は広域的・幹線の路線に重点化して支援してきており、平成 30 年度の実績値は 98.6%である。

これは、国が認定した平成 29 年 9 月末の系統数 1,621 系統のうち、平成 31 年 3 月末までに 22 系統が廃止となったためであるが、その内訳は、地域の関係者による協議を通じた類似系統の再編（13 系統）等によるもので、実質的には地域の生活交通は確保されており、毎年度ほぼ同じ割合で推移しているため、地域公共交通の維持というアウトカムは一定程度達成されているものと考えられる。「地域公共交通確保維持改善事業」に加え、平成 31 年度に都道府県の条例で定める路線におけるバス車両に係る税制特例措置が延長されたことから、これらの制度を有効に活用することで実績値は増加するものと考えられるが、目標年度に目標値の達成はできなかった。

なお、国及び地方公共団体の補助によるもののほかに、バス事業者の自助努力により、地域の足の確保が図られてきているが、バス事業者を取り巻く経営環境は依然厳しいことから、利用者数の減少の著しい系統や運行区間が重複している系統を再編することにより運行コストの低減が図られているところである。

#### （事務事業等の実施状況）

平成 30 年度においても国と地方の役割分担のもと、国は広域的・幹線の路線に重点化して支援し、生活交通路線維持対策を引き続き行っており、「地域公共交通確保維持改善事業」として 1,581 系統の補助を行った。

平成 26 年度に実施した政策アセスメント（平成 27 年度概算予算要求）である「ビッグデータの活用等による地方路線バス事業の経営革新支援」の事後評価については、本業績指標をもってその効果を測定しているところ、平成 30 年度は、目標値である 100%を達成していないが、上述のとおり実質的には地域の生活交通は確保されており、毎年度ほぼ同じ割合で推移している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

実質的に地域の生活交通は確保されているものの、業績指標の実績値が目標値を達成できていないことから、「B」と評価した。

地方バス路線に関しては、「地域公共交通確保維持改善事業」に加え、平成 31 年度に都道府県の条例で定める路線におけるバス車両に係る税制特例措置が延長されたことから、地域特性や実情に対応した最適な地域公共交通のネットワークの確保・維持を可能とするため、地域公共交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行を支援しているところ。

国土交通省としては、今後の人口減少が見込まれる中で、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成のため、地域の関係者に対して、地域の特性を十分踏まえた生産性向上のための取組の推進を促し、当該事業により、最適な地域公共交通のネットワークの確保・維持が行われるよう、効率的・効果的に支援を行うとともに、引き続き、地域の生活交通に支障が生じないよう、地域協議会に参画していくなどして支援を行って参りたい。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局 旅客課（課長 金指 和彦）

関係課：総合政策局 情報政策課

**業績指標 109**

航路、航空路が確保されている有人離島の割合 (①航路\*、②航空路\*)

**評価**

① A ② B	① 目標値：100% (令和2年度) 実績値：100% (平成30年度) 初期値：100% (平成24年度) ② 目標値：100% (令和2年度) 実績値：96% (平成30年度) 初期値：100% (平成23年度)
------------	---

**(指標の定義)**

- ① 分母は架橋等されていない及び海上公共交通に依存している有人離島、分子は海上運送法に規定する旅客定期航路または不定期航路が確保されている離島。
- ② 平成24年度において航空輸送が確保されている空港を有し、かつ近隣都市へ代替交通手段で移動すると概ね2時間以上かかる有人離島(北海道2空港、東京都5空港、島根県1空港、長崎県3空港、鹿児島県6空港、沖縄県8空港)のうち、当該年度で航空輸送が確保されている離島の割合。  
 (分子) = 当該年度において航空輸送が確保されている離島数  
 (分母) = 平成24年度において航空輸送が確保されている空港を有し、かつ近隣都市へ代替交通手段で移動すると概ね2時間以上かかる有人離島数

**(目標設定の考え方・根拠)**

- ① 離島住民の生活の足として公共交通を確保するため、有人離島の交通手段確保に向けた取組状況を測る指標として、現存する離島航路を今後とも確実に維持すべく設定。
- ② 生活交通手段として航空輸送が必要な離島について、その維持を図ることにより、住民の生活の足を確保することを目標とする。また長期的にも100%を維持することを目標とする。

**(外部要因)**

- ① 特記事項なし
- ② ・船舶等代替交通機関へのシフト  
 ・就航に適した機材の欠如

**(他の関係主体)**

- ① ・地方公共団体(事業主体)  
 ・民間事業者(事業主体)
- ② ・都道府県(国と協調または独自で離島航空路線維持対策を実施)  
 ・航空運送事業者(事業主体)

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

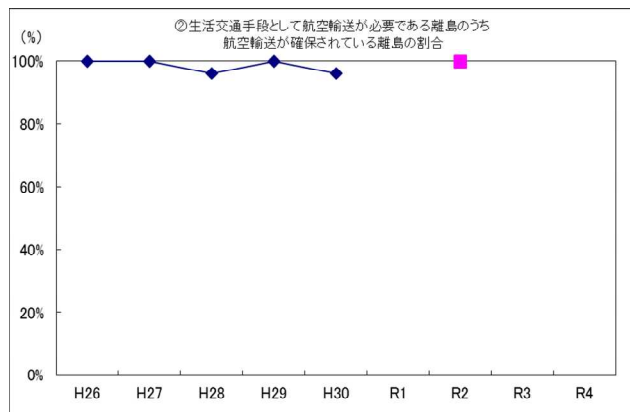
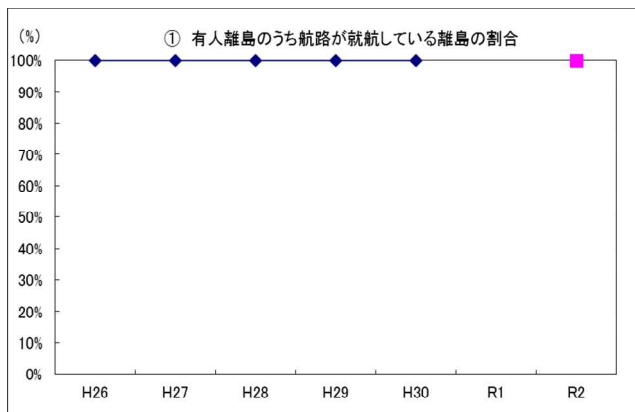
**【閣決(重点)】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	
① 100%	① 100%	① 100%	① 100%	① 100%	
② 100%	② 100%	② 96%	② 100%	② 96%	



## 主な事務事業等の概要

- ① ・離島航路の維持・改善を図り、民生の安定及び向上に資するため、離島航路事業者に対し、その欠損の一部を支援する。  
・離島航路の安定的運航、利便性を図り、もって、離島における生活・生産条件の格差是正及び離島の産業振興等に資するため、公設民営化のための船舶買取・建造や省エネ化・小型化への代替建造を行う場合に、その建造費の一部を支援する。
- ② 離島住民の日常生活に重要な役割を果たしている離島航空路について、安定的な輸送の確保のため運航費補助を実施するとともに、人の往来に要する費用の低廉化のため離島住民運賃割引を実施。  
※平成30年度予算額：地域公共交通確保維持改善事業 220億円の内数

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

- ① 平成30年度の架橋等されていない及び海上公共交通に依存している有人離島において、旅客定期航路または不定期航路が確保されたことから、実績値は100%で順調である。
- ② 対象となる25の有人離島のうち、1つの有人離島について航空輸送が確保されていない状況となっており、運航再開の時期についても具体化していないことから、順調でない。  
当該離島において航空輸送が確保されていないのは、運送事業者が平成27年に当該離島空港において事故を起こし、安全管理体制上の問題等から事業改善命令が発出されたこと等から長期間運航できない状態となり、平成30年1月から一時的に運航を再開したものの、損失見込みが過大であることから30年4月以降同路線の運航が再び休止していることによるものである。

#### (事務事業等の実施状況)

- ① ・平成30年度離島航路運営費補助63.4億円を確保し、120航路108事業者に交付した。  
・平成30年度離島航路構造改革補助6.3億円を確保し、20事業者に交付した。
- ② 平成30年度は、5事業者13航空路に対して補助を行った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ① 離島航路の運営費補助及び構造改革補助を積極的に活用することにより、離島住民の唯一の生活航路の確保を図ってきたところであり、100%を維持するとの目標を達成していることから、「A」と評価した。  
今後も、離島航路事業者の経営状況は人口の減少、高齢化の進展等により、さらに厳しい状況にあるが、引き続き離島航路の維持のために必要な支援をする。
- ② 平成30年度は、上記のとおり一部の有人離島において航空輸送が確保されず、実績値が96%となったため、「B」評価とした。  
離島航空路線は、離島住民の日常生活及び経済活動に必要な交通手段であり、競争力が弱く、コスト面で割高な離島航空路線の維持には、国による最低限の支援措置が必要不可欠であることから、現在の施策を維持するとともに、効果的な支援について引き続き検討し、目標達成を目指す。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：海事局内航課（課長 飯塚 秋成）  
航空局航空ネットワーク部航空事業課地方航空活性化推進室（室長：藤林 健太郎）  
関係課：

**業績指標 110**

鉄道事業再構築実施計画（鉄道の上下分離等）の認定件数\*

**評価**

A	目標値：10件（令和2年度） 実績値：10件（平成30年度） 初期値：4件（平成25年度）
---	---

**（指標の定義）**

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、鉄道の上下分離等のために地方自治体と鉄道事業者が共同で作成する「鉄道事業再構築事業実施計画」について、国土交通大臣が認定した件数。

**（目標設定の考え方・根拠）**

経営の厳しい地域鉄道を存続させるための公有民営方式の導入状況を測る指標として、これまでの伸び率を踏まえつつ、今後の取組を見込んで令和2年度までに10件の認定を目標とする。

**（外部要因）**

地元関係者間での協議

**（他の関係主体）**

地方公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会（地域公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体、関係する公共交通事業者など）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

なし

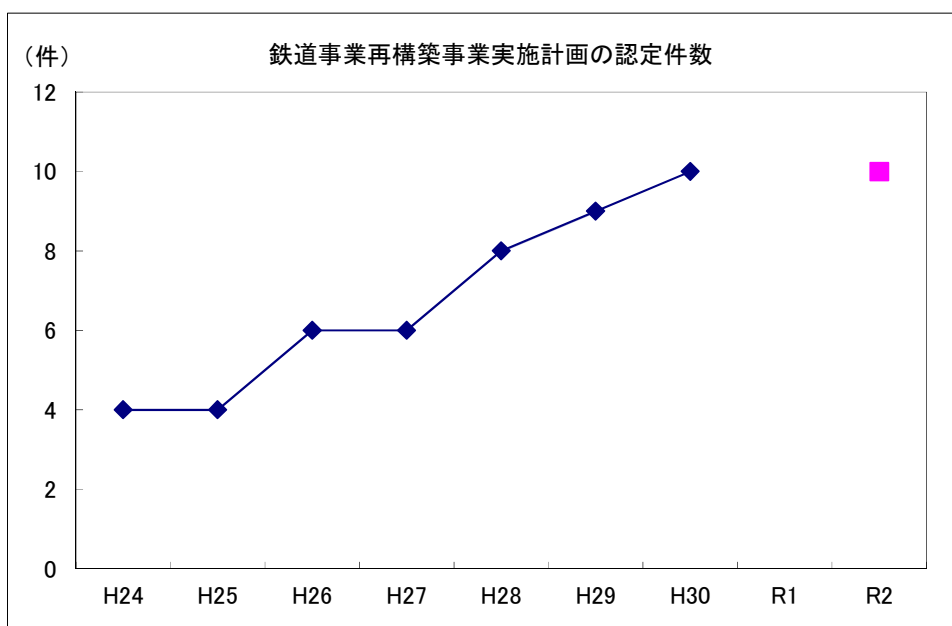
**【その他】**

なし

**過去の実績値**

(年度)

H26	H27	H28	H29	H30
6	6	8	9	10



**主な事務事業等の概要**

**【鉄道事業再構築事業】**

継続が困難又は困難となるおそれのある旅客鉄道事業を対象として、地方公共団体等と鉄道事業者が共同で鉄道事業再構築事業の計画を作成し、国土交通大臣が認定を行っている。



#### ○過去の認定案件

- ・福井鉄道（株）、福井市、鯖江市、越前市、福井県への認定（平成21年2月24日）
- ・若桜町、八頭町、若桜鉄道（株）への認定（平成21年3月13日）
- ・三陸鉄道（株）、岩手県及び関係12市町村への認定（平成21年11月30日）  
三陸鉄道（株）、岩手県及び関係12市町村に対する計画の変更認定（平成26年3月28日）
- ・甲賀市、信楽高原鉄道（株）、滋賀県への認定（平成25年3月4日）
- ・北近畿タンゴ鉄道（株）、WILLER TRAINS（株）及び関係9自治体への認定、四日市市及び四日市あすなろう鉄道（株）への認定（平成27年3月11日）
- ・山形鉄道（株）、長井市、南陽市、白鷹町及び川西町への認定（平成28年11月14日）
- ・伊賀市、伊賀鉄道（株）への認定（平成29年3月15日）
- ・（一社）養老線管理機構、養老鉄道（株）、大垣市、海津市、養老町、神戸町、揖斐川町、池田町、桑名市への認定（平成29年12月21日）
- ・三陸鉄道（株）、関係12市町村、岩手県、東日本旅客鉄道（株）への認定（平成31年1月31日）

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

###### （指標の動向）

継続が困難又は困難となるおそれのある旅客鉄道事業を対象として、地方公共団体等と鉄道事業者が共同で鉄道事業再構築事業の計画の作成に向けて検討をしていただいた結果、鉄道事業再構築事業実施計画の申請に至るケースが着実に増加しており、順調に推移している。

###### （事務事業等の実施状況）

平成20年に地域公共交通活性化再生法が改正されて鉄道事業再構築事業が創設されて以降、同事業を実施するための鉄道事業再構築実施計画が平成30年度までに10件作成され、国土交通大臣が認定を行っている。

##### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標について、平成30年度までの認定件数が目標値に達しており、着実に進んでいることからA評価とした。

令和元年度以降についても、鉄道事業再構築事業実施計画の策定を検討している自治体及び事業者に対して助言を行い、地域鉄道の活性化を推進していくこととする。

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課： 鉄道局鉄道事業課地域鉄道支援室（室長 西尾 佳章）

**業績指標 111**  
デマンド交通の導入数

**評価**

A	目標値：700市町村（令和2年度） 実績値：535市町村（平成29年度） 集計中（平成30年度） 初期値：311市町村（平成25年度）
---	--

**（指標の定義）**  
地域の生活の足を確保する観点で、デマンド交通を導入している市町村数を用いる。

**（目標設定の考え方・根拠）**  
近年における実績のトレンドを推計し、それに対応した目標値を設定。

**（外部要因）**  
なし

**（他の関係主体）**  
バス・タクシー事業者

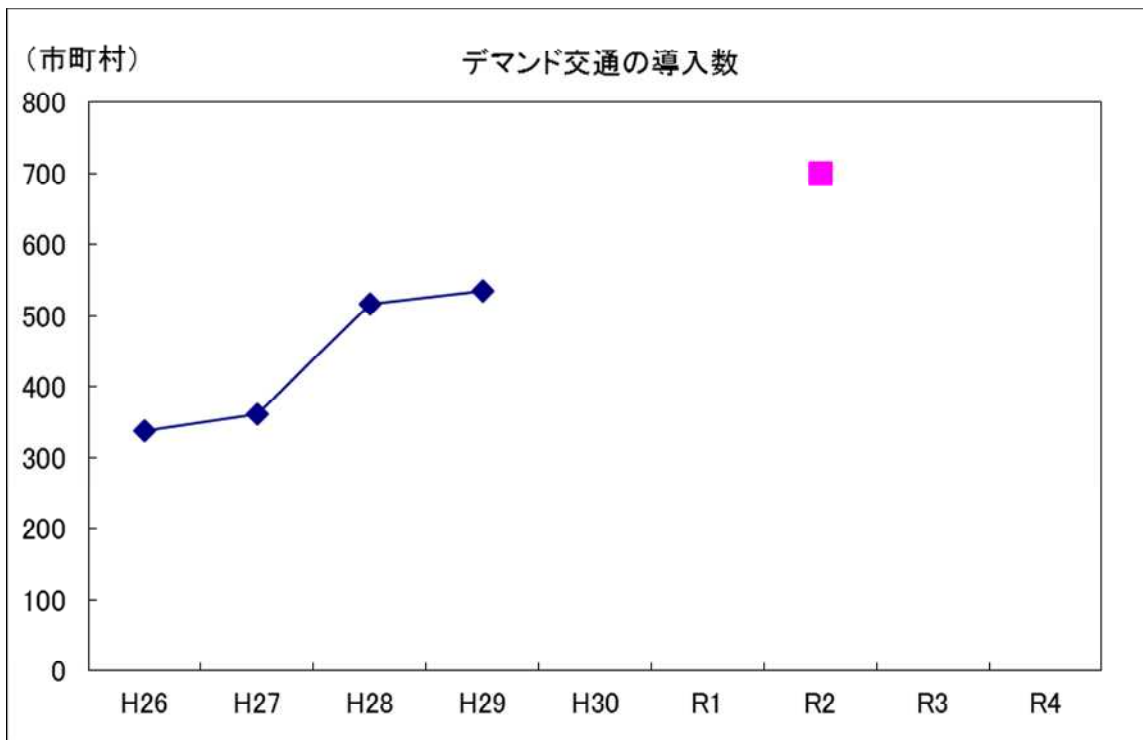
**（重要政策）**  
【施政方針】  
なし  
【閣議決定】  
交通政策基本計画（平成27年2月13日）「その際、自治体と民間事業者の役割分担を明確にした上で、公有民営方式やデマンド交通、教育、社会福祉施策との連携など多様な手法・交通手段を活用し、駐車場の適正配置等とも組み合わせながら、それぞれの地域における徒歩や自転車も含めたベストミックスを実現することを目指す。」第2章. 基本方針A. 目標①

**【閣決（重点）】**  
なし

**【その他】**  
なし

単位：市町村

過去の実績値					(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	
338	362	516	535	集計中	



## 主な事務事業等の概要

市町村で人口減少や少子高齢化に伴い地域の生活交通の維持が困難となる中で、地域の足を確保する手段として、デマンド交通（利用者の要望に応じて、機動的にルートを迂回したり、利用希望のある地点まで送迎したりするバスや乗合タクシー等）の導入を進めている。

・地域公共交通確保維持改善事業 予算額214億円の内数（平成29年度当初）

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

順調である。平成30年度の実績値は集計中であるが、デマンド交通を導入した市町村数は、平成29年度に535市町村と前年度から若干伸びの鈍化は見られるものの、前年度に引き続き、目標達成に向け想定していた伸び率を上回るトレンドを示しており、目標年度において目標達成が見込まれる。

鉄道や路線バスなどの公共交通が十分にない地域（交通空白地域）が拡大する中、デマンド交通はその状況を解消するための有効な手段のひとつとして導入促進が図られているところである。タクシー事業者による協力の強化や、地域公共交通確保維持改善事業の有効活用により、実績値は更に増加するものと考えられる。

#### （事務事業等の実施状況）

地域公共交通確保維持改善事業により補助を行った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

デマンド交通を導入した市町村数は、目標初期値の平成25年度からは増加傾向にあり、平成29年度の実績値は前年度から若干伸びの鈍化は見られるものの、前年度に引き続き、目標達成に向け想定していた伸び率を上回るトレンドを示しており、目標年度において目標達成が見込まれるため、A評価とした。

乗合バス事業者の廃止路線キロが年々増加傾向にあり、交通空白地域の拡大が進む中で、地方バス路線の維持を図りつつ、バス路線の合理化を図るための代替交通手段のひとつとして、また、交通空白地域内で確保する交通手段のひとつとして、デマンド交通の導入促進を引き続き進めていく。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局 旅客課（課長 金指 和彦）

関係課：

**業績指標 1 1 2**  
LRT の導入割合（低床式路面電車の導入割合）

**評 価**

A	目標値：35%（令和2年度） 実績値：32.4%（平成30年度） 初期値：24.6%（平成25年度）
---	--

**（指標の定義）**  
軌道事業者が保有する路面電車の全車両のうち、低床式路面電車の車両（LRV）の割合

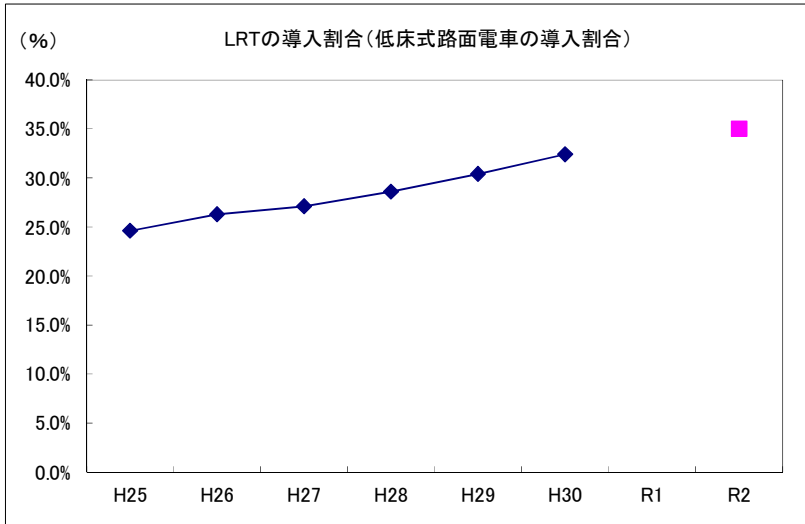
**（目標設定の考え方・根拠）**  
自家用車から公共交通機関への転換による道路交通の円滑化を促進するための施策の進捗状況を測る指標として、これまでの伸び率を踏まえつつ、今後の取り組みを見込んで設定

**（外部要因）**  
地元関係者間での協議

**（他の関係主体）**  
LRTプロジェクト推進協議会（鉄軌道事業者、関係地方公共団体など）

**（重要政策）**  
**【施政方針】**  
なし  
**【閣議決定】**  
なし  
**【閣決（重点）】**  
なし  
**【その他】**  
なし

過去の実績値						(年度)
H25	H26	H27	H28	H29	H30	
24.6%	26.3%	27.1%	28.6%	30.4%	32.4%	



**主な事務事業等の概要**

- 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（交通サービス利便向上促進事業）  
訪日外国人旅行者等の移動に係る利便性の向上の促進を図るため、公共交通の利用環境改善（LRT導入）を支援  
予算額：8,532百万円の内数（平成30年度）  
(税制特例)
- 低床型路面電車に係る特例措置  
固定資産税 5年度分1/3 減収額 26百万円（平成29年度）

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

過去の導入実績及び今後の導入予見込みを勘案するとともに、事業者に対する国の支援を実施することにより、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に推移している。

#### (事務事業等の実施状況)

平成29年度は低床式車両が全事業者で14両（すべて補助対象）導入されたことにより、実績値が前年度に比べ1.2%増加しており、順調であったと評価できる。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標について、LRTの導入割合は着実に増加しており順調に推移していることからA評価とした。
- ・令和元年度以降についても、上記補助金を活用しながら軌道事業者のLRT導入を支援していくこととする。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 鉄道局鉄道事業課地域鉄道支援室（室長 西尾 佳章）

**業績指標 113 公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合**  
 (①三大都市圏\*、②地方中枢都市圏\*、③地方都市圏\*)

**評価**

①A ②B ③B	目標値：①90.8%、②81.7%、③41.6%（令和2年度） 実績値：①91.2%、②79.4%、③38.9%（平成30年度） 初期値：①90.5%、②78.7%、③38.6%（平成26年度）
----------------	---

**(指標の定義)**

圏域内人口のうち基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域内に居住している人口の割合  
 <分母>圏域内人口 <分子>公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口

※公共交通の利便性の高いエリアは、以下の圏域に含まれるエリア

- ・鉄道駅勢圏：オフピーク時に、片道運行間隔20分以下の駅を中心とする半径1km圏内
  - ・路面電車・新交通システム駅勢圏：オフピーク時に、片道運行間隔20分以下の駅・電停を中心とする半径500m圏内
  - ・バス路線沿線圏：オフピーク時に、片道運行間隔15分以下のバス路線から沿線300m圏内
- <地方中枢都市圏>札幌、仙台、広島、福岡・北九州の地方中枢都市と社会的、経済的に一体性を有する地域  
 <地方都市圏>三大都市圏、地方中枢都市圏に属さない市町村のうち、人口10万人以上の市町村

**(目標設定の考え方・根拠)**

- ・三大都市圏については、直近の伸び率の年率0.05%のトレンドで目標を設定。
- ・地方中枢都市圏と地方都市圏については、地方中枢都市圏の直近の伸び率の年率0.5%のトレンドで目標を設定。

**(外部要因)**

急激な人口減少、少子化、高齢化の進展

**(他の関係主体)**

地方公共団体（事業主体）、民間事業者（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

第169回国会 施政方針演説（平成20年1月18日）「市街地の中心部に公共施設や居住施設を集中したり、路面電車を導入する取組などを支援します。」

**【閣議決定】**

該当無し

**【閣決（重点）】**

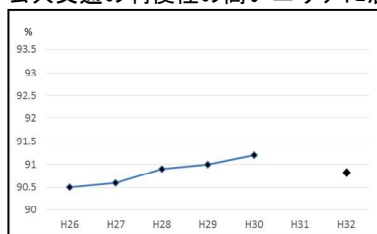
- ・第4次社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

**【その他】**

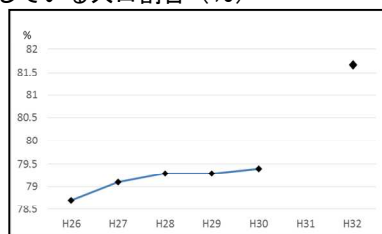
- ・平成19年7月20日 社会資本整備審議会「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか(第二次答申)」

過去の実績値					(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	
①90.5%、②78.7%、 ③38.6%	①90.6%、②79.1%、 ③38.7%	①90.9%、②79.3%、 ③38.9%	①91.1%、②79.3%、 ③38.9%	①91.2%、②79.4%、 ③38.9%	

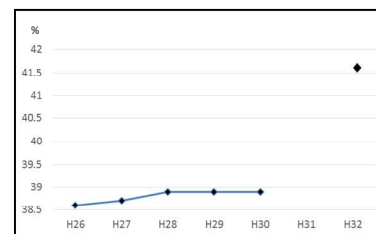
**公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合（％）**



①三大都市圏



②地方中枢都市圏



③地方都市圏

**主な事務事業等の概要**

徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場などの公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを整備し、都市交通の円滑化を推進するとともに、都市施設整備や土地利用の再編により都市再生の推進を図る。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

三大都市圏については、平成 30 年度の実績において、目標を達成。地方中枢都市圏、地方都市圏については、目標設定より低い伸び率で推移。

#### (事務事業等の実施状況)

自由通路、駅前広場等の交通結節点の整備やバリアフリー化、都市内公共交通の支援等により、公共交通の利便性向上と都市交通の円滑化を図ることで、都市・地域総合交通戦略を推進した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・①三大都市圏については、平成 30 年度の実績において目標を達成したため A と評価。②地方中枢都市圏、③地方都市圏については、目標設定より低い推移であるため B と評価した。
- ・公共交通の利便性の高いエリアへの居住は、施策実施後すぐに効果として発現するものではないが、すべての指標において前年度より増加または現状維持であることから、引き続き、既存事業による支援を継続するとともに、急激な人口減少、少子化、高齢化の進展にも対応した居住者にとって魅力ある中心市街地や公共交通沿線などまちなかにおける歩行者中心の空間づくり等の取組への支援を強化・充実させることで、公共交通の利便性の高いエリアに居住する人口割合を高めていく。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 街路交通施設課（課長 本田武志）

関係課：

**業績指標 114**  
踏切遮断による損失時間\*

評価	
A	目標値：約 117 万人・時/日 (令和 2 年度) 実績値：集計中 (平成 30 年度) 約 120 万人・時/日 (平成 29 年度) 初期値：約 123 万人・時/日 (平成 25 年度)

**(指標の定義)**  
踏切遮断による待ち時間がある場合と対策後の踏切通過に要する時間の差  
開かずの踏切等の遮断時間による損失時間  
＝踏切遮断による待ち時間がある場合に踏切通過に要する時間 (注) － 対策後に踏切通過に要する時間  
(注) 全国での 1 日あたりの踏切通過交通量 (人数) × 踏切での待ち時間

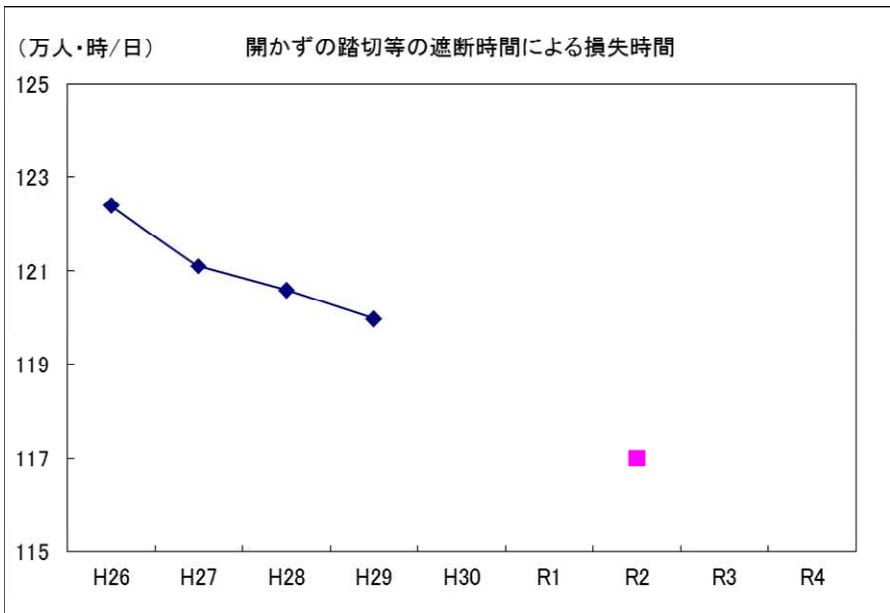
**(目標設定の考え方・根拠)**  
今後予定される連続立体交差事業や道路の立体化により削減が見込まれる開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間により設定。

**(外部要因)**  
地元調整の状況、踏切道の交通量等

**(他の関係主体)**  
・地方公共団体 (事業主体)、鉄道事業者

**(重要政策)**  
【施政方針】  
第 169 回全国施策方針演説 (平成 20 年 1 月 18 日)  
「開かずの踏切の解消など国民生活に欠かすことのできない対策は実施しなければなりません。」  
【閣議決定】  
京都議定書目標達成計画 (平成 20 年 3 月 28 日)  
「ボトルネック踏切等の対策といった交通流対策を実施する。」  
(第 3 章－第 2 節－1－(1)－①－イ－D)  
【閣決 (重点)】  
社会資本重点整備計画 (平成 27 年 9 月 18 日)「第 2 章に記載あり」  
【その他】  
なし

過去の実績値				(年度)
H26	H27	H28	H29	H30
約 122.4 万人・時/日	約 121.1 万人・時/日	約 120.6 万人・時/日	約 120.0 万人・時/日	集計中





## 主な事務事業等の概要

開かずの踏切等の解消

- ・「開かずの踏切」等による渋滞の解消や踏切事故防止のため、連続立体交差事業等を支援します。(◎)

予算額：

道路整備費 16,662 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 8,940 億円（国費）等の内数（平成 29 年度）

道路整備費 16,677 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金 8,886 億円（国費）等の内数（平成 30 年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・平成 30 年度は集計中であるが、平成 29 年度は連続立体交差事業等により、開かずの踏切等 82 箇所を解消しており、平成 28 年度の実績値約 121 万人・時/日に対して、平成 29 年度の実績値は、約 120 万人・時/日となっている。開かずの踏切等の遮断時間による損失時間は、各年度における地元調整の状況や各事業による踏切除却数により若干の変動はあるものの着実に減少しており、これまでの実績値のトレンドから順調に進捗していると考えられる。

（事務事業等の実施状況）

- ・開かずの踏切等に対し、連続立体交差事業や道路の立体化等により、踏切除却を行う抜本的な対策について工程の工夫等のスピードアップを図り推進している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間は、順調に減少しているため「A」と評価した。引き続き、開かずの踏切等の解消を推進し、踏切遮断による損失時間削減を目標としていく。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 道路局 路政課（課長 千葉 信義）

関係課： 都市局 街路交通施設課（課長 本田 武志）

鉄道局 施設課（課長 岸谷 克己）

**業績指標 115**

都市計画道路（幹線街路）の整備率\*

**評価**

A	目標値：66.5%（令和2年度） 実績値：集計中（平成30年度） 64.4%（平成28年度） 初期値：61.7%（平成24年度）
---	---

**（指標の定義）**

都市内においてまとまった交通を受け持つとともに都市の骨格を形成する都市計画道路（幹線街路）の整備については、都市における交通の快適性、利便性の向上はもとより、都市の防災性等、都市機能全般を向上させるものであり、都市計画道路（幹線街路）の計画延長に対する完成延長の割合を指標として設定。

<分母>都市計画道路（幹線街路）の計画延長

<分子>都市計画道路（幹線街路）の完成延長

数値の根拠

○初期値 40,122.39 km /65,020.97 km

○直近値 41,090.48 km /63,849.56 km

**（目標設定の考え方・根拠）**

都市内においてまとまった交通を受け持つとともに都市の骨格を形成する都市計画道路（幹線街路）の整備については、都市における交通の快適性、利便性はもとより、都市の防災性等、都市機能全般を向上させるものであり、都市計画道路（幹線街路）の計画延長に対する完成延長の割合を目標値として設定。

年0.6%の伸びを確保するように目標値を設定。

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

地方公共団体（事業主体、計画主体）、民間事業者（事業主体）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

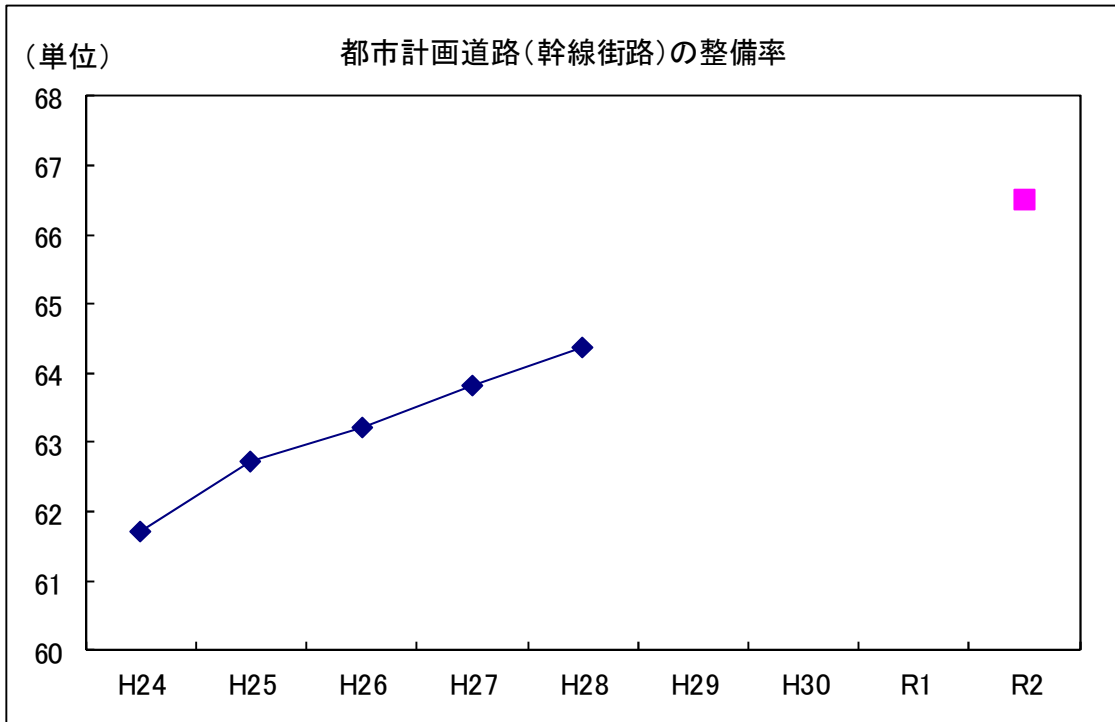
**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)	
H26	H27	H28	H29	H30	
63.2%	63.8%	64.4%	集計中	集計中	



#### 主な事務事業等の概要

・都市計画道路(幹線)の整備

通勤や病院などの日常の暮らしを支える生活圏の中心部につながる道路網や、救急活動に不可欠な道路網の整備、隘路の解消を図るための現道拡幅及びバイパス整備等を推進し、地域内の移動円滑化を図る(◎)

予算額(事業費)

道路整備費12,301億円及び社会資本整備総合交付金等38,340億円の内数(平成29年度当初予算)

道路整備費12,494億円及び社会資本整備総合交付金等38,800億円の内数(平成30年度当初予算)

(注)◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

###### (指標の動向)

平成29年度以降の実績は集計中であるが、年間約300kmの都市計画道路が完成していることを踏まえると、平成28年度と比べて上昇することが見込まれ、過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調である。

###### (事務事業等の実施状況)

地域内の移動円滑化を図るため、日常の暮らしを支える生活圏の中心部につながる道路網や、救急活動に不可欠な道路網の整備、隘路の解消を図るための現道拡幅及びバイパス整備等を推進している。

##### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成28年度に比べて上昇することが見込まれ、目標達成へ向け順調に推移していることから、A評価とした。また、今後も都市計画道路の着実な整備促進に向け、引き続き都道府県等に対し支援・助言等を行う。

#### 担当課等(担当課長名等)

担当課：都市局街路交通施設課(課長 本田 武志)

関係課：都市局都市計画課(課長 楠田 幹人)

**業績指標 116**  
技術基準類の改訂等により ICT 活用施工が可能となる工種数

<b>評 価</b>	
A	目標値：6工種（令和2年度） 実績値：5工種（平成30年度） 初期値：2工種（平成29年度）

**（指標の定義）**  
我が国の建設現場の生産性向上に資する施策として進めている「i-Construction」において、技術基準類の改訂等により ICT 活用施工が可能となる工種数。

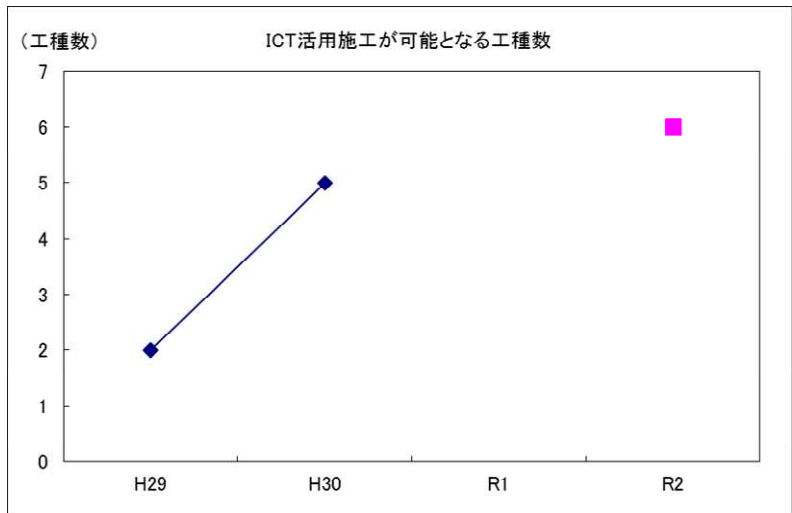
**（目標設定の考え方・根拠）**  
建設業における生産性、施工品質、安全性のさらなる向上を図るため、直轄工事における ICT 活用施工の件数の拡大を目指し、技術基準類の改訂等により ICT 活用施工が可能となる工種数を平成32年度までに6工種を設定した。

**（外部要因）**  
なし

**（他の関係主体）**  
なし

**（重要政策）**  
【施政方針】  
なし  
【閣議決定】  
1. 経済財政運営と改革の基本方針2016（閣議決定）  
2. 「日本再興戦略」改訂2016（閣議決定）  
【閣決（重点）】  
なし  
【その他】  
なし

過去の実績値					（年度）
H26	H27	H28	H29	H30	
—	—	—	2工種	5工種	



### 主な事務事業等の概要

予算額：35,684（千円）

国土交通省が打ち出した i-Construction のトップランナー施策の一つとして、地方公共団体・中小建設業者への ICT 土工のメリットや業務プロセスの浸透に加え、土工以外の工種への拡大のための技術基準の検討を実施する。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成30年度は新たに3工種設定しており目標の6工種の達成が見込まれるため順調である。

(事務事業等の実施状況)

工種の拡大により、ICT活用施工が実施出来る工事が多くなることが見込まれるため、順調であると評価出来る。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

ICT活用施工の実施が出来る工事を増やすため、また新たに工種の拡大を行うこととし、Aと評価した。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課： 公共事業企画調整課 丹羽 克彦

関係課：

**業績指標 117**

国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業において用地取得が困難となっている割合

(用地あい路率：過去5年度の平均)

評価	
B	目標値：2.30% (平成29～令和3年度の平均) 実績値：2.71% (平成25～29年度の平均) 集計中 (平成26～30年度の平均) 初期値：2.55% (平成23～27年度の平均)

**(指標の定義)**

単年度の用地あい路率は、国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業における用地取得で、用地買収着手後3年以上経過し、かつ、当年度中に契約見込みのない「あい路」(注)となった件数の、当該事業地区の契約済み及び未契約件数の総数における割合(%)。

(注) 用地買収着手後3年以上の案件で、予算の裏付けはあるが、地権者ないし地域住民との調整に困難が生じ、当該年度内に契約見込みがないものをいう。

初期値：(2.70(%) + 2.32(%) + 2.27(%) + 2.68(%) + 2.77(%) ) / 5 (年度)

目標値：2.55(%) \* 0.9

直近値：1,135(件) / 42,670(件)

**(目標設定の考え方・根拠)**

用地取得の円滑化・迅速化による効率的な事業の実施のため、あい路解消に関する諸施策を講じることにより、目標値(平成29～令和3年度の5カ年度のあい路率の平均)は、実現可能性のある数値として現況(平成23～27年度までの過去5カ年の平均)から1割改善させることとして設定。

また、長期的にもできる限り改善していく。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

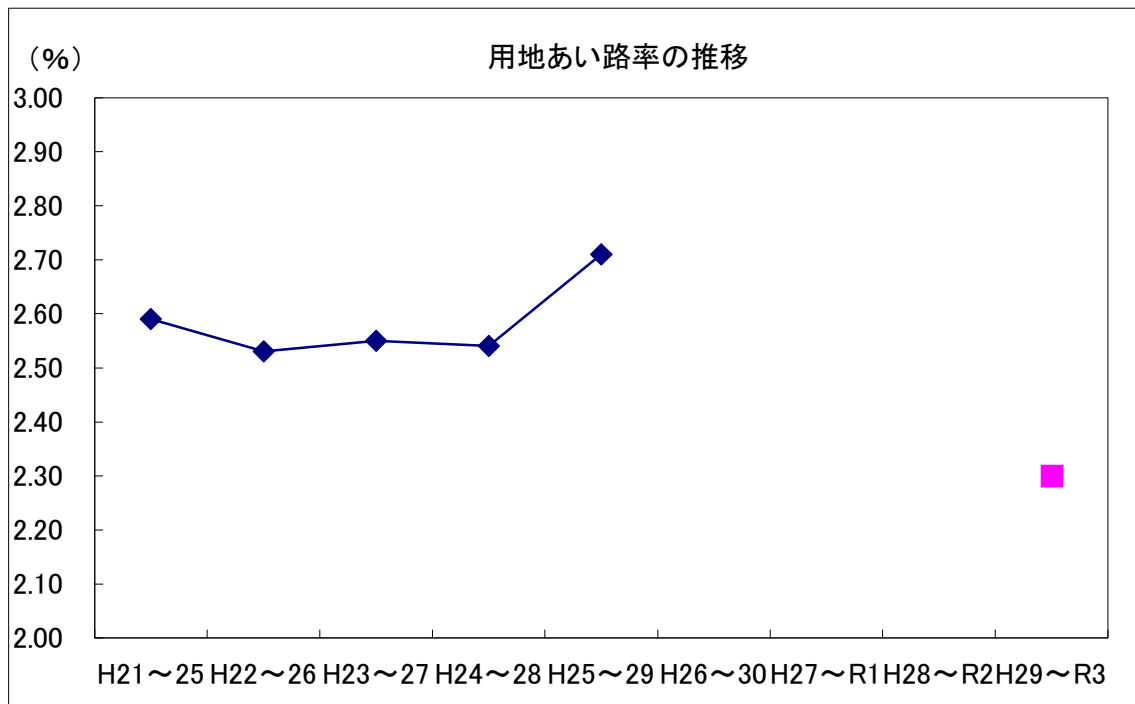
**【閣決(重点)】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値						(年度)
H25	H26	H27	H28	H29	H30	
2.27%	2.68%	2.77%	2.66%	3.17%	集計中	
H21～H25の平均	H22～H26の平均	H23～H27の平均	H24～H28の平均	H25～H29の平均	H26～H30の平均	
2.59%	2.53%	2.55%	2.54%	2.71%	集計中	



**主な事務事業の概要**

- 用地補償基準の適正化等に関する検討  
 経済社会情勢の変化に対応した損失補償基準としていくため、見直すべき補償項目を把握し、緊急度の高い補償項目から計画的に見直しを行っていくことを定めた「補償基準等見直しアクションプラン」に基づき、以下のような見直しの必要性の高い項目に関する損失補償基準等について検討を行う。
  - ・建物移転料の標準耐用年数表の見直し（平成30年度予算額：7,006千円）
  - ・建物・機械設備・附帯工作物の標準耐用年数等の見直し（令和元年度予算額：7,223千円）
- 収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除（所得税、法人税）  
 収用交換等により資産を譲渡した場合（買い取られた場合）において、その資産の譲渡所得等から5,000万円（譲渡所得等の金額が5,000万円に満たないときはその金額）が特別控除される。
- 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（所得税、法人税）  
 土地等が、土地収用法等の規定に基づいて資産の収用等を行う者によってその収用等の対償（代替地）に充てるために買い取られた場合や、公有地拡大推進法の先買い制度により買い取られた場合等において、その資産の譲渡所得から1,500万円が特別控除される。
- 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税）  
 収用等により資産が買い取られ補償金を取得した場合に、その補償金の全部又は一部の金額で代替資産を取得したときは、その譲渡所得について課税が繰り延べられる（譲渡がなかったものと扱われる）。
- 交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（所得税、法人税）  
 収用等により資産が買い取られた場合、金銭補償に代えてその資産と同種の資産の交付を受ける場合に、その譲渡所得について課税が繰り延べられる。
- 相続税の納税猶予等を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合の利子税の特例（相続税・贈与税）  
 相続税の納税猶予等を受けている農地等を収用交換等により譲渡した場合には、譲渡面積に対応する相続税と併せて納付すべき猶予期間中の利子税の1/2（平成26年4月1日から令和3年3月31日までの間に収用交換等により譲渡した場合については全部）を免除する。
- 相続税の納税猶予等を受けている農地等を公共事業の用に供するため一時使用した場合の納税猶予制度の特例（相続税・贈与税）  
 公共事業の用に供するために相続税の納税猶予を受けている農地に地上権、賃借権又は使用借権による権利（以下「地上権等」という。）を一時的に設定した場合で、当該農地等を一時使用後も農業の用に供するときには、当該地上権等の設定はなかったものとみなし、納税猶予を継続する。
- 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（所得税、個人住民税、法人税）  
 所有期間が5年を超える土地等の譲渡のうち、個人又は法人が国若しくは地方公共団体等に対する土地等の譲渡を行った場合において、課税の軽減措置を講じる。
- 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の短期譲渡所得の課税の特例（所得税、個人住民税、法人税）  
 所有期間が5年以内の土地等の譲渡のうち、個人又は法人が国若しくは地方公共団体等に対する土地等の譲渡を行った場合において、課税の軽減措置を講じる。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成30年度の実績値は令和元年度に調査予定であり把握することができないが、実績値がでている過去5年(25～29年度)の平均割合をみると2.71%と目標値を上回り順調であるとは言い難い。

用地あい路率は、過去の実績値をみると数値がばらつくことがあり、年度により数値が上下しうるものであるが、これまでの全体的な傾向は下落の方向にあったことから、現在検討を進めている補償基準等の見直し等により下落傾向に引き戻せれば、目標年度に目標値を達成することも期待できる。

#### (事務事業等の実施状況)

適正な補償を確保するため補償額算定の基となる補償基準等の見直し、補償額決定プロセスの機能強化に向けた検討を引き続き進めていく。また、用地取得の円滑化・迅速化を図る「用地取得マネジメント」(平成22年度で予算措置終了)については、22年度より本格的な運用を開始している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成25年度～平成29年度の平均割合が2.71%となっており、目標に対して順調に推移しているとは言い難いためBと評価した。

また、あい路の大きな要因の一つである補償額の不満については引き続き課題となっており、補償基準等の見直し、補償額の決定プロセスが機能強化されることにより補償額不満の解消に役立つものと考えられる。

引き続き、用地取得マネジメントの推進を図るとともに、補償基準等の見直し等により、年度ごとに多少の上下がある用地あい路率を下方に引き下げ、目標年度には用地あい路率の目標値を達成させることができるよう努めたい。

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：土地・建設産業局総務課公共用地室(室長 田中 和氏)



業績指標 118

個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率

- ① 道路 (i) 橋梁\* (ii) トンネル\*
- ② 河川 (i) 国、水資源機構\* (ii) 地方公共団体\*
- ③ ダム (i) 国、水資源機構\* (ii) 地方公共団体\*
- ④ 砂防 (i) 国\* (ii) 地方公共団体\*
- ⑤ 海岸\*
- ⑥ 下水道\*
- ⑦ 港湾\*
- ⑧ 鉄道\*
- ⑨ 自動車道\*
- ⑩ 公園 (i) 国\* (ii) 地方公共団体\*
- ⑪ 官庁施設\*

評 価			
①道路 (i) 橋梁	A	①道路	目標値：(i) 100% (令和2年度)
(ii) トンネル	A		(ii) 100% (令和2年度)
			実績値：(i) 81% (平成30年度)
			(ii) 53% (平成30年度)
			初期値：(i) — (平成26年度)
			(ii) — (平成26年度)
②河川 (i) 国、水資源機構	—	②河川	目標値：(i) 100% (平成28年度)
(ii) 地方公共団体	B		(ii) 100% (令和2年度)
			実績値：(i) 100% (平成30年度)
			(ii) 89% (平成30年度)
			初期値：(i) 88% (平成26年度)
			(ii) 83% (平成26年度)
③ダム (i) 国、水資源機構	—	③ダム	目標値：(i) 100% (平成28年度)
(ii) 地方公共団体	A		(ii) 100% (令和2年度)
			実績値：(i) 100% (平成30年度)
			(ii) 95% (平成30年度)
			初期値：(i) 21% (平成26年度)
			(ii) 28% (平成26年度)
④砂防 (i) 国	—	④砂防	目標値：(i) 100% (平成28年度)
(ii) 地方公共団体	A		(ii) 100% (令和2年度)
			実績値：(i) 100% (平成30年度)
			(ii) 79% (平成29年度)
			初期値：(i) 28% (平成26年度)
			(ii) 30% (平成26年度)
⑤海岸	A	⑤海岸	目標値：100% (令和2年度)
			実績値：71% (平成30年度)
			初期値：1% (平成26年度)
⑥下水道	A	⑥下水道	目標値：100% (令和2年度)
			実績値：100% (平成30年度)
			初期値：— (平成26年度)
⑦港湾	A	⑦港湾	目標値：100% (平成29年度)
			実績値：100% (平成29年度)
			初期値：97% (平成26年度)
⑧鉄道	A	⑧鉄道	目標値：100% (令和2年度)
			実績値：100% (平成30年度)
			初期値：99% (平成26年度)
⑨自動車道	B	⑨自動車道	目標値：100% (令和2年度)
			実績値：52% (平成30年度)
			初期値：0% (平成26年度)

⑩公園 (i) 国 (ii) 地方公共団体	— A	⑩公園	目標値：(i) 100% (平成28年度) (ii) 100% (令和2年度) 実績値：(i) 100% (平成30年度) (ii) 93% (平成29年度) 初期値：(i) 94% (平成26年度) (ii) 77% (平成26年度)
⑪官庁施設	A	⑪官庁施設	目標値：100% (令和2年度) 実績値：97% (平成29年度) 初期値：42% (平成26年度)

**(指標の定義)**

- ① (i) 道路橋(2m以上)の個別施設計画を策定した道路管理者の割合  
(道路橋(2m以上)の個別施設計画を策定した道路管理者数) / (道路橋(2m以上)を管理している道路管理者数)  
(ii) 道路トンネルの個別施設計画を策定した道路管理者の割合  
(道路トンネルの個別施設計画を策定した道路管理者数) / (道路トンネルを管理している道路管理者数)
- ② 堰、水門、排水機場等、主要な河川構造物について、施設毎に長寿命化計画を作成している施設の割合 (%)  
主要な河川構造物の長寿命化計画策定率 = (1) / (2)  
(1) : 長寿命化計画を策定済み施設数  
(2) : 堰、水門、排水機場等主要な河川管理施設の総数  
個別施設計画を策定した施設数/国・水資源機構・都道府県等が管理する施設のうち主要なものの総数
- ③ 長寿命化計画を作成しているダムの割合 (%)  
ダムの長寿命化計画策定率 = (1) / (2)  
(1) : 長寿命化計画を策定済みのダム数  
(2) : ダム総数
- ④ 砂防堰堤等の砂防関係施設について、長寿命化計画を策定した事業主体数の割合 (%)  
砂防関係施設の長寿命化計画策定率 = (1) / (2)  
(1) : 砂防関係施設における個別施設計画の策定数  
(2) : 砂防関係事業の実施数  
※国は箇所、地方公共団体は都道府県単位
- ⑤ 個別施設計画策定対象の地区海岸数のうち、個別施設計画を策定した地区海岸数の割合
- ⑥ 中長期的な維持管理・更新計画を策定している地方公共団体数の割合  
(分母) 下水道を管理している地方公共団体数  
(分子) 中長期的な維持管理・更新計画を策定している地方公共団体数
- ⑦ 重要港湾以上の港湾における水深7.5m以深の係留施設数のうち、個別施設計画が策定されている係留施設数の割合
- ⑧ 個別施設計画を策定した事業者数 / 個別施設計画の策定対象事業者数
- ⑨ 長寿命化計画を策定した自動車道事業者の割合
- ⑩ 国営公園総数及び優先的に公園施設長寿命化計画を策定する必要がある地方公共団体数のうち、個別施設計画を策定済みの国営公園数及び公園施設長寿命化計画を策定済みの地方公共団体数の割合
- ⑪ 個別施設計画を策定した施設数 / 各省庁の行動計画において個別施設計画の策定対象とした施設総数

**(目標設定の考え方・根拠)**

- ① 「インフラ長寿命化基本計画」等に従い設定。
- ② 本指標は、老朽化の進む河川構造物の点検・整備・更新等を、中長期の展望を持って効果的・効率的に推進していくことを目的に策定する河川構造物の長寿命化計画の策定状況を評価するものである。主要な河川構造物について確実な安全性を確保しつつ、長寿命化を促進し、コストの抑制を図るため、全ての主要な河川構造物について、できるだけ早期に計画を策定する必要があることから、国管理河川については平成28年度まで、地方公共団体管理河川については令和2年度までに主要な河川構造物の長寿命化計画の全施設の策定を目標とする。

- ③本指標は、ダムの点検・整備・更新等を、中長期の展望を持って効果的・効率的に推進していくことを目的に策定するダムの長寿命化計画の策定状況を評価するものである。確実な安全性を確保しつつ、長寿命化を促進し、コストの抑制を図るため、全てのダムについて、できるだけ早期に計画を策定する必要があることから、国、水資源機構管理ダムについては平成28年度まで、地方公共団体管理ダムについては令和2年度までに全ダムの策定を目標とする。
- ④本指標は、老朽化の進む砂防関係施設の点検・整備・更新等を、中長期の展望を持って効果的・効率的に推進していくことを目的に策定する砂防関係施設の長寿命化計画の策定状況を評価するものである。砂防関係施設について確実な安全性を確保しつつ、長寿命化を促進し、コストの抑制を図るため、できるだけ早期に計画を策定する必要があることから、国は平成28年度までに、地方公共団体は令和2年度までに砂防関係施設の長寿命化計画の策定完了を目標とする。
- ⑤インフラ長寿命化基本計画に基づき、海岸管理者による維持管理・更新等を着実に推進するため、長寿命化計画策定対象の地区海岸数のうち、長寿命化計画を策定した地区海岸数が令和2年度末時点で100%となる目標を設定。
- ⑥インフラ長寿命化基本計画におけるロードマップでの目標を踏まえ、地方公共団体が管理する施設については、令和2年度までに100%とすることを目標に設定。
- ⑦点検・維持修繕等の基礎となる長寿命化計画（個別施設計画）の早期策定のため長寿命化計画策定費補助の期限である平成29年度までに長寿命化計画（個別施設計画）が確実に策定されていることを目標に設定。
- ⑧「インフラ長寿命化基本計画」では、維持すべきインフラの機能の適正化を図るとともに、官民が連携してそれらを賢く使うなど、戦略的に維持管理・更新を行うことの重要性が掲げられおり、総合的・一体的なインフラマネジメントの実現を達成する必要があるため、令和2年度までにこれらすべての施設において個別施設毎の長寿命化計画を策定することを目標とする。
- ⑨令和2年度までに、全ての自動車道で長寿命化計画を策定することを目標とする。
- ⑩個別施設計画の策定状況を把握するために最適な指標であり、定期的に進捗を管理する必要があるため
- (i) 国 : 社会資本整備重点計画（閣議決定）において、平成28年度までに全ての国営公園で長寿命化計画を策定することを目標に設定。
- (ii) 地方公共団体 : 社会資本整備重点計画（閣議決定）において、令和2年度までに全ての策定対象地方公共団体で個別施設計画を策定することを目標に設定。
- ⑪策定対象施設について、令和2年度までに全ての対象施設で個別施設計画を策定することを目標に設定したものの。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

- ①地方公共団体等（事業主体）
- ②独立行政法人水資源機構、地方公共団体
- ③独立行政法人水資源機構、地方公共団体
- ④地方公共団体
- ⑤農林水産省、地方公共団体等
- ⑥地方公共団体（事業主体）
- ⑦地方公共団体等（事業主体）
- ⑧鉄軌道事業者
- ⑨自動車道事業者（事業主体）
- ⑩地方公共団体（事業主体）
- ⑪各省各庁（事業主体）

**(重要政策)**

**【施政方針】**

・第186回国会施政方針演説（平成26年1月24日）「ハードとソフトの両面から、事前防災・減災、老朽化対策に取り組み、優先順位を付けながら国土強靱（きょうじん）化を進めます。」

**【閣議決定】**

・日本再興戦略（平成25年6月14日）

- 基本計画に基づき、国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画（行動計画）を策定する。これにより、個別施設ごとの長寿命化計画策定の着実な推進を図り、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現する。（第Ⅱ．二．テーマ3（2）①Ⅱ）○インフラ長寿命化基本計画の策定）
- ・日本再興戦略改訂 2014（平成26年6月24日）  
インフラ長寿命化については、国や地方公共団体等の各インフラを管理・所管する者は、2016年度末までに「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定した上で、個別施設計画を策定し、メンテナンスサイクルを推進する。（第二．二．テーマ3（3））
  - ・日本再興戦略改訂 2015（平成27年6月30日）  
インフラ長寿命化については、これまでの取組に続き、国や地方公共団体等の各インフラを管理・所管する者は、来年度末までに「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定した上で、個別施設計画を策定し、メンテナンスサイクルを推進する。（第二．二．テーマ3（3））
  - ・経済財政運営と改革の基本方針（平成25年6月14日）  
安全性を確保しつつトータルコストを縮減するため、維持管理技術の開発促進と導入、ストック情報の整備とICTの維持管理への利活用、長寿命化計画の策定推進、メンテナンスエンジニアリングの基盤強化とそ  
のための体制整備等を進める。（第3章3．（2）②）
  - ・経済財政運営と改革の基本方針 2014（平成26年6月24日）  
「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、国や地方公共団体はインフラ長寿命化計画（行動計画）等の策  
定・実施を加速する。（第3章2．（2））
  - ・経済財政運営と改革の基本方針 2015（平成27年6月30日）  
社会資本の整備については、既存施設やソフト施策の最大限の活用を図りつつ、国際競争力の強化、国土  
強靱化、防災・減災対策、コンパクト・プラス・ネットワーク、老朽化対策などの分野について、人口減少  
等の社会構造の変化を踏まえ、選択と集中の下、ストック効果が最大限発揮されるよう重点化した取組を進  
める。（第3章5〔2〕）
  - ・経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成28年6月2日）  
社会資本整備については、「社会資本整備重点計画」等に基づき、既存施設の最大限の活用を図りつつ、  
国際競争力の強化、国土強靱化、防災・減災対策、コンパクト・プラス・ネットワーク、老朽化対策などの  
成長力を強化する分野に重点化し、ストック効果が最大限発揮されるよう、長寿命化の観点及び中長期的な  
建設業の担い手の確保の観点も踏まえ、建設生産システムの生産性向上を図りつつ、戦略的な取組を安定  
的・持続的に進める。（第2章2（5））
  - ・国土強靱化基本計画（平成26年6月3日）  
施設諸元や老朽化の進展状況など維持管理に必要な情報確保に努めつつ、関係府省庁や地方公共団体は、  
インフラ長寿命化基本計画に基づく行動計画及び個別施設計画をロードマップに沿ってできるだけ早期に  
策定し、真に必要な各インフラにおける点検・診断・修繕・更新、情報の整備に係るメンテナンスサイクル  
を構築するとともにメンテナンスサイクルが円滑に回るよう所要の取組を実施する。（第3章2．（横断的分  
野の推進方針（2））

【閣決（重点）】

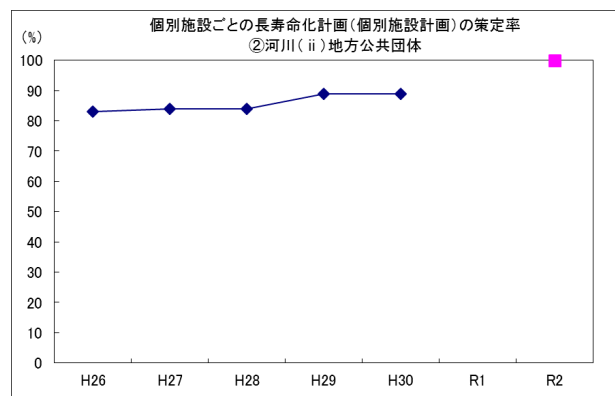
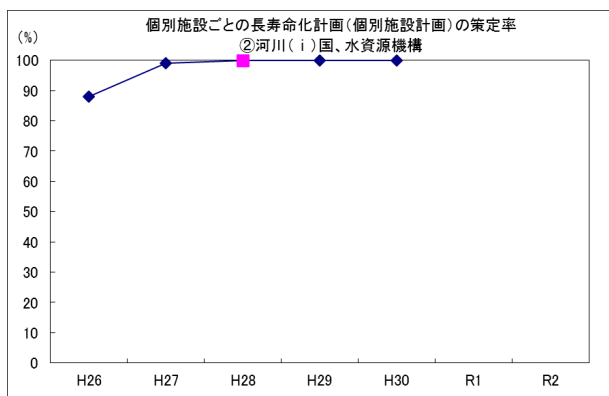
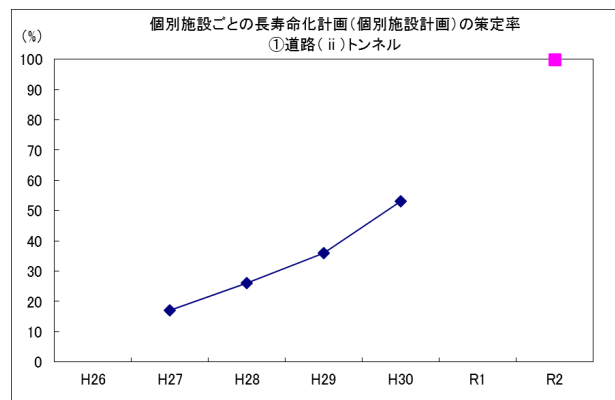
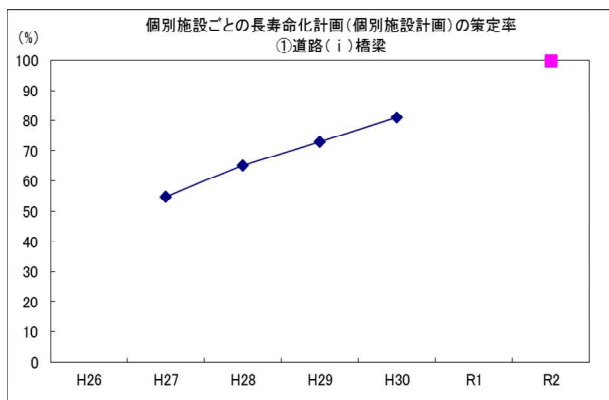
- ・社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

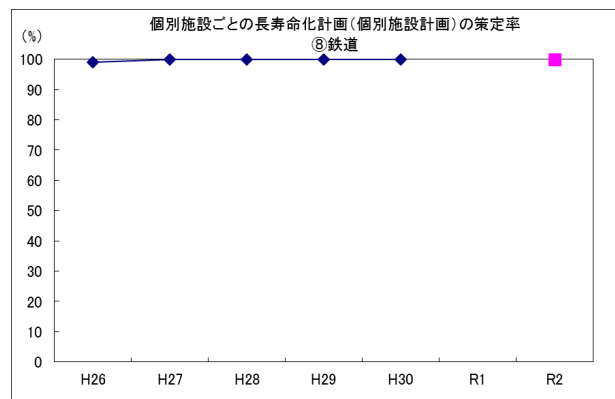
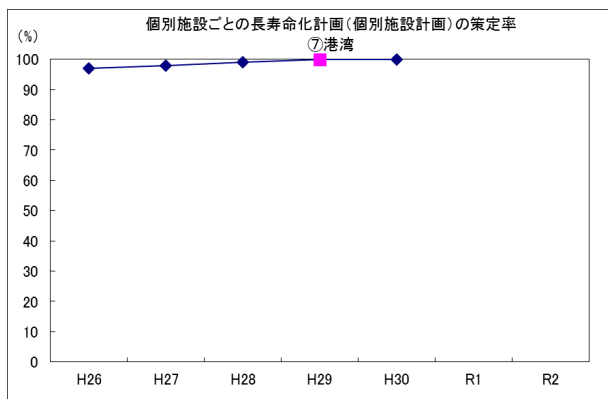
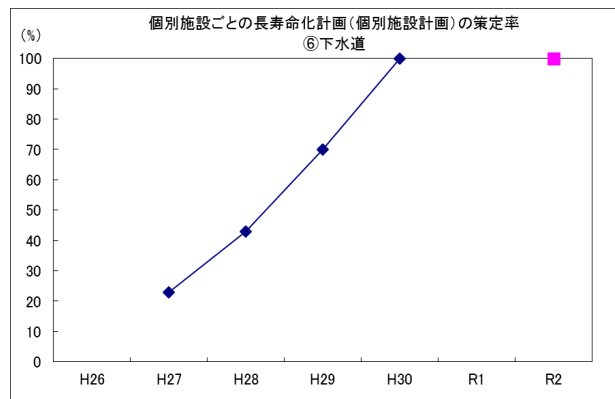
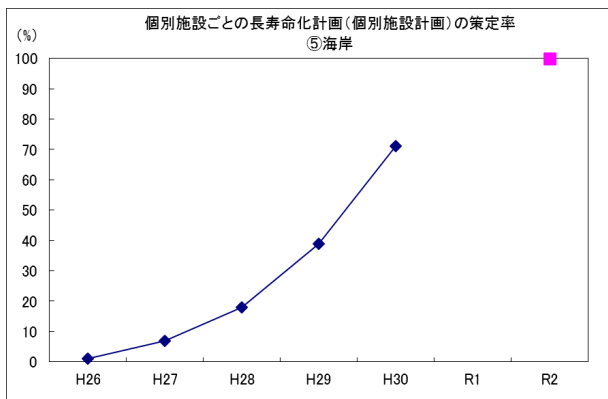
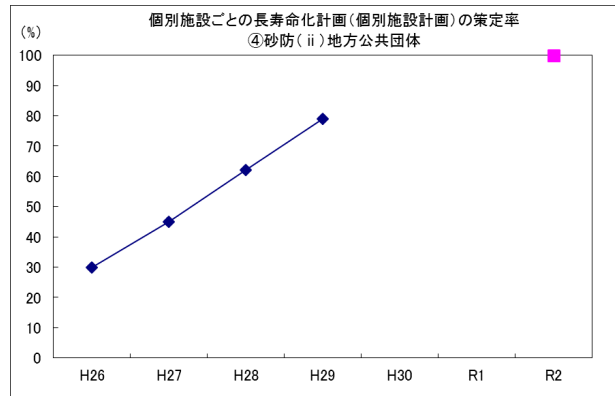
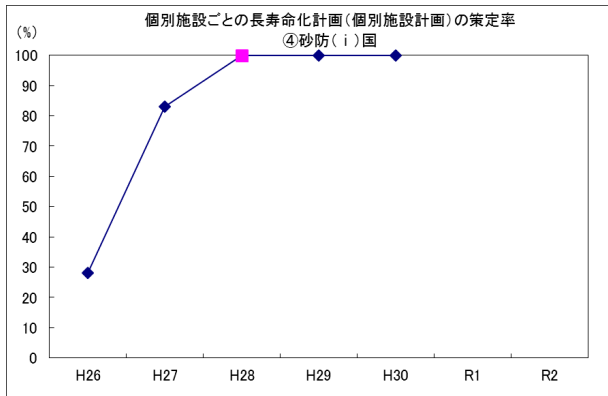
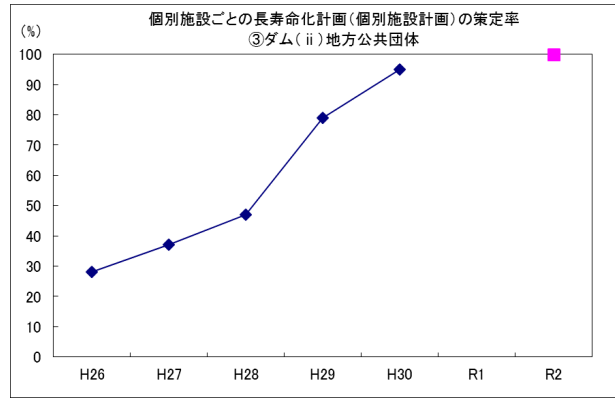
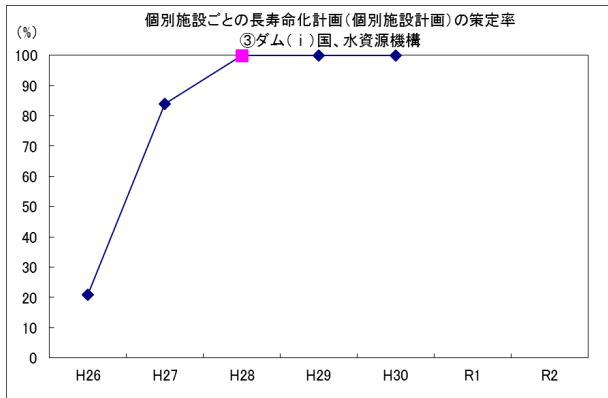
【その他】

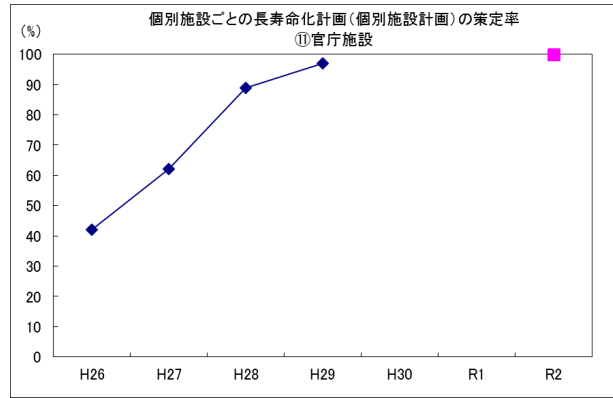
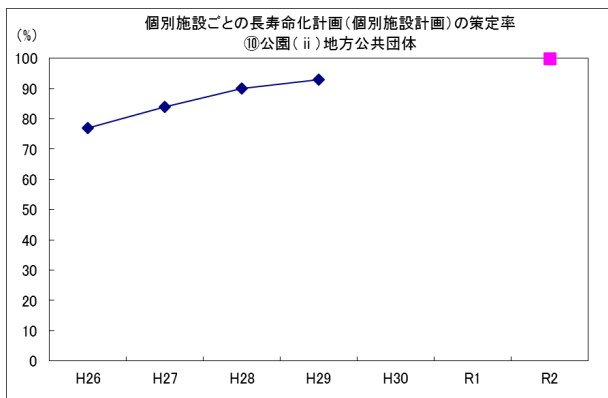
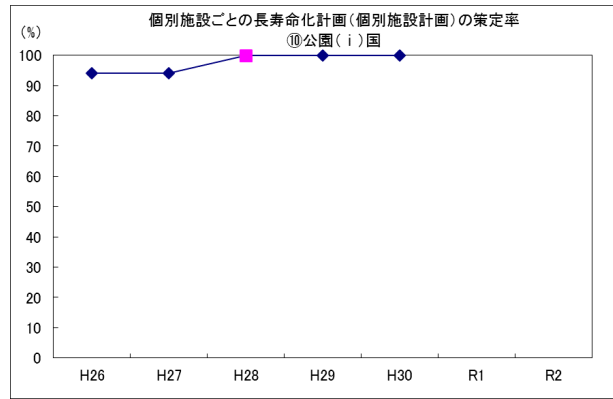
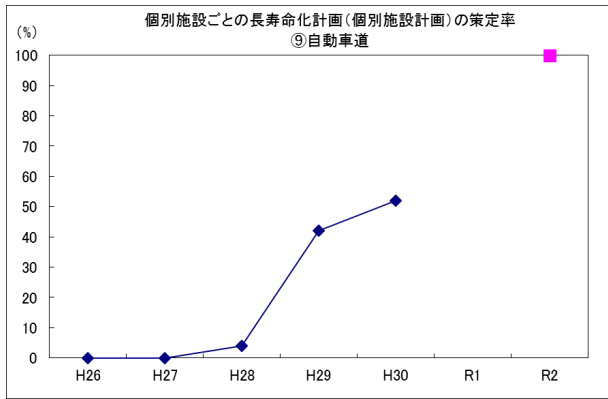
- ・インフラ長寿命化基本計画（平成25年11月29日）
- ・国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成26年5月21日）

過去の実績値①					(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	
(i) —	(i) 55%	(i) 65%	(i) 73%	(i) 81%	
(ii) —	(ii) 17%	(ii) 26%	(ii) 36%	(ii) 53%	
過去の実績値②					(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	
(i) 88%	(i) 99%	(i) 100%	(i) 100%	(i) 100%	
(ii) 83%	(ii) 84%	(ii) 84%	(ii) 89%	(ii) 89%	
過去の実績値③					(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	
(i) 21%	(i) 84%	(i) 100%	(i) 100%	(i) 100%	
(ii) 28%	(ii) 37%	(ii) 47%	(ii) 79%	(ii) 95%	

過去の実績値④ (年度)				
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
(i) 28%	(i) 83%	(i) 100%	(i) 100%	(i) 100%
(ii) 30%	(ii) 45%	(ii) 62%	(ii) 79%	(ii) 集計中
過去の実績値⑤ (年度)				
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
1%	7%	18%	39%	71%
過去の実績値⑥ (年度)				
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
—	23%	43%	70%	100%
過去の実績値⑦ (年度)				
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
97%	98%	99%	100%	100%
過去の実績値⑧ (年度)				
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
99%	100%	100%	100%	100%
過去の実績値⑨ (年度)				
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
0%	0%	4%	42%	52%
過去の実績値⑩ (年度)				
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
(i) 94%	(i) 94%	(i) 100%	(i) 100%	(i) 100%
(ii) 77%	(ii) 84%	(ii) 90%	(ii) 93%	(ii) 集計中
過去の実績値⑪ (年度)				
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
42%	62%	89%	97%	集計中







### 主な事務事業等の概要

#### ① 社会資本の戦略的な維持管理・更新を行う (◎)

- ・インフラ長寿命化基本計画に基づき、各社会資本の管理者は、維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画としての行動計画を平成28年度までに策定し、同行動計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、個別施設計画を令和2年度までに策定する。
- ・これらの計画に基づいて、施設の点検・診断を実施し、その結果により、例えば、緊急措置が必要な道路施設について、応急措置等を実施した上で、修繕、更新、撤去のいずれかを速やかに決定し、その実施時期を明確化するなど、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的に実施する。また、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用するというメンテナンスサイクルを構築し、「道路メンテナンス会議」等も活用しつつ継続的に発展させる。

予算額：

道路整備費16,602億円(国費)、社会資本整備総合交付金9,018億円(国費)、防災・安全交付金10,947億円(国費)等の内数(平成27年度)

道路事業費16,637億円(国費)、社会資本整備総合交付金8,983億円(国費)、防災・安全交付金11,002億円(国費)等の内数(平成28年度)

道路事業費16,662億円(国費)、社会資本整備総合交付金8,940億円(国費)、防災・安全交付金11,057億円(国費)等の内数(平成29年度)

道路事業費16,677億円(国費)、社会資本整備総合交付金8,886億円(国費)、防災・安全交付金11,117億円(国費)等の内数(平成30年度)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

②社会資本の的確な維持管理・更新（◎）

我が国においては、高度経済成長時代に集中投資した社会資本の老朽化の進行が見込まれていることから、社会資本がその役割を十分果たすことができるよう、適切な老朽化対策を講じる必要がある。そのため、社会資本の実態把握に努めるとともに、定期的な巡視、点検の実施や長寿命化計画の策定、予防的な修繕や計画的な更新を進めるなど、戦略的な維持管理・更新を実施する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

③社会資本の的確な維持管理・更新（◎）

我が国においては、高度経済成長時代に集中投資した社会資本の老朽化の進行が見込まれていることから、社会資本がその役割を十分果たすことができるよう、適切な老朽化対策を講じる必要がある。そのため、社会資本の実態把握に努めるとともに、定期的な巡視、点検の実施や長寿命化計画の策定、予防的な修繕や計画的な更新を進めるなど、戦略的な維持管理・更新を実施する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

④社会資本の戦略的な維持管理・更新（◎）

国、地方公共団体が、戦略的な維持管理・更新等に取り組み、維持管理のメンテナンスサイクルを構築するとともに、新技術の開発・導入、さらに、これらの取組を支える体制、法令、予算等の制度を構築することにより、国民の安全・安心を確保しつつ、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑤海岸保全施設の適切な維持管理の推進（◎）

海岸保全施設において、予防保全型の効率的・効果的な維持管理を推進し、背後地のより確実な防護と既存ストックの有効活用によるライフサイクルコストの縮減・平準化を図るため、海岸保全施設の老朽化状況を把握するとともに、長寿命化計画を策定し、当該計画に基づく効率的な老朽化対策を推進する。

予算額：防災・安全交付金 10, 899 億円（平成 28 年度国費）の内数

予算額：防災・安全交付金 11, 028 億円（平成 29 年度国費）の内数

予算額：防災・安全交付金 (P) 億円（平成 30 年度国費）の内数

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑥下水道施設の老朽化対策の推進（◎）

下水道施設の予防保全的な管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築を推進するため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

社会資本整備総合交付金予算額 8, 940 億円の内数（平成 29 年度）

8, 886 億円の内数（平成 30 年度）

防災・安全交付金予算額 11, 057 億円の内数（平成 29 年度）

11, 117 億円の内数（平成 30 年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑦個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定・実施（◎）

各社会資本の管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画を策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進。

予算額：

港湾整備事業費 2, 317 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等 19, 986 億円の内数（平成 28 年度）

港湾整備事業費 2, 321 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等 19, 997 億円の内数（平成 29 年度）

港湾整備事業費 2, 328 億円（国費）及び社会資本整備総合交付金等 20, 003 億円の内数（平成 30 年度）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。



⑧社会資本の戦略的な維持管理・更新（◎）

各社会資本の管理者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画を策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑨個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定要領を作成し、各自動車道事業者へ通知（◎）

インフラ長寿命化計画（行動計画）及び自動車局より通知した策定要領に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、個別施設計画を令和2年度までに全ての事業者において策定。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑩公園施設長寿命化計画策定調査による支援の実施（◎）

地方公共団体に対して、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定費用に係る支援を実施。

予算額：

社会資本整備総合交付金 8,885億円、防災・安全交付金 11,117億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 579億円の内数（平成30年度国費）

社会資本整備総合交付金 8,939億円、防災・安全交付金 11,057億円、内閣府計上の沖縄振興公共投資交付金 670億円の内数（平成29年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

⑪個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定・実施（◎）

インフラ長寿命化計画（行動計画）に基づき、個別施設計画ごとの具体の対応方針を定める計画として、個別施設計画を令和2年度までに策定する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

①業績指標の実績値については、平成30年度において、道路橋で81%、道路トンネルで53%となっており、順調である。

②（i）国、水資源機構が管理する主要な河川構造物の長寿命化計画については、平成28年度に目標達成済み。  
（ii）一部進捗が遅れている箇所があり、目標に近い実績を示していない。

地方公共団体が管理する主要な河川構造物の長寿命化計画については、

- ・社会資本整備総合交付金の交付
- ・中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領（技術）
- ・堤防等河川管理施設の点検結果評価要領の策定（技術）
- ・河川構造物の長寿命化計画策定の手引きの策定

などの従来の取組に加え、今年度より、河川維持管理会議に「河道および河川管理施設の長寿命化研究班」を立ち上げ、諸課題の解決や、目標達成に向けた取組支援等必要な措置を行うことにより、目標年度に目標値の達成が期待される。

③（i）国、水資源機構管理ダムの長寿命化計画については、平成28年度に目標達成済み。

（ii）順調である。

地方公共団体管理ダムの長寿命化計画について、

- ・社会資本整備総合交付金の交付
- ・ダム総合点検実施要領の策定
- ・ダム定期検査の手引き〔河川管理施設のダム版〕の策定
- ・ダム長寿命化計画の作成例の作成

などの取り組みにより、実績値の上昇が見込まれることから、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

④（i）国が管理する砂防関係施設の長寿命化計画については、平成28年度に目標達成済み。

（ii）順調である。

地方公共団体が管理する砂防関係施設の長寿命化計画については、過去の実績値によるトレンドを延長

すると目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

- ⑤平成28年度の実績値は18%であったが、平成30年度においては71%となっており、目標達成に向けて順調に推移している。
- ⑥順調である。平成30年度に目標達成済。
- ⑦目標年度である平成29年度に目標値を達成。
- ⑧平成26年度の実績値は99%であり、平成27年度以降の実績値は100%である。
- ⑨平成28年度の実績値は4%であったが、平成30年度においては52%となっており、目標達成に向けておおむね順調に推移している。
- ⑩国営公園においては、平成28年度に目標値を達成した。  
地方公共団体については、平成29年度時点で順調に増加している。
- ⑪平成29年度の実績値は97%まで増加しており、目標達成に向けて順調に推移している。

#### (事務事業等の実施状況)

- ①引き続き、個別施設計画に基づき、施設の点検・診断、修繕、更新、撤去の必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的に実施する。また、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用するというメンテナンスサイクルを構築し、「道路メンテナンス会議」等も活用しつつ継続的に発展させる。
- ②平成24年度、全国に対して河川構造物の長寿命化計画策定に関する通知を送付。  
平成28年度、全国に対して河川構造物の長寿命化計画策定の手引きの作成について通知を送付。  
平成29年度、「全国河川維持管理会議」を開催。
- ③平成24年度、全国に対して長寿命化計画策定に関する通知を送付。  
平成25年度、全国に対してダムの長寿命化計画策定について通知を送付。
- ④平成26年度、『砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案)』を作成。  
平成26年度、『砂防関係施設点検要領(案)』を作成。
- ⑤海岸保全施設の維持管理に関する予算については、適切に確保できている状況であり、海岸保全施設の適切な維持管理に取り組んでいるところである。
- ⑥平成27年度に、維持修繕基準や新たな事業計画等を定めた改正下水道法の施行に併せ、点検・調査、修繕・改築等の計画策定から対策実施に係る一連のプロセスを対象とした「下水道ストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-」を公表した。  
平成28年度に、計画的な改築更新や点検・調査を支援するため、新たな予算制度として「下水道ストックマネジメント支援制度」を創設した。  
平成26年度予算要求に係る政策アセスメント「No6. 下水道老朽管の緊急改築推進事業」については、平成28年度予算要求に係る政策アセスメント「No5. 下水道ストックマネジメント支援制度の創設」へと変更し、中長期的な維持管理・更新計画を策定している地方公共団体数は平成30年度に100%を達成した。
- ⑦平成29年度に各施設長寿命化計画策定率の目標値である100%を完了。
- ⑧個別施設計画を策定した事業者数が全対象事業者数に達したためAとした。
- ⑨平成29年3月に長寿命化計画(個別施設計画)の策定要領を作成し、各自動車道事業者へ通知した。  
平成30年度の実績値は52%となっており、目標達成に向けて順調に推移している。

⑩地方公共団体における公園施設の長寿命化計画策定率を向上するため、平成29年度においても、地方公共団体に対して、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査、及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定費用に係る支援を実施。

⑪対象となる各省各庁が所管する9,159施設のうち8,843施設で策定が完了している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ① 業績指標の実績値については、平成30年度において、道路橋で81%、道路トンネルで53%となっており、順調に推移していることから、Aと評価した。  
引き続き、令和2年度までの目標値100%に向け、「道路メンテナンス会議」等を活用し、各道路管理者と情報共有等を図りつつ、着実に個別施設計画を策定していく。
- ② 国管理河川においては平成28年度に目標を達成している。  
地方公共団体管理河川については、過去の実績値によるトレンドを延長しても目標値は達成できないこととなるため、Bと評価した。  
また、地方公共団体管理河川の目標達成に向けた取組みとして、
  - ・平成26年3月に中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の状態把握をするための点検を支援するため、「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」を策定
  - ・平成27年3月に中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検結果の評価を支援するため、「堤防及び護岸点検結果評価要領（案）」及び「樋門・樋管点検結果評価要領（案）」（平成28年3月に「堤防等河川管理施設の点検結果評価要領（案）」に統合）を策定
  - ・中小河川の河川維持管理の維持管理技術の向上や基準類の充実等を図るための「全国河川維持管理会議」等を開催し、積極的に支援。
  - ・平成29年3月に長寿命化計画の策定が進むよう支援するため、「河川構造物の長寿命化計画策定の手引き」を策定
  - ・社会資本整備総合交付金により長寿命化計画の策定等に必要な予算面の支援などの従来の取組に加え、今年度より、河川維持管理会議に「河道および河川管理施設の長寿命化研究班」を立ち上げ、諸課題の解決や、目標達成に向けた取組支援等必要な措置を行う。上記取組により、長寿命化計画の策定に必要な予算や点検の実施を支援するとともに、適切に技術的助言を行っており、目標年度に目標値の達成が期待される。
- ③ 国、水資源機構管理ダムにおいては平成28年度に目標を達成している。地方公共団体管理ダムについては、過去の実績値によるトレンドを延長する目標値の達成が見込まれるため、Aと評価した。  
また地方公共団体管理ダムの目標値達成に向けた取組みとして、
  - ・平成25年10月に効率的・効果的なダムの総合点検を実施するため、手順等について実施例を交え「ダム総合点検実施要領・同解説」として策定
  - ・平成27年5月には長寿命化計画の作成例を作成
  - ・平成28年3月に定期検査の適切な実施に資するダム定期検査の手引き〔河川管理施設のダム版〕を策定
  - ・定期検査及び総合点検にあたっては専門家の派遣や専門知識の提供等、積極的な支援
  - ・社会資本整備総合交付金により長寿命化計画の策定等に必要な予算面の支援などを実施しているところ。上記取組により、長寿命化計画の策定に必要な予算や定期検査・総合点検の実施を支援するとともに、適切に技術的助言を行っており、今後も、実績値が上昇する予定であり、目標年度には目標値を達成すると見込まれる。
- ④ 国が管理する砂防関係施設の長寿命化計画については、平成28年度に目標達成している。  
地方公共団体が管理する砂防関係施設の長寿命化計画については、過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値を達成すると見込まれ、順調に推移しており、Aと評価した。今後も引き続き、地方公共団体において砂防関係施設の長寿命化計画の策定を進める。
- ⑤ 平成30年度の実績値は約71%であり、平成29年度に比べて大きく増加しており、着実な進捗を示していると言えるため、Aと評価した。
- ⑥ 当指標は平成30年度に目標値を達成したため、Aと評価した。
- ⑦ 業績指標について、目標値である100%を達成したため、Aと評価した。
- ⑧ 個別施設計画を策定した事業者数が全対象事業者数に達したためAとした。
- ⑨ 個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率が平成30年度の実績値で52%となっているが、目標には未達のため、Bと評価した。

自動車道事業者による計画の策定を円滑にするため、作成例を平成29年3月に送付したが、目標達成に向け、今後は事業者団体の研修会等を通じて協力を求めるとともに、保安監査の際に長寿命化計画の策定方法を指導する等、更なる計画策定の支援・推進を図ることとしており、目標年度から相当な期間を要さず目標達成が可能と考えられる。

⑩ 業績指標は、国営公園では目標値を達成した。地方公共団体については、平成28年度時点において前述のとおり、本業績指標は順調に増加していることから、Aと評価した。

今後も公園施設の長寿命化計画策定に係る支援を実施していくこととする。

⑪ 官庁施設における個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定率は実績値が97%であり、順調に推移しており、Aと評価し、引き続き策定の推進を図る。

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：大臣官房技術調査課、大臣官房公共事業調査室  
総合政策局公共事業企画調整課、総合政策局社会資本整備政策課

- ①道路局国道・技術課（道路メンテナンス企画室長 松本 健）
- ②水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室（課長 光成 政和）
- ③水管理・国土保全局河川環境課流水管理室（課長 森川 幹夫）
- ④水管理・国土保全局砂防部保全課（課長 岡本 敦）
- ⑤水管理・国土保全局海岸室（室長 小島 優）、港湾局海岸・防災課（課長 加藤 雅啓）
- ⑥水管理・国土保全局下水道部下水道事業課（課長 植松 龍二）
- ⑦港湾局技術企画課港湾保全政策室（室長 藤田 亨）
- ⑧鉄道局施設課（課長 岸谷 克己）
- ⑨自動車局総務課企画室（室長 谷口 礼史）
- ⑩都市局公園緑地・景観課（課長 古澤 達也）
- ⑪大臣官房官庁営繕部計画課（課長 住田 浩典）

関係課：①道路局環境安全・防災課（課長 野田 勝）、道路局高速道路課（有料道路調整室長 淡中 泰雄）  
⑪大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室（室長 伊藤 誠恭）

**業績指標 119**

現場実証により評価された新技術数

**評価**

A	目標値：200件（平成30年度） 実績値：300件（平成30年度） 初期値：70件（平成26年度）
---	---

**（指標の定義）**

現場実証を行っている技術のうち評価された新技術数

**（目標設定の考え方・根拠）**

新技術の導入・促進を加速させることを目的に、実績等を勘案し数値目標を設定

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決（重点）】**

社会資本整備重点計画（平成27年9月18日）「第2章に記載あり」

※第2節 重点目標と政策パッケージ

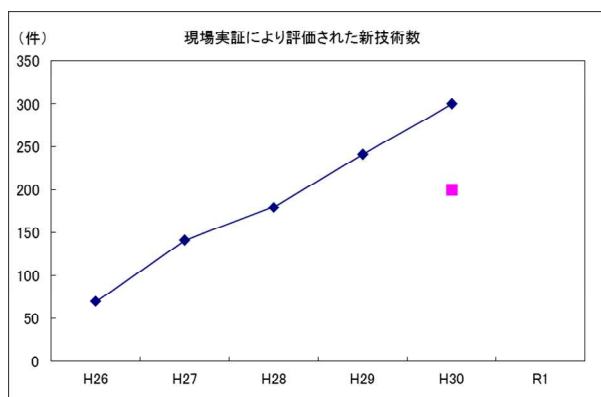
1. 重点目標1：社会資本の戦略的な維持管理・更新を行う

政策パッケージ1-2：メンテナンス技術の向上とメンテナンス産業の競争力の強化

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H26	H27	H28	H29	H30	
70件	141件	180件	241件	300件	



**主な事務事業等の概要**

社会資本のモニタリング技術については、管理ニーズの体系的整理、管理ニーズと技術シーズのマッチングを行った上で、異分野の技術も含めて施設ごとに現場を活用して実証実験を実施し、耐久性・安全性・経済性等の検証、得られたデータと施設の状態との関係の分析等を通じて、管理ニーズからみた有効性を明らかにすることにより、技術研究開発を促進。

ロボット技術については、現場ニーズと異分野技術を含めた技術シーズのマッチングを行い、民間や大学等のロボットを公募し、現場での検証・評価を通じて、有用なロボットを国土交通省が実施する事業の現場へ先導的に導入することにより、技術研究開発を促進。

平成30年度予算額：モニタリング技術の開発・活用検討経費 19,060千円

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

現場実証された新技術数は平成 26 年度以降着実に伸び、平成 30 年度時点で 300 件であり、目標年度の平成 30 年度において目標値の 200 件を達成している。

#### (事務事業等の実施状況)

次世代社会インフラ用ロボットによる点検等については、平成 29 年度までにトンネル・橋梁の維持管理の現場実証を完了済みである。センサー等を用いた社会インフラのモニタリング技術については、平成 30 年度までに橋梁、法面・斜面、河川堤防、海洋・沿岸構造物、空港施設の 5 分野で、現場実証を完了済みである。NETIS についてはテーマ設定型の技術公募・現場実証を継続して行っている。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 30 年度実績で 300 件であり、目標年度の平成 30 年度において目標値の 200 件を達成しているため、A 評価とした。当該業績指標のアウトカムは達成したため、本業績指標は廃止する。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 大臣官房 技術調査課 岡村 次郎  
総合政策局 技術政策課 金子 純蔵  
総合政策局 公共事業企画調整課 丹羽 克彦

**業績指標 120**  
リート等の資産総額\*

評 価	
A	目標値：30 兆円（令和 2 年度） 実績値：24 兆円（平成 30 年度） 22 兆円（平成 29 年度） 初期値：20 兆円（平成 28 年度）

**（指標の定義）**

Jリート（注1）、私募リート（注2）、不動産特定共同事業（注3）の資産総額の合計額  
 （注1） Jリート（不動産投資法人）とは、多くの投資家から資金を募り、オフィスビル・賃貸マンション等の収益不動産を購入、そこから生じる賃料や売却益等を投資家に分配する仕組みの商品のうち、証券取引所に上場しているものを指す。  
 （注2） 私募リートとは、Jリート（注1）と同様の仕組みで組成される不動産投資法人であるが、証券取引所に上場していないものを指す。  
 （注3） 複数の投資家が出資して、許可を受けた不動産会社等（不動産特定共同事業者）が現物不動産を取得し、不動産賃貸事業等を行い、その収益を投資家に分配するスキーム。

**（目標設定の考え方・根拠）**

〔目標設定の考え方〕

不動産投資市場の持続的な成長を実現することは、強い経済、一億総活躍社会を支える不動産ストックの形成・再生・活用にとって不可欠の課題であるとの認識のもと、日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）において以下の通り記載があることから、業績指標として採用している。

「不動産について流動化を通じた有効活用を図るため、今後ニーズの増加が見込まれる観光や介護等の分野における不動産の供給を促進するとともに、クラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用、鑑定評価を含む不動産情報の充実等に必要な法改正等を一体的に行い、2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増することを目指す。」（第二 一. 11-（2）i）

〔根拠〕

平成28年以降、Jリート及び私募リートが直近3か年の平均増加額で成長し続け、不動産特定共同事業は平成27年の残高が維持されると想定して設定した。

**（外部要因）**

金融市場の動向、国内・海外の景気動向、企業の成長性の高い資産への転換の動向

**（他の関係主体）**

金融庁（「投資信託及び投資法人に関する法律」「資産の流動化に関する法律」を所管している）

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）

「不動産について流動化を通じた有効活用を図るため、今後ニーズの増加が見込まれる観光や介護等の分野における不動産の供給を促進するとともに、クラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用、鑑定評価を含む不動産情報の充実等に必要な法改正等を一体的に行い、2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増することを目指す。」（第二 一. 11-（2）i）

未来投資戦略2017 —Society 5.0の実現に向けた改革—（平成29年6月9日閣議決定）

「2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増することを目指し、成長性の高い不動産への転換や供給に向けた投資を促す観点から、環境性、快適性等の品質に優れた不動産を適正に評価するなど、投資家の利便性・信頼性の向上等を図るため必要な、一覧性・実用性に優れた不動産情報の整備・公開、新たな認証制度の創設、不動産鑑定評価制度の見直しについて本年度中を目途に行う。」（第2 I 4.（2）iii）

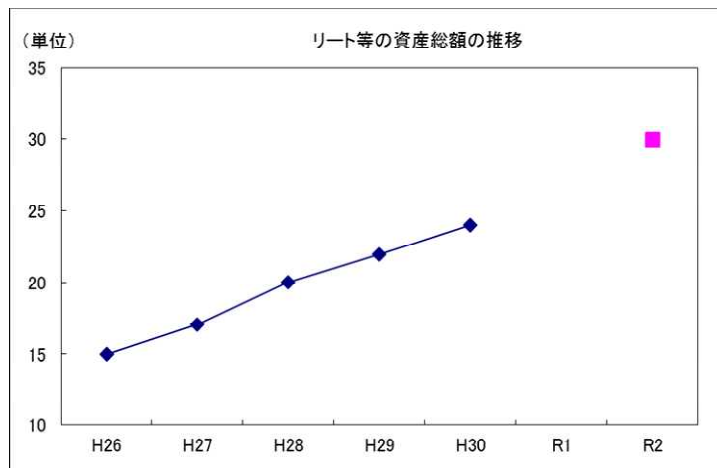
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)	
H26	H27	H28	H29	H30	
15兆円	17兆円	20兆円	22兆円	24兆円	



### 主な事務事業等の概要

・クラウドファンディング等を活用した遊休不動産ストックの再生の推進（平成 29 年度予算額:23 百万円）

クラウドファンディング等の小口の投資資金を活用した空き家・空き店舗等の再生・活用に向け、小規模不動産特定共同事業の円滑な事業推進と投資家保護を図るための実効性のあるガイドライン策定を行う。

・不動産証券化手法による公的不動産（PRE）活用の推進（平成 29 年度予算額:24 百万円）

財政健全化や地域の活性化に貢献するPREの民間活用を促進する為、自治体の不動産証券化への知識や証券化によるメリットについての理解の不足を解消し、リート、不動産特定共同事業等の証券化によるPRE活用を推進する。

・不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワークの形成促進（平成 30 年度予算額:58 百万円）

小規模不動産特定共同事業を通じたより効率的・効果的な地方創生を図るため、地域の不動産業者等と不動産オーナーやまちづくり会社、公的不動産の活用に取り組む地方公共団体、地域金融機関、IT 企業、地域活性化に取り組む者等との連携を強化し、地域の事業化ニーズを掘り起こして民間資金の円滑な供給を図り、新たな地域民間プロジェクトの立ち上げを加速する場の形成等を促進する。

・Jリート及びSPCが取得する不動産に係る流通税の特例措置（登録免許税・不動産取得税）

Jリート及びSPCが取得する不動産について以下の措置を講じることにより、不動産の証券化を推進し、更なる民間資金の活用を促す。

【登録免許税】移転登記に係る税率を軽減（本則2%→1%）

【不動産取得税】課税標準から3/5控除

（平成 29 年度減収見込額:1,151 百万円、平成 30 年度減収見込額:982.6 百万円）

・不動産特定共同事業において取得される不動産に係る流通税の特例措置（登録免許税・不動産取得税）

不動産特定共同事業法上の特例事業者等が取得する不動産について以下の措置を講じることにより、不動産特定共同事業を活用した民間不動産投資を一層推進する。

【登録免許税】移転登記に係る税率を軽減（本則2%→1%）

【不動産取得税】課税標準から3/5控除

（平成 29 年度減収見込額:4.6 百万円、平成 30 年度減収見込額:14.2 百万円）

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### （指標の動向）

平成 30 年度のリート等の資産総額は 24 兆円となり、年度ごとの目標値である 24.5 兆円に近い水準で、おおむね順調に増加していると考えられる。

各年度におけるリート等の資産総額は、不動産市場のみならず金融市場の影響を大きく受けるものであるため、年度毎に若干の変動はあるものの、これまでの実績値のトレンドから順調に進捗しており、さらに、リート市場の多様化や不動産投資家の投資環境の改革等に取り組んでおり、今後、目標年度における目標値達成に向けて着実に現れることが見込まれるため、目標年度における目標達成は可能であると考えられる。

加えて、平成 31 年度についても、不動産証券化手法とクラウドファンディング等を活用した先進的事業を地域においても促進するための予算事業や、Jリートや不動産特定共同事業等の不動産証券化を促進し、民間資金の活用を促す税制特例を講じており、今後もリート等の資産総額は着実に増加していくものと考えられる。



**（事務事業等の実施状況）**

- ・平成 29 年度には、地方公共団体において、民間の資金やノウハウを活かした公的不動産（PRE）の有効活用を促すため、「公的不動産（PRE）の民間活用の手引き～不動産証券化手法を用いたPRE民間活用のガイドライン～」を改訂した。
- ・平成 30 年度には、より健全な不動産クラウドファンディング市場の形成を図るため、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 46 号）の施行により整備された不動産特定共同事業におけるいわゆるクラウドファンディングを行う事業者が整備すべき業務管理体制の明確化等を行い、「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン」を策定した。
- ・小規模不動産特定共同事業等の不動産証券化を活用したモデル事業に対し、専門家派遣等の支援を実施。平成 29 年度 10 事業者、平成 30 年度 4 事業者のモデル事業を採択し、支援を実施した。
- ・「J リート及び SPC が取得する不動産に係る流通税の特例措置」については、平成 29 年度に登録免許税 147 件、不動産取得税 115 件「不動産特定共同事業において取得される不動産に係る流通税の特例措置」については、平成 29 年度に 3 件が適用を受け、不動産証券化により民間資金が活用された。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

- ・業績指標は 24 兆円となり、年度ごとの目標値である 24.5 兆円に近い水準で、おおむね順調に増加していると考えられるため、Aとした。
- ・地域における不動産証券化手法とクラウドファンディング等を活用した先進的事例を地域において促進するためには、地方における不動産証券化に関するノウハウの不足が課題となっている。このため、平成 31 年度予算事業（「不動産証券化手法を活用した地域振興のためのネットワークの形成促進」（平成 31 年度予算額：20 百万円））において、小規模不動産特定共同事業への新規参入予定者の人材育成に係る実務講習等を開催するとともに、ESG 等の観点を含め、クラウドファンディング、PRE を活用した先進事例となりうる案件について、専門家によるアドバイス等の支援の実施やノウハウの横展開を図る。
- ・不動産投資に係る一定の正しい理解を踏まえた個人の適切な投資判断を促進し、1850 兆円とも言われる個人金融資産を有効活用した良質な不動産ストックの形成と個人の資産形成を図るため、平成 31 年度予算事業（「金融技術の進展等を踏まえた適切な不動産投資の判断に資する環境整備」（平成 31 年度予算額：10 百万円））において、個人投資家に係る不動産投資に関する実態調査や個人の不動産投資リテラシーを中長期的に向上させるために戦略的かつ効果的な施策の検討等を行う。
- ・不動産の証券化を推進して更なる民間資金の活用を促すため、「J リート及び SPC が取得する不動産に係る特例措置」及び「不動産特定共同事業において取得される不動産に係る流通税の特例措置」の適用期限を令和 3 年 3 月 31 日まで延長するとともに、「不動産特定共同事業において取得される不動産に係る流通税の特例措置」の一部要件の見直しを行った。

**担当課等（担当課長名等）**

担当課： 土地・建設産業局 不動産市場整備課（課長 武藤祥郎）  
関係課： 該当なし

**業績指標 121**

指定流通機構（レイズ）における売却物件に係る各年度の成約報告件数\*

**評価**

B	目標値：213千件（令和3年度） 実績値：185千件（平成30年度） 179千件（平成29年度） 初期値：179千件（平成28年度）
---	---

**（指標の定義）**

指定流通機構（レイズ）（注1）の売却物件に係る年度の成約報告件数（注2）

（注1）指定流通機構（レイズ）とは、宅地建物取引業法により指定された不動産流通機構が保有する不動産物件情報交換システム（Real Estate Information Network System）を指すが、レイズという名称は、不動産流通機構（指定流通機構）の通称にもなっている。指定流通機構は、宅地建物取引業者が流通に関与する売却物件情報を、システム上で多数の宅地建物取引業者が共有し、迅速な情報交換を行うことで、不動産流通の円滑化を図ることを目的に創設された。

（注2）指定流通機構（レイズ）には、宅地建物取引業者が売却依頼を受けた物件が登録されることから、既存物件（マンション・戸建住宅等）及び土地が登録・成約物件の大半を占める。なお、目標値は売買取引の各年度の成約報告件数を示す。

**（目標設定の考え方・根拠）**

宅地建物取引業法は、専任媒介契約・専属専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者に指定流通機構への物件情報の登録及び成約情報の報告を義務づけている。よって指定流通機構における売却物件の成約報告件数は、既存物件の流通市場の担い手である宅地建物取引業者が関与する既存物件の取引量を反映しており、不動産流通市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大、活性化の状況を示すものであることから業績指標として採用。

目標については、平成27年度から平成28年度にかけての成約報告件数の伸び（年平均3.4%）が、平成29年度以降5年間継続するものとした件数を当該目標値として設定した。

**（外部要因）**

不動産市場動向（地価・住宅価格の下落）、金融市場の動向（金融機関の融資姿勢の変化による資金調達可能額の変化・金利動向等）

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）****【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

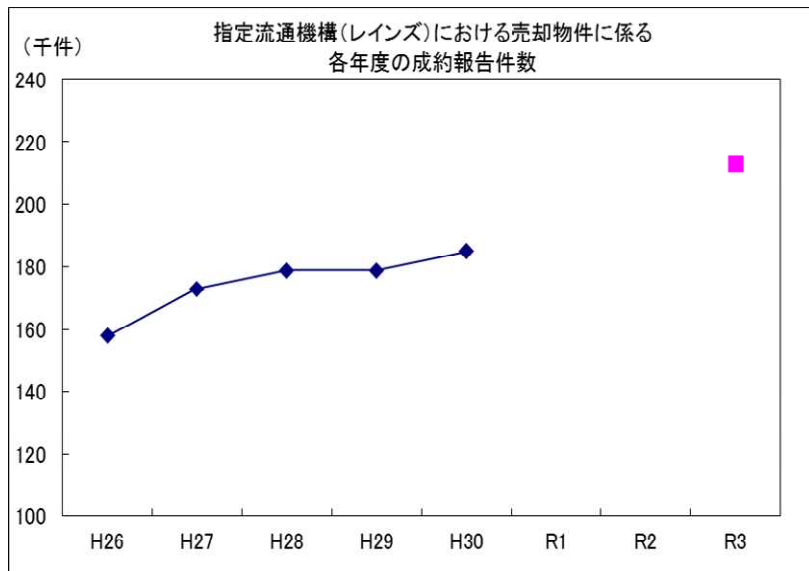
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～（平成30年6月15日）  
「空き家の利活用を図るとともに、住宅の良質化・省エネ化、リフォームの推進、不動産管理業の適正化などにより、既存住宅市場を活性化させる。」（第2章 5.（4）⑥）
- ・日本再興戦略2016（平成28年6月2日）  
「不動産について流動化を通じた有効活用を図るため、今後ニーズの増加が見込まれる観光や介護等の分野における不動産の供給を促進するとともに、クラウドファンディング等の小口資金による空き家・空き店舗の再生、寄付等された遊休不動産の管理・活用、鑑定評価を含む不動産情報の充実等に必要な法改正等を一体的に行い、2020年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増することを目指す。」（第二 一. 11（2）i）
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2016～600兆円経済への道筋～（平成28年6月2日）  
「建物状況調査や瑕疵保険等を活用した既存住宅の質の確保を促進するとともに、長寿命化などの取組を行った良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、流通が促進されるよう、流通・金融等も含めた一体的な仕組みの開発・普及等に対して支援を行う。」（第2章 3.（3））
- ・経済財政運営と改革の基本方針 2015～経済再生なくして財政健全化なし～（平成27年6月30日）  
「空き家等の適切な管理・利活用を推進するとともに、不動産関連情報の提供体制の整備や中古住宅の長期優良化等により中古住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。」（第2章 3.〔2〕（2））
- ・ニッポン1億総活躍プラン（平成28年6月2日）  
「住宅の購入は、一生の中で最も高い買い物であるにもかかわらず、月日の経過とともに資産価値が低下してしまう場合が多い。住宅市場の活性化のみならず、老後不安の解消による消費の底上げを図るため、住宅が資産として評価される既存住宅流通・リフォーム市場を形成・活性化する。」（5.（6））
- ・まち・ひと・しごと創生基本方針 2015（平成27年6月30日）  
「建物検査（インスペクション）や住宅性能表示、瑕疵保険の普及・定着等による中古住宅の品質の向上・可視化、不動産関連情報の提供体制の整備等により、中古住宅・リフォーム市場の活性化を図る。これを通じ、住宅ストックを流動化し、ライフスタイルやライフステージに応じた住み替えを円滑化する。」（Ⅲ. 4（1）⑤）

**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし



過去の実績値					(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	
158千件	173千件	179千件	179千件	185千件	

#### 主な事務事業等の概要

- ・全国の空き家・空き地等の検索が可能な全国版空き家・空き地バンクの構築及び空き家等の流通・活用促進に向けた地域活動の支援を行う。(平成29年度予算額: 106,618千円、平成30年度予算額: 51,678千円)
- ・レインズ(不動産物件情報交換システム)の機能拡充、運用制度の見直し等を行い、システムの適切な利用を促すことで、円滑な不動産取引の促進を図る。

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

###### (指標の動向)

平成30年度の指定流通機構における売却物件の成約報告件数は185千件で、平成28年までの伸び率と比べると微増にとどまったが、平成20年度(115千件)からの10年ですでに約61%増加しており、宅地建物取引業者が関与する既存物件の流通市場における取引量が一定の水準に達したことから緩やかな増加トレンドになったと考えられる。

一方、現在、不動産流通市場の透明性を高め、取引の円滑化及び一層の活性化を図るための取組みや、既存不動産取引において、多様な消費者ニーズに対応できる体制の構築として全国版空き家・空き地バンク等を構築しており、不動産流通市場の更なる拡大・活性化に向けた環境整備は着実に進んでいるものと考えられる。

###### (事務事業等の実施状況)

・平成28年度に実施した政策アセスメントの対象施策である「全国版空き家・空き地バンクの構築や空き家等の流通促進に取り組む団体等への支援」の事後評価について、平成30年度は、公募により選定された民間事業者2者により、全国に点在する空き家等の情報を簡単に検索できる「全国版空き家・空き地バンク」の本格運用を開始、また、地方公共団体や不動産業団体等と連携し、地域の不動産ストックである空き家等の流通促進に取り組む団体等に対して、先進的な取組を行う団体をモデル事業者として採択し支援を実施した。また、全国の廃校、職員宿舍等の公的不動産(PRE)を検索・表示できる機能や、各自自治体の支援制度情報の追加及び関連サイトへのリンク等、機能拡充を実施した。全国版空き家・空き地バンクは、参加自治体数が平成29年10月末(試験運用開始から1ヶ月時点)の212自治体から平成30年度末には607自治体となり、約2.9倍の増加、空き家等の流通モデル事業は平成29年度38団体、平成30年度では54団体を採択、支援するなど、実績を積み重ねていることから、順調であったと評価できる。

・レインズ(不動産物件情報交換システム)の安定的稼働、利用の適正化、機構の財政基盤の確立等を図るため、登録必須項目の追加やシステム利用料制度の見直しを実施。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

・業績指標は185千件と前年度比で3.2%のプラスとなっている。成約件数は概ね増加トレンドではあるものの、現状の増加率が継続した場合には令和3年度の成約件数が203千件程度となることを鑑みると、更なる増加率の上昇が求められるため、現時点ではBと評価した。

・既存物件の流動性を高めるとともに、不動産流通市場の更なる拡大・活性化を実現するため、引き続き地方公共

団体や不動産業団体等と連携し、地域の不動産ストックである空き家等の流通・利活用を図る先進的なモデル事業への支援を実施する。また平成29・30年度で採択したモデル事業の取組を分析・整理し、他の自治体等への周知等を実施する。

- ・不動産流通市場における情報提供の充実化を図るため、レインズに蓄積されている物件データを対象に、過去の取引に関する情報等と連携できるよう、不動産固有のIDを付与する等の検討を行う（令和元年度予算事業）。
- ・不動産取引における心理的瑕疵に関し、宅地建物取引業者の適切な説明に関する考え方及び心理的瑕疵の発生を未然に防止する方法等を調査・整理し、心理的瑕疵に関するガイドライン等の策定等を通じて、不動産取引環境の整備を推進する（令和元年度予算事業）。

**担当課等（担当課長名等）**

担当課： 土地・建設産業局不動産課（課長 須藤 明夫）

**業績指標 122**

我が国企業のインフラシステム関連海外受注高（建設業の海外受注高）\*

**評価**

A	目標値： 2.0 兆円（令和 2 年度） 実績値： 1.9 兆円（平成 30 年度） 初期値： 1.0 兆円（平成 22 年度）
---	--

**（指標の定義）**

我が国の主要建設企業（海外建設協会会員企業）による海外建設工事受注高

**（目標設定の考え方・根拠）**

国内建設市場が長期的に縮小傾向にあり、競争がさらに厳しさを増す一方で、アジアを中心とする世界の建設市場では、経済成長に伴い膨大なインフラ需要の発生が見込まれている。このような中で、本事業は、我が国建設企業の持続的な発展を図り、我が国の成長戦略を実現するため、中堅・中小建設企業を含む我が国建設産業の海外展開を支援することとし、建設企業の新規年間海外受注高を平成 21～23 年度の受注高の平均に建設投資年平均伸び率を勘案して、令和 2 年度までに年間 2 兆円まで伸ばすことを目標とする。

**（外部要因）**

景気動向、相手国の政情・インフラ需要等の社会・経済情勢

**（他の関係主体）**

外国政府及び政府関係機関等の公共発注者  
 日系製造業等の民間発注者 等

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

○インフラシステム輸出戦略（平成 25 年 5 月 17 日経協インフラ戦略会議決定、令和元年 6 月 3 日改訂）  
 我が国企業が 2020 年に約 30 兆円（2010 年：10 兆円）のインフラシステムを受注することを目指す。

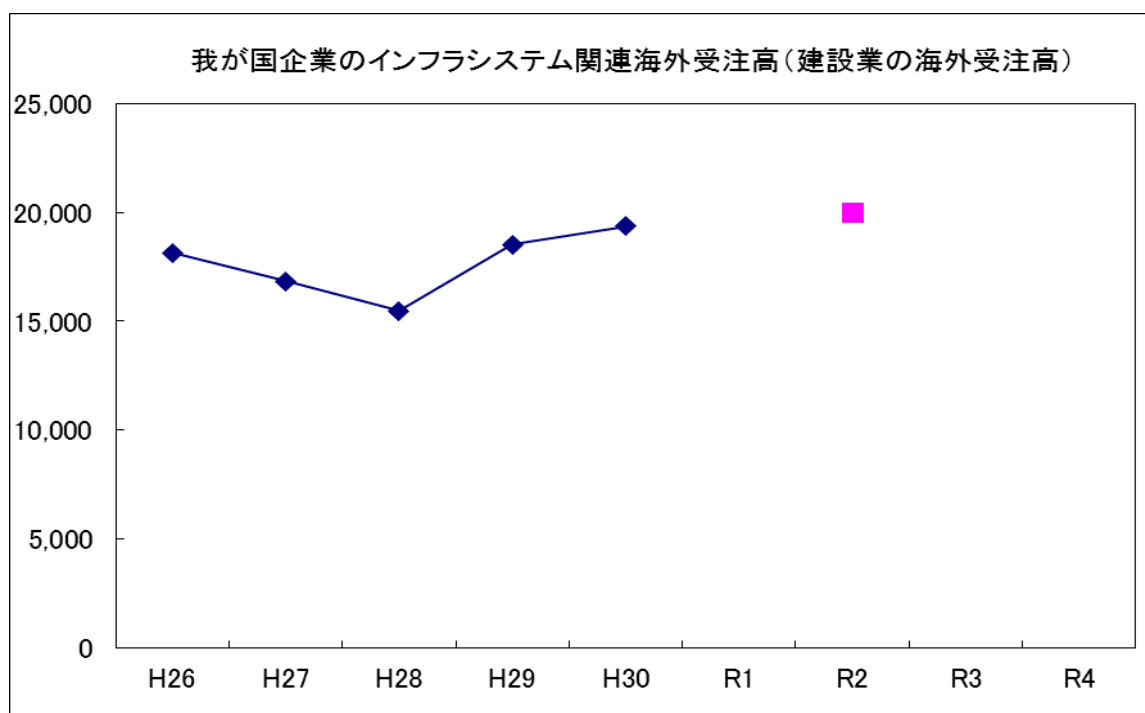
**【閣決（重点）】**

○第 4 次社会資本整備重点計画  
 政策パッケージ 4-3（我が国の優れたインフラシステムの海外展開）  
 重点施策の達成状況を測定するための代表的な指数（KPI）：建設業の海外受注高：令和 2 年：2 兆円

**【その他】**

なし

過去の実績値				(年度)
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
18,153 億円	16,825 億円	15,464 億円	18,510 億円	19,375 億円



## 主な事務事業等の概要

我が国の建設産業の海外展開を推進するため、主に以下の事業を実施。

### ① ビジネス環境整備

我が国建設・不動産企業の海外進出の基盤強化に向け、政府間でしかなし得ない我が国企業のビジネス環境整備を推進。具体的には、以下の事業を実施している。

- ・我が国にとって重要な市場において、二国間建設会議等の政府間プラットフォームを構築し、関係を強化
- ・我が国に準じた関連制度の導入等による我が国企業が参入しやすい環境作りに寄与
- ・多国間・二国間の国際交渉・投資協定等を活用した取引ルール等の確立 等

### ② ビジネス機会の創出支援

政府間の連携や政府の持つリソースを最大限活用し、民間企業による取組だけでは難しい新たなビジネス機会の創出を推進。具体的には、以下の事業を実施している。

- ・中堅・中小建設企業海外展開推進協議会(JASMOC)を通じた中堅・中小企業の海外進出支援
- ・新市場において経験豊富なパートナー国の政府等と協力し、企業紹介やマッチング等を目的としたセミナーの開催
- ・政府間プラットフォームを活用した案件形成支援 等

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成 26 年度以降、海外建設受注高は増加し、平成 27・28 年度と若干の減少はあるものの、総じて平成 30 年度まで安定して 1.5 兆円以上の高い水準を示しており、平成 30 年度は過去最高を記録するなど、目標年度である令和 2 年度の目標値 2.0 兆円の達成に向けて順調に推移しているといえる。

#### (事務事業等の実施状況)

- ・ ビジネス環境整備においては、平成 29 年に日本・フィリピン建設会議を新たに構築し、我が国建設企業のプレゼンスの向上や現地企業等とのネットワーク構築を図るとともに、建設業に従事する人材の育成等について意見交換を実施したほか、平成 30 年に日本・ベトナム建設会議の場で「質の高いインフラ整備」に向けた事例や我が国の制度等を紹介した。また、ベトナムにおいては土地評価制度の導入に向けたパイロット事業を実施したほか、カンボジアにおいては建設法案及び関係政令の起草支援を行った。加えて、日尼 EPA 見直し交渉や日比 EPA 見直し交渉等の国際交渉にも積極的に参加し、外資企業への参入規制の緩和等を働きかけてきた。
- ・ ビジネス機会創出支援においては、中堅・中小建設業海外展開推進協議会(JASMOC)の取組として、国内セミナーの開催、ミッション派遣(ベトナム、ミャンマー)等を実施した。また、平成 29 年にバングラデシュ政府との間で、同国における PPP 事業について、我が国企業が競争入札を経ずに優先交渉権を取得することができる枠組みを構築し、同枠組みを活用し、具体的なプロジェクトの組成に取り組んでいる。加えて、平成 30 年にタンザニアとケニアにおいて、トルコ建設企業との連携に向けた関係構築を図るため、ビジネスマッチング等を行った。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平成 26 年度以降において 1.5 兆円以上の高い水準を記録しており、平成 30 年度は過去最高を記録するなど、目標達成に向け堅調に推移していることから A と評価した。引き続き、令和 2 年度の目標値の達成に向け、我が国建設業の海外展開を積極的に支援する。

## 担当課等(担当課長名等)

担当課： 土地・建設産業局 国際課 (課長 出口陽一)

**業績指標 1 2 3**  
 専門工事業者の売上高営業利益率\*

**評価**

A	目標値：3.00% (平成30年度) 実績値：集計中 (平成30年度) 4.93% (平成29年度) 初期値：2.57% (平成24年度)
---	--

**(指標の定義)**  
 専門工事業者の売上高に占める営業利益の割合 (建設工事施工統計調査をもとに算出)  
 ※専門工事業者の売上高営業利益率 = (営業損益/完成工事高) × 100  
 ※専門工事業 = 建設工事施工統計調査の職別工事業 + 設備工事業

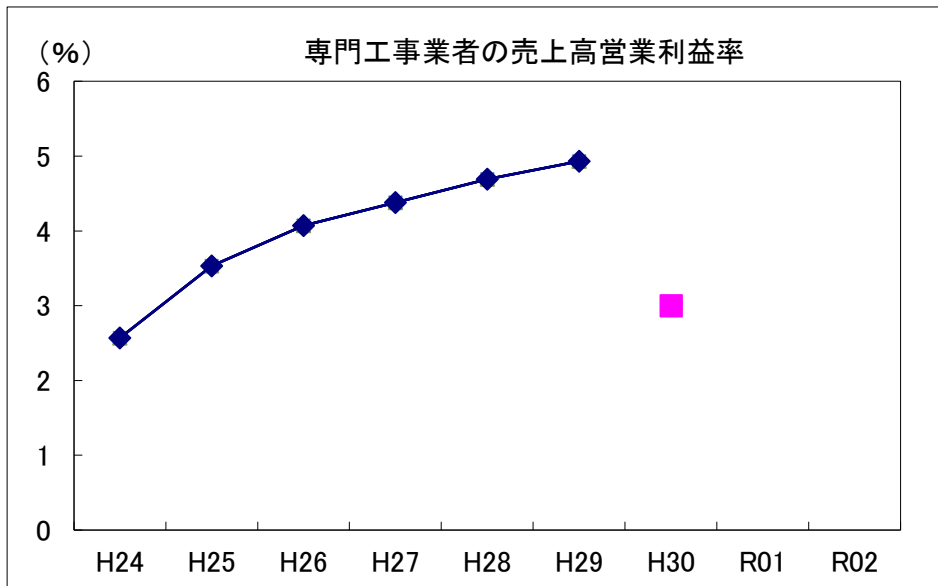
**(目標設定の考え方・根拠)**  
 専門工事業者は、総合工事業の機能の外注化により、建設生産プロセスの中でいわば中核的とも言える役割を担うようになっているが、建設投資の低迷等専門工事業者を取り巻く経営環境が依然厳しい中で、技術や経営に優れた専門工事業者がのびることができる環境の整備を図ることが必要である。  
 その際、専門工事業者の経営状況の善し悪しを適切に把握し、専門工事業者の経営体質の強化を図っていく必要があるが、経営状況を的確に把握する指標としては売上高営業利益率が挙げられる。  
 営業利益は本業からあがる収益を表す指標であることから、営業利益の売上高に占める割合を計ることでの確に専門工事業者の収益力を把握することが可能である。  
 平成24年度法人企業統計調査によると、全産業の売上高営業利益率は2.9%であるため、5年以内にこれを上回る3.0%を目指す。

**(外部要因)**  
 建設投資の増減等

**(他の関係主体)**  
 専門工事業者 (事業主体)

**(重要政策)**  
**【施政方針】**  
 該当なし  
**【閣議決定】**  
 該当なし  
**【閣決 (重点)】**  
 該当なし  
**【その他】**  
 該当なし

過去の実績値						(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
2.57%	3.53%	4.07%	4.38%	4.69%	4.93%	集計中



## 主な事務事業等の概要

### (H29年度事業) 建設産業生産性向上支援事業の実施

社会資本の整備・維持管理や地域の防災・減災など、地域社会を支える中小・中堅の建設企業及び建設関連企業を支援するため、「地域建設産業生産性向上支援事業」を実施した。全国11カ所に「相談支援窓口」を設置し、窓口寄せられたICT機器導入等の生産性向上に向けた取組に伴う課題をはじめ、中小・中堅建設企業等が抱える様々な課題に関する相談に対して、人材開発の専門家や中小企業診断士等の相談支援アドバイザーを相談先に派遣して幅広いアドバイスを実施するとともに、相談支援に寄せられた案件のうち、特に、生産性向上に関するモデル性の高い取組を公募し、経費を一部支援する「ステップアップ支援」を実施した。

### (H30年度事業) 地域建設産業における多能工推進事業の実施

中小・中堅建設企業で構成するグループ等による多能工育成・活用計画の策定と実施を支援する「多能工化モデル事業」の実施と、モデル事業の取組について、その成果や改善が必要なポイントを取りまとめ、多能工化に取り組む際の手法についての手引きを作成し、セミナーの開催や動画配信により中小・中堅建設企業に幅広く周知・啓発を図った。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成30年度の実績値は集計中であるが、既に目標値は達成しており、過去の実績値のトレンドを延長しても、目標年度に実績値を達成していることが見込まれる。また、外部要因となる建設投資も増加傾向である。

加えて、平成29年度実績値において、平成29年度の全産業の売上高営業利益率も上回っており、順調に推移しているといえる。(平成29年度実績値=(1,721,957,000,000/34,951,221,000,000)×100)

#### (事務事業等の実施状況)

##### ・地域建設産業生産性向上支援事業の実施状況

<相談支援>

平成29年度：437件

<重点支援>

平成29年度：5件

##### ・地域建設産業における多能工推進事業の実施状況

<多能工化モデル事業件数>

平成30年度：9件

<セミナー開催回数>

平成30年度：9件

平成26年度に実施した政策アセスメント(平成27年度概算予算要求)である「地域建設産業活性化支援事業」及び平成29年度に実施した政策アセスメント(平成29年度補正予算要求)である「中小建設企業における人材育成の推進」の事後評価については、本業績指標をもってその効果を測定しているところ、平成29年度は目標値である3.00%以上を達成しており、順調であったと評価できる。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業務指標については、一定の経営体質の強化、建設投資の増加等の外部要因もあって、売上高営業利益率が上昇した結果、目標値を達成したため「A」と評価した。今後も様々な外部要因が指標に影響を与えるものと考え、専門工事業者の利益維持・向上に向けた取り組みは引き続き必要であることから、平成30年度に新たに実施した「地域建設産業における多能工化」の更なる普及や、令和元年度より新たに「建設業の円滑な事業承継や経営効率化の推進」を図ることにより、専門工事業者の利益増進のための環境整備を進めることとする。なお、目標値については、建設投資の動向や平成30年度の実績値を分析し、見直しの可否を検討する。

## 担当課等(担当課長名等)

担当課： 土地・建設産業局 建設市場整備課(課長 小笠原 憲一)



**業績指標 124**

建設業における社会保険加入率（①企業単位\*、②労働者単位\*）

<p><b>評 価</b></p> <p>①A ②A</p>	<p>目標値：①100%（令和元年） ②90%程度（製造業相当）（令和元年）</p> <p>実績値：①97%（平成30年） ②87%（平成30年）</p> <p>初期値：①84%（平成23年） ②57%（平成23年）</p>
------------------------------------	--

**（指標の定義）**

・公共事業労務費調査における保険加入状況調査の結果（国土交通省）

予算決算及び会計令に基づき、公共工事の予定価格の積算を適正に行うため、毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設技能労働者（約16万人）の賃金支払い実態を調査しており、当該調査において、企業単位、労働者個人単位での社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入状況調査を行った結果。

<企業単位>

社会保険加入率

= 社会保険に全て加入している企業数 / 公共事業労務費調査において有効標本とされる企業数 × 100

<労働者単位>

社会保険加入率

= 社会保険に全て加入している労働者数 / 公共事業労務費調査において有効標本とされる労働者数 × 100

**（目標設定の考え方・根拠）**

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるといふ矛盾した状況が生じている。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会による「当面講ずべき施策のとりまとめ」（平成24年1月）においては、「平成29年度までに事業者単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入状況を目指すべきである」とされている。

平成24年度以降、建設業における社会保険加入対策を推進してきた結果、社会保険の加入率は着実に上昇したものの、未だ社会保険に加入していない企業が存在している。このため、第2回建設業社会保険推進連絡協議会（平成30年1月）において、「平成30年度以降2年間に於いて、社会保険加入を徹底・定着させる取組を集中的に実施する」との方向性を提示した。

**（外部要因）**

**（他の関係主体）**

厚生労働省

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

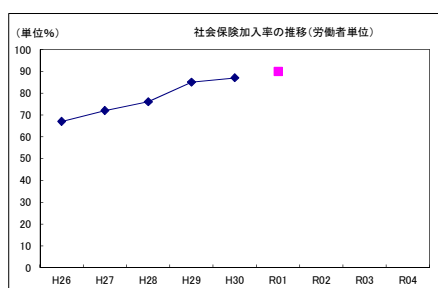
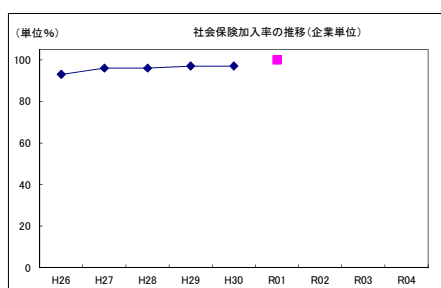
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					(年)
H26	H27	H28	H29	H30	
①93% ②67%	①96% ②72%	①96% ②76%	①97% ②85%	①97% ②87%	



## 主な事務事業等の概要

社会保険加入推進のため、主に以下の取組を実施。

### ①建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会の設置

行政、建設業団体、学識経験者で構成する協議会を設置し、関係者が一体となって社会保険加入を含めた建設技能労働者の処遇改善の取り組みを進めている。

### ②行政による指導

経営事項審査における未加入企業の減点幅の拡大や、建設業許可更新時における保険加入状況の確認、指導を行っている。

### ③公共工事における対策の実施

国土交通省の直轄工事において、社会保険加入企業に限定する措置を実施している。また、地方公共団体発注の工事については、社会保険加入企業への限定を図ることを要請している。

### ④建設企業の取組指針の制定

建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を示す「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を平成24年11月に制定した。本ガイドラインの中で、元請企業に対して、現場に入場する建設技能労働者の加入状況の確認・加入指導を要請している。

### ⑤法定福利費の確保

加入に必要な原資である法定福利費が下請企業まで確保されるよう、次の取組を実施している。

- ・直轄工事において、必要な法定福利費を予定価格に反映
- ・法定福利費を内訳明示した見積書を下請から元請に提出する取り組みを促進
- ・契約段階でも法定福利費が確保されることが重要であることから、標準約款において、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に、法定福利費を内訳として明示することを標準化

### ⑥相談体制の充実

相談窓口の設置等、相談体制の充実を図っている。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

- ①については、堅調に推移している。(平成30年度実績値：(22,682/23,456) × 100)
- ②については、堅調に推移している。(平成30年度実績値：(78,974/91,173) × 100)

#### (事務事業等の実施状況)

法定福利費が下請企業まで行き渡っていないとの声を踏まえ、賃金と法定福利費の支払い状況に関する実態調査を実施した。また、国土交通大臣から建設業関係団体に対し、法定福利費の確保について要請を行った。さらに、元請企業から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費の額を確認する等の取組を実施している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

これまでの取組の結果、加入率は着実に上昇しているものの、さらに取組を強化するため、建設業法を改正し、社会保険加入を建設業許可・更新の要件とする予定である。これによって、今後、加入が徹底されることから、①及び②についてAと評価した。

## 担当課等(担当課長名等)

担当課：土地・建設産業局 建設市場整備課 労働資材対策室(室長 藤條 聡)

**業績指標 125**

統計の利用状況 (①e-Stat で公表されている結果表へのアクセス件数\*、②調査票情報の二次利用申請件数\*)

評価	
①	B
②	B

①目標値：	約 1,327,000 件 (令和 4 年度)
実績値：	約 1,202,000 件 (平成 30 年度)
初期値：	約 1,277,000 件 (平成 29 年度)
②目標値：	約 390 件 (令和 2 年度)
実績値：	約 320 件 (平成 30 年度)
初期値：	約 260 件 (平成 27 年度)

**(指標の定義)**

市場・産業界関係の統計の体系的な提供に資するため、統計の利用状況 (e-Stat で公表されている結果表へのアクセス件数、調査票情報の二次利用申請件数) を指標とする。

**(目標設定の考え方・根拠)**

統計調査結果については、政府統計の総合窓口：e-Stat (<https://www.e-stat.go.jp/>) 等を通じて、電子的な形等により統計データを提供しており、e-Stat で公表されている結果表へのアクセス件数及び調査票の二次利用申請件数を把握することにより、より一層の調査結果の活用、利用拡大を図るための指標とする。

政府統計の総合窓口 (e-Stat) における統計のアクセス件数について、令和 4 年度までの目標を平成 29 年度より約 5 万件増の 1,327,000 件とすることを目標とした。

また、調査票情報の二次利用申請件数については、統計法第 32 条及び同法第 33 条に基づき、利用者の個々の目的により公表された統計以外の調査票データで分析・集計等が可能となっており、利用者の利便性向上に資することから、これまでの申請の進展状況を勘案し、令和 2 年度までに平成 27 年度より 50%増の約 390 件とすることを目標とした。

**(外部要因)**

なし

**(他の関係主体)**

なし

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

公的統計の整備に関する基本的な計画 (平成 30 年 3 月 6 日閣議決定)

第 1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針

4. ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進

**【閣決 (重点)】**

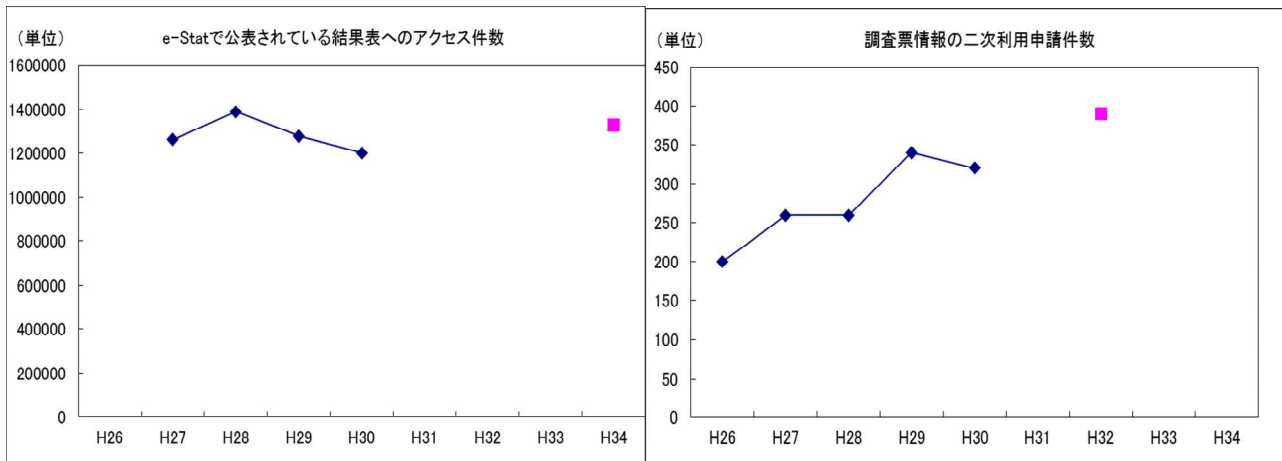
なし

**【その他】**

なし

過去の実績値 (①e-Stat で公表されている結果表へのアクセス件数)					(年度)
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
—	約 1,260,000 件	約 1,389,000 件	1,277,000 件	1,202,000 件	

過去の実績値 (②調査票情報の二次利用申請件数)					(年度)
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
約 200 件	約 260 件	約 260 件	約 340 件	約 320 件	



### 主な事務事業等の概要

統計調査結果については、ホームページを通じて電子的な統計データの提供を行い、統計利用者の活用拡大を図る。

建設統計関係予算額	179,815千円(平成29年度)
	175,486千円(平成30年度)
交通統計関係予算額	401,661千円(平成29年度)
	401,188千円(平成30年度)
大都市交通センサス予算額	90,308千円(平成29年度)
	0千円(平成30年度)

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

**(指標の動向)**  
 e-Statで公表されている結果表へのアクセス件数について、平成28年度には1,389,000件の実績となり目標値を一旦達成したものの、その後減少傾向を示しており、平成30年度末の実績値は約1,202,000件であり、目標に近い実績を示さなかったことから順調とは言えず、目標年度に向けて、収録ファイルの一層の充実とともに、更なる利便性の向上及び周知等を図る必要がある。

調査票情報の二次利用申請件数について、平成30年度末の実績値は約320件であり、概ね目標に近い実績を示しているが、前年度と比較してやや減少傾向を示していることから、順調とは言えず、更なる利便性の向上及び利用対象者の一層の裾野拡大のための周知等を図る必要がある。

**(事務事業等の実施状況)**  
 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図るため、統計調査結果をホームページに掲載することにより、情報の充実を図るとともに、利用者利便の向上を図った。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標「e-Statで公表されている結果表へのアクセス件数」について、平成30年度末の実績値は約1,202,000件であり、達成率がおおむね目標に近い実績を示しているが、前年度と比較してやや減少傾向を示していることから、Bと評価した。

また、調査票情報の二次利用申請件数については、平成30年度末の実績値は約320件であり、前年度と比較してやや減少傾向を示していることから、Bと評価した。

今後も引き続き、統計利用者の利便性の確保及び統計調査の効率的・効率的な実施につなげるためにも、収録ファイルを充実するとともに、調査結果のより一層の活用、利用拡大を図っていくべく、統計利用者の利便性のさらなる向上及び利用対象者の一層の裾野拡大のための周知を推進する。

### 担当課等(担当課長名等)

担当課： 総合政策局情報政策課(課長 蔭山 良幸)  
 関係課： 総合政策局情報政策課建設経済統計調査室(室長 要藤 正任)  
 総合政策局情報政策課交通経済統計調査室(室長 平沢 善幸)  
 総合政策局公共交通政策部交通計画課(課長 蔵持 京治)

**業績指標 126**

地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合\*

**評 価**

B	目標値：57%（令和元年度） 実績値：52%（平成29年度） 初期値：49%（平成21年度）
---	--

**（指標の定義）**

地籍調査対象面積（286,200 k㎡）に対する地籍調査実施地域の面積（地籍調査に準ずる指定を受けた面積を含む。）の割合

**（目標設定の考え方・根拠）**

第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）においては、地籍調査対象面積（286,200 k㎡）のうち、地籍調査の未実施地域（146,147 k㎡）を対象とし、大規模な国・公有地等の優先度が低いと想定される地域以外の地域を優先的に地籍を明確にすべき地域（約50,000 k㎡）として整理している。その地域のうち、令和元年度までに地籍調査を実施する予定の地域として約21,000 k㎡を位置づけており、それに加え、地籍調査に準じる指定を受けた面積を想定し、目標値とする。

**（外部要因）**

なし

**（他の関係主体）**

地方公共団体（事業主体）

**（重要政策）****【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

- 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）
- 国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）
- 国土調査促進特別措置法施行令（昭和45年政令第261号）
- 国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）
- 都市再生基本方針（平成14年7月19日閣議決定 平成30年7月13日一部変更）
  - ・迅速な復旧・復興につながる地籍整備を促進することが重要である。（第2の2都市再生に関する施策の基本的方針）
  - ・土地の境界を明確化する都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る（同上）
- 首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成26年3月28日閣議決定 平成27年3月31日一部変更）
  - ・国〔国土交通省〕、都県及び市町村は円滑に復興まちづくりが進められるよう、災害危険性の高い地域において地籍調査の実施等を促進する（7（2）③シ）
- 地理空間情報活用推進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）
  - ・復興事業と連携した地籍整備の促進（第1部1.（4））
  - ・土地境界が不明確になった地域における地籍情報の復旧支援事業と連携した地籍整備の促進（第1部2.（1）④）
  - ・国土の実態を適正に把握するため、（略）地籍整備の推進等を行う（第2部1.（3））
  - ・国民が継続的に正確な位置情報を利用できるよう、（略）土地境界等を明確にしておくための地籍整備を推進する（第2部3.（1）①）
- 経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）
  - ・所有者不明土地等について、基本方針（※）等に基づき、期限を区切って対策を推進する。具体的には、土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務やその担保方策、所有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置、相続登記の義務化等を含めて相続等を登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握する仕組み、土地を手放すための仕組み等について検討し、2018年度中に制度改正の具体的方向性を提示した上で、2020年までに必要な制度改正の実現を目指す。（第3章4.（2））
  - （※）「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（平成30年6月1日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）
- 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）
  - ・（「経済財政運営と改革の基本方針2018」の記載と同様）
- 国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定）
  - ・市街地等の地籍調査の推進や登記所備付地図の作成により、大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支える緊急輸送道路等の整備、道路の斜面崩落防止などの防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興の確保を図る取組を推進する。（第3章2（12））
- 防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）
  - ・地籍調査緊急対策（第3章I（1））

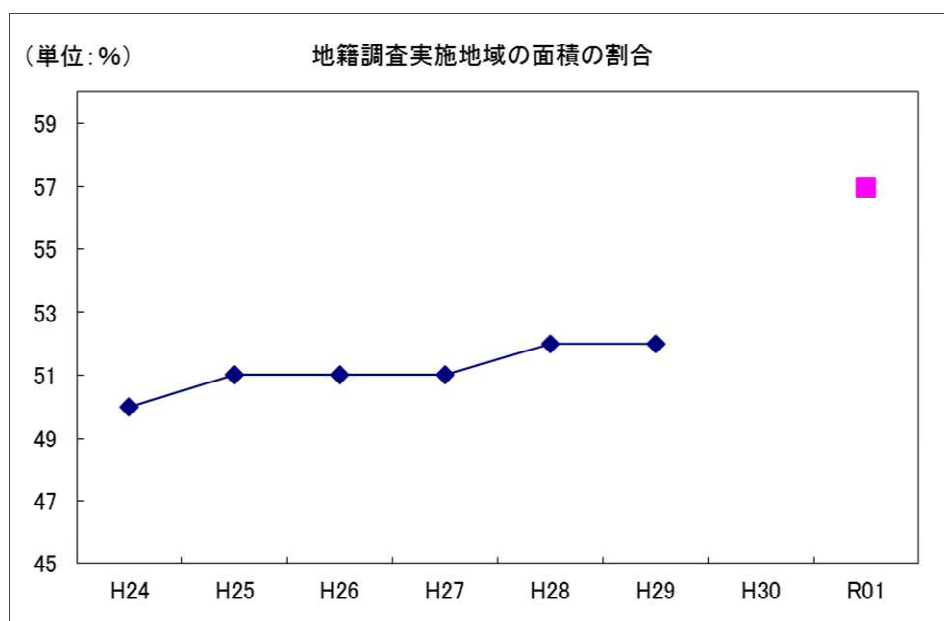
**【閣決（重点）】**

- 社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣議決定）「第2章に記載あり」

**【その他】**

- 東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）
  - ・土地の境界の明確化を推進する（5（1）③（iv））
- 所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（令和元年6月14日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議決定）
  - ・土地の適切な利用の基礎データとなる地籍調査に関し、本年2月の国土審議会のとりまとめを踏まえ、一部の所有者が不明な場合等でも調査を進められるような調査手続の見直し、都市部における公物管理者等と連携した官民境界の先行調査や、山村部におけるリモートセンシングデータを活用した調査といった、それぞれの地域特性に応じた効率的な調査手法の導入など、調査を円滑かつ迅速に進めるための措置等について、今後、法改正に向けた作業を進め、令和2年度から始まる第7次国土調査事業十箇年計画の策定とあわせ、国土調査法等の見直しを行う。（3）

過去の実績値				(年度)
H26	H27	H28	H29	H30
51%	51%	52%	52%	(集計中)



### 主な事務事業等の概要

①地籍調査 (◎) 平成29年度予算額：10,800,000千円、平成30年度予算額：10,800,000千円

※平成29年度予算額のうち4,000,000千円、平成30年度予算のうち4,600,000千円は社会資本総合整備事業の社会資本整備円滑化地籍整備事業分。

地籍調査は国土調査法等に基づいて実施されており、一筆毎の土地の境界、面積等を調査し、その成果を地図及び簿冊に取りまとめるもの。主な実施主体は市町村であり、国は国土調査法の規定により、地籍調査を実施する市町村等に対して都道府県を通じて負担金を交付する(市町村が実施する場合の事業費の負担割合は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となっている)。地籍調査の実施により土地の境界を明確にすることは、大規模災害に備えた事前防災対策の推進、被災後の復旧・復興の迅速化、インフラ整備の円滑化、民間都市開発の推進等に資する。

②基本調査 (◎) 平成29年度予算額：390,000千円、平成30年度予算額：200,000千円

基本調査は国土調査法等に基づいて都市部と山村部においてそれぞれ実施する。都市部では官民の境界情報(道路等と民有地の境界点及びそれを結んだ線に関する情報)を調査し(都市部官民境界基本調査)、また、山村部では、主要な土地境界情報(三筆が交わるような主要な境界点等に関する情報)を調査する(山村境界基本調査)。基本調査の成果は、後に市町村等により実施される地籍調査の基礎情報として活用され、地籍調査の一層の促進に資する。

③地籍整備推進 (◎) 平成29年度予算額：124,000千円、平成30年度予算額：148,800千円

国土調査法第19条第5項に基づき、所定の精度以上の地籍調査以外の測量成果を地籍調査と同等のものとして指

定する制度の活用により、地籍調査以外の測量成果を地籍整備に積極的に活用する。特に都市部における地籍調査の進捗率が遅れているため、平成 22 年度からは都市計画区域内等における地籍調査以外の測量成果を対象として、国が必要な助成（地籍整備推進調査費補助金）を行い、地方公共団体及び民間事業者等が行った測量成果を積極的に活用している。

④基準点測量等（◎） 平成 29 年度予算額：61,786 千円、平成 30 年度予算額：61,596 千円

市町村等が地籍調査の実施を予定している地域に国が設置した測量の基準点がない又は基準点の座標が現状と整合しておらず、効率的な地籍調査が実施できない場合において、市町村等の要望に基づき、国が四等三角点の設置又は再測量を実施する。地籍調査に必要な基準点を適切に整備することにより、地籍調査を円滑に進めることができ、地籍整備が一層促進される。

⑤ICTを活用した地籍調査の効率化（◎） 平成 29 年度予算額：-千円、平成 30 年度予算額：69,500 千円

都市部においては、都市開発や防災対策等の観点において、地籍整備を早急に実施する必要がある、近年進展している ICT 等の新たな技術を活用することで、官民境界の先行調査や地籍調査以外の民間測量成果等を活用した効率的な地籍調査を実施するための環境整備を行い、都市部の地籍調査をより一層推進する。

⑥土地境界の明確化の推進（東日本大震災関連）（◎） 平成 29 年度予算額：181,585 千円、平成 30 年度予算額：176,075 千円

被災地における地籍調査の成果を最大限に活用しつつ、復旧・復興の迅速化が可能となるようにするため、以下のとおり自治体を支援する。

地籍調査が実施済みの地域 地割れ等により局所的に地形が変動し、地図の修正が困難な場合の地籍再調査の実施を支援

地籍調査が実施中の地域 地震により利用できなくなった測量成果の補正等の実施を支援

地籍調査が未実施の地域 国直轄による官民境界調査や市町村等による地籍調査の実施により土地境界情報を整備し、その成果を活用した復旧・復興の円滑な実施を支援

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

平成 29 年度末には進捗率が 52%となったが、令和元年度までの目標（57%）に照らすと、目標達成に向けた状況は順調でなく、地籍整備を推進する一層の取組が必要である。

（全数 286,200km<sup>2</sup>、現状（平成 29 年度末時点）148,597km<sup>2</sup>）

#### （事務事業等の実施状況）

##### ① 地籍調査

・インフラ整備や防災対策、都市開発等の推進の観点から、より必要性・緊急性の高い地域における地籍調査を重点的に支援し、効果的な土地境界等の整備を推進した。

・地籍調査費負担金による地籍調査事業のほか、社会資本整備円滑化地籍整備事業（社会資本整備総合交付金における関連事業）により、社会資本整備に先行等して地籍調査を実施することで、政策効果の高い地籍調査を推進した。

##### ② 基本調査

・市町村等が行う地籍調査に必要な基礎的な情報を整備するための基本調査を国が実施し、進捗が遅れている都市部及び山村部の地籍整備を以下のとおり推進した。

都市部：特に南海トラフ地震に伴う津波浸水被害想定地域等の地籍調査の必要性が高い地域で、都市部官民境界基本調査を優先的に実施

山村部：土砂災害警戒区域等の早急な地籍調査の実施が必要な地域で、三筆境などの主要な境界情報を整備

##### ③ 地籍整備推進

・国土調査法第 19 条第 5 項に基づく民間事業者等による地籍調査以外の測量成果の活用を促進し、地籍整備を推進した。

④ 基準点測量等

・地籍調査に必要な基準点を適切に整備した。なお、平成 29 年度より、G N S S 測量等による効率的な地籍測量を可能とするため、新規に導入した G N S S 測量型の新たな四等三角点を設置することにより、円滑な地籍調査の実施を推進した。

⑤ I C T を活用した地籍調査の効率化

・個々の土地取引や民間開発事業等で作成される地籍調査以外の民間測量成果等を蓄積・共有するためのシステムを構築した。

⑥ 土地境界の明確化の推進（東日本大震災関連）

・被災地における地籍調査の実施状況に合わせ、測量成果の補正の実施を支援するなど、被災自治体の早期復興に貢献した。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

平成 29 年度末では進捗率が 52%となっているが、令和元年度までの目標（57%）に照らすと、目標達成に向けた状況は順調ではなく、地籍整備を推進する一層の取組が必要であるため、Bと評価した。

地籍調査は、土地所有者の立会いによる筆界の確認や高精度の測量等を行うため、相当程度の時間・費用を要する性質のものであるが、人口減少・高齢化の進展により所有者不明土地問題が顕在化する中で、土地所有者に現地での立会いを求めて確認を行うことが、今後困難となっていくことが予想される場所である。

また、財政事情の深刻化、地方公共団体の実施要望の増加等の予算上の課題や、都市部における複雑な権利関係等による境界調査の長期化、山村部における土地所有者の高齢化・不在村化などの課題により、地籍調査を円滑に実施することがこれまで以上に難しい状況となっている。

このような状況の中、引き続き、必要な予算の確保に向けて努力するとともに、市町村等による地籍調査への支援のほか、国直轄の基本調査の実施、国土調査法第 19 条第 5 項に基づく民間事業者等による地籍調査以外の測量成果の活用促進等を通じて、地籍整備を一層推進していく。

また、2020 年度から始まる次期十箇年計画策定に向けて必要な検討を進めており、具体的には、所有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるため、現地調査等の手続きの見直しや都市部・山村部における地域の特性に応じた新たな調査手法の導入などの国土調査法等の見直しを行うこととしている。

**担当課等（担当課長名等）**

担当課： 土地・建設産業局地籍整備課（課長 高藤喜史）



**業績指標 127**  
**土地分類基本調査（土地履歴調査）を実施した面積\***

<b>評 価</b>	
A	目標値：100 %（令和元年度） 実績値：95.8 %（平成30年度） 初期値：40.3 %（平成23年度）

**（指標の定義）**  
 土地分類基本調査の対象面積（人口集中地区及びその周辺を対象とした区域 18,000k m<sup>2</sup>に対する土地分類基本調査（土地履歴調査）の実施面積の割合。

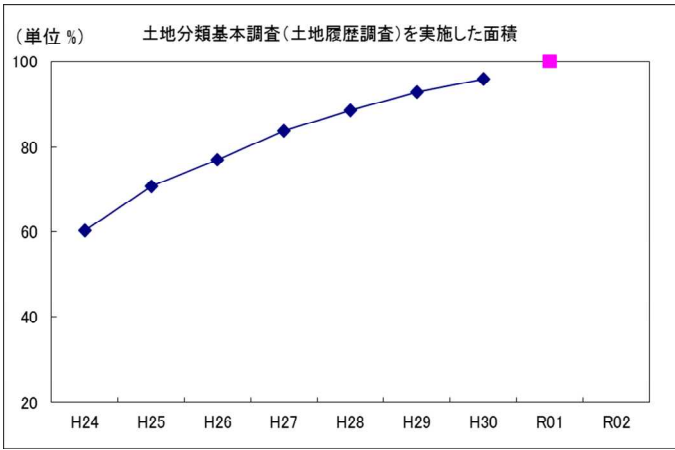
**（目標設定の考え方・根拠）**  
 第6次国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）において、土地本来の自然条件、過去の改変状況等の把握のため、緊急に情報を整備する必要性が高い人口集中地区及びその周辺部 18,000km<sup>2</sup>を対象に調査することとしている。平成22年度より、国土調査法に基づく土地分類基本調査の一環として、土地の安全性に関連する、土地履歴調査を実施しており、同計画期間の最終年度の令和元年度までに調査実施面積の割合を100%とすることを目標とする。

**（外部要因）**  
 該当なし

**（他の関係主体）**  
 該当なし

**（重要政策）**  
**【施政方針】**  
 なし  
**【閣議決定】**  
 ○国土調査法（昭和26年法律第180号）  
 ○国土調査事業十箇年計画（平成22年5月25日閣議決定）  
 ○地理空間情報活用推進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）「第2部1.（1）①に記載あり」  
**【閣決（重点）】**  
 なし  
**【その他】**  
 なし

過去の実績値						(年度)
H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
60.9	70.7	77.0	83.8	88.5	92.8	95.8



**主な事務事業等の概要**

○土地分類基本調査（土地履歴調査）の実施

土地本来の自然条件と過去に行われた地形の人工改変履歴及び過去の災害発生履歴等の土地の成り立ちに関する調査を実施し、インターネットで広く一般に提供することで、土地の安全性に関わる基礎的な情報として土地利用計画等の策定、防災対策等に資する。

予算額：51百万円（平成29年度）

35百万円（平成30年度）

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

**（指標の動向）**

平成25年度までに人口集中地区が集中する三大都市圏の調査を実施したことにより実施面積としては大幅に進捗したが、平成26年度以降は地方圏を中心に調査を実施しているため、平成25年度以前と比較して進捗は小幅になっているが、このままの推移を維持できれば目標年度の目標値の達成が見込まれ、進捗状況は順調である。

（全数18,000km<sup>2</sup>、現状（平成30年度末時点）17,237km<sup>2</sup>）

**（事務事業等の実施状況）**

平成30年度は、南海トラフ地震の災害想定地域に位置する高知地区及び沼津地区を対象として、人口集中地域の分布に加えて、過去の災害発生履歴などの災害リスク等も考慮した実施範囲を設定し、調査を実施した。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

業績指標については、平成30年度の実績値が95.8%であり、計画どおり順調に推移している。また、今後は大規模な災害が想定されている地域の優先化など、社会的ニーズを踏まえて事業を効果的に実施することとし、「A」と評価した。

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：国土政策局国土情報課（課長 坂 勝浩）

関係課：

**業績指標 128**

貨物自動車運送事業安全性優良事業所の認定率\*

**評価**

A	目標値：約 29%（令和元年度） 実績値：29.6%（平成 30 年度） 初期値：25.1%（平成 26 年度）
---	--

**（指標の定義）**

トラック運送事業を営む事業所のうち、貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定された事業所の割合。

**（目標設定の考え方・根拠）**

トラック運送業界は中小・零細事業者が極めて多く厳しい競争環境にあり、また、荷主に比べて立場が弱いため、法令上の義務を免れて不適正に運賃・料金を引き上げる事業者や、過労運転・過積載等の違法行為を行う事業者が多い。

このため、貨物自動車運送事業法は、同法及び同法に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動（貨物自動車運送適正化事業）を促進することにより、こうした問題を是正し、輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ることとしている。

係る事業の主要な取組として、貨物自動車運送事業法に基づき国土交通大臣が指定した貨物自動車運送適正化事業実施機関は、安全に対する法令の遵守状況、事故や法令違反の状況、安全に対する取組の積極性、社会保険・労働保険への加入が適正になされていること等の評価項目・要件等の基準を満たす事業所を貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定している。

貨物自動車運送行政では、これまで、本認定を受けることのインセンティブを導入するとともに、荷主等との適正取引の推進や様々な安全の確保に係る施策を講じることにより、認定を受けた事業所数を増やし、もって輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ってきた。

このため、本事業所の認定率（トラック運送事業を営む営業所のうち、貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定された事業所の割合。）を業績指標として設定することにより、貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送適正化事業の達成の進捗を計ることとする。

**（外部要因）**

**（他の関係主体）**

全国・地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（（公社）全日本トラック協会、各都道府県トラック協会）

**（重要政策）**

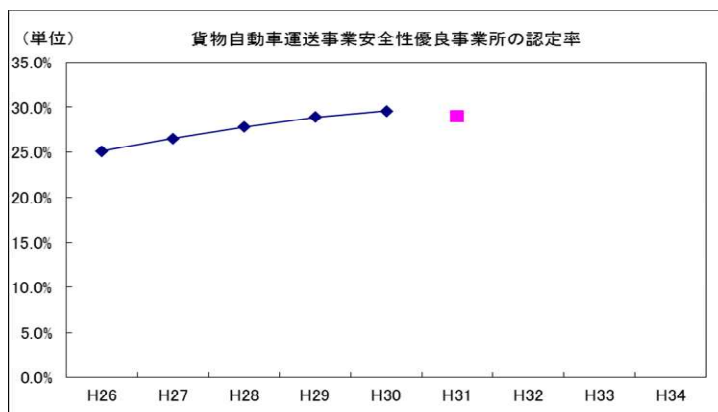
【施政方針】

【閣議決定】

【閣決（重点）】

【その他】

過去の実績値				（年度）	
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
25.1%	26.5%	27.6%	28.9%	29.6%	



### 主な事務事業等の概要

事業の主要な取組として、貨物自動車運送事業法に基づき国土交通大臣が指定した貨物自動車運送適正化事業実施機関は、安全に対する法令の遵守状況、事故や法令違反の状況、安全に対する取組の積極性、社会保険・労働保険への加入が適正になされていること等の評価項目・要件等の基準を満たす事業所を貨物自動車運送事業安全性優良事業所として認定している。

貨物自動車運送行政では、これまで、本認定を受けることのインセンティブを導入するとともに、荷主等との適正取引の推進や様々な安全の確保に係る施策を講じることにより、認定を受けた事業所数を増やし、もって輸送の安全を確保するとともに、トラック運送事業の健全な発達を図ってきた。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 30 年度における実績値は 29.6%となっており、令和元年度の目標値を達成した。

(事務事業等の実施状況)

荷主を構成員に含めた協議会等を通じて、トラックドライバーの労働環境の改善を図る等により、輸送の安全の確保に努めているところ。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

平成 30 年度において令和元年度の目標値を達成し、取組の成果が着実に現れているためAとした。引き続き、トラック運送事業者の輸送の安全を確保するための取組を推進していく。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：自動車局貨物課 課長 平嶋 隆司

**業績指標 129**

海運業（外航及び内航）における1事業者あたりの船員採用者数\*

評価	
A	目標値：2.61人以上（海運業における船員採用者数（1事業者平均））（毎年度） 実績値：集計中（平成30年度） 3.84人（平成29年度） 初期値：1.83人（海運業における船員採用者数（1事業者平均））（平成23年度）

**（指標の定義）**

国民生活を支える海上輸送の安定的な確保を図る上で必要不可欠な人的基盤（ヒューマンインフラ）である船員について、船員需給総合調査（国土交通省海事局）の海運業（外航及び内航）の各事業者における年間の採用者数（船員経験者（ただし、海運業内での異動分を除く。）及び船員未経験者）の水準を示した指数。

**（目標設定の考え方・根拠）**

〈目標〉海上輸送の人的基盤（ヒューマンインフラ）である船員を今度とも安定的に確保するため、高齢船員の退職規模に見合う採用数の水準を確保することを目標とする。

- ① 高齢船員の退職者数見込み 2,773人（平成23年度～令和2年度）  
船員（海運業）のうち50歳以上の人数 2,773人 → 今後10年間で退職が見込まれる
- ② 今後10年間の退職規模に見合う採用数の水準を確保するため必要な1年ごとの採用者人数 278人（平成23年度～令和2年度）  
必要な1事業者ごとの年間採用者人数 278人  $\div$  2,773人①  $\div$  10年
- ③ ②を確保するため必要な1事業者ごとの採用者人数 → 1.83人  
 $1.83人 \div 278人 \div 152 =$ （各年度に必要な採用者人数） / （各年度の事業者数） 人
- ④ 新卒者の約3割が3年以内に離職していることを踏まえ、  
 $1.83 \times 0.7 = 2.61$ 人
- ⑤ 各事業者において、高齢船員の退職希望に見合う採用数の水準が確保されることを目指して、1事業者あたり年間平均2.61人の採用が行われること（水準）を確保する。

**（外部要因）**

- ① 景気動向等に伴う船員需要の増加の変動
- ② 船舶の大型化や技術開発の進展による船員需要の変動

**（他の関係主体）**

なし

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

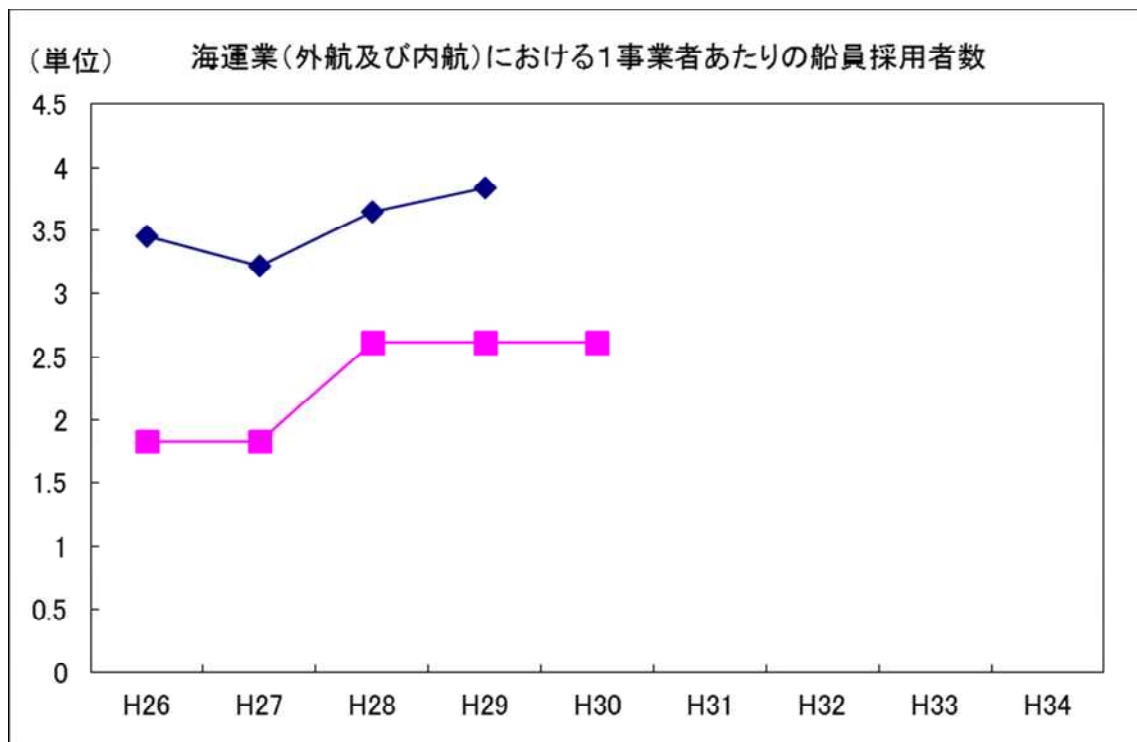
- ・ 海洋基本計画（平成30年5月15日閣議決定）第2部9（1）ウ 船員等の育成・確保
  - 独立行政法人海技教育機構において外航・内航海運のニーズに応じた即戦力・実践力を備えた船員を養成するため、①関係者間での連携を強化し、海運事業者が運航する船舶の活用を通じて、より実践的な乗船訓練を可能とする社船実習の拡充等に取り組み、②船員に必要な知識要件への対応として、各種講習等を実施し、技能の習得に努めるなど、船員教育体制の見直しを含め、教育の高度化に取り組む。
  - 船員の安定的・効果的な確保・育成のため、就業体験を実施するなど、国と内航海運事業者等の関係者などが連携して若年者の志望を増加させるための取組を推進するとともに、事業者が新人船員を雇用して、育成する取組を促進する。また、魅力ある職場づくり等による船員への就業・定着の推進、労働時間・負荷の軽減等の働き方改革による生産性向上に取り組む。
  - 若年船員を計画的に確保するため、女性船員の活躍促進に向け取り組むとともに、退職海上自衛官等が船員として就業するための環境整備を引き続き行う。
- ・ 交通政策基本計画（平成27年2月13日閣議決定）第2章 基本的方針、目標と講ずべき施策
  - 基本的方針C. 持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり
  - 目標③ 交通を担う人材を確保し、育てる
    - 航空機操縦士や航空機整備士、船員、バス・トラック運転手等、輸送を支える技能者、技術者の確保や労働条件・職場環境の改善に向けた施策を実施する。（航空機操縦士・航空機整備士の民間養成機関の供給能力拡充、船員のトライアル雇用助成金 等）

**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

過去の実績値				(年度)
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
3. 4 5	3. 2 2	3. 6 5	3. 8 4	集計中



#### 主な事務事業等の概要

船員の確保・育成体制の強化

海洋基本法の成立及び海上運送法等の一部改正による船員確保育成対策の強化を踏まえ、安定的な海上輸送を確保する観点から、新規学卒者の他、退職自衛官、女子船員等新たな供給源からの船員確保・育成等の促進を図るため、船員計画雇用促進等事業の実施や内航船員を志向する若年者を増加させるために若年内航船員確保推進事業の実施等、船員確保・育成等に係る総合的な対策を実施した。

予算額 1. 1億円(平成30年度)

#### 測定・評価結果

##### 目標の達成状況に関する分析

###### (指標の動向)

平成30年度の実績値は集計中であるが、平成29年度の実績値は3.84、平成28年度の実績値は3.65といずれも目標値(平成29年度事後評価実施計画において目標値を変更しており、27年度までの目標値は1.83)を上回り順調に推移しており、退職規模に見合う船員採用者数の水準が確保されていると考えられる。

###### (事務事業等の実施状況)

船員確保・育成等総合対策事業の実施

###### ・船員計画雇用促進等事業

改正海上運送法に基づき国土交通大臣より日本船舶・船員確保計画の認定を受け、船員の計画的な確保・育成に取り組む海運事業者に対する支援制度を平成20年度に創設。平成30年度においては、238事業者(平成29年度:226事業者)が国土交通大臣による認定を受けている。

###### ・若年内航船員確保推進事業

内航船員の高齢化の進展による船員不足の解消に向け、関係機関と連携し、内航船員に関する情報が乏しいと思われる船員教育機関以外の学生等に対して、就業体験やキャリアパス説明会を実施することによって、内航船員を志向する若年者を増加させる取り組みを平成23年度から実施。平成29年度については全国で水産系高校27校、195人の若年者が就業体験に参加する等、内航船員を志向するよい契機となっている。

###### ・内航船員就業ルート拡大支援事業

船員の専門教育機関を卒業していない者が短期で海技資格を取得するために受講する6級海技士短期養成課程について、当該過程における乗船実習の場を提供する事業者に対する支援制度を平成27年度に創設し、当該年度の支援事業者数は68者であった。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は海運業（外航及び内航）における船員採用者数の水準であり、平成30年度の実績値は集計中であるものの平成29年度の実績値は3.84、平成28年度の実績値は3.65といずれも目標値である1.83（28年度以降は2.61）を上回り順調に推移しているため、「A」と評価した。引き続き、令和元年度においても目標達成に向け、船員の確保・育成政策を推進する。

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：船員政策課長 三輪田 優子

関係課：総務課海洋教育・海事振興企画室長 林 広之

業績指標 130

船舶建造量の世界シェア\*

評価

A

目標値：30%（令和7年）  
実績値：25%（平成30年）  
初期値：19%（平成27年）

（指標の定義）

全世界の船舶建造量における日本造船業の建造量の割合。

（目標設定の考え方・根拠）

船舶の建造需要は、海上荷動量の増加により「不足となる船腹量」と船舶の解撤による「代替需要」の合計によって推計される。以下のシナリオの下で、世界全体の建造需要の予測を行うと、2025年（令和7年）の建造需要は約75百万総トンと試算される。

- ①海上荷動量は、世界全体の中長期的なGDP成長率予測を踏まえると、年3～4%程度の増で推移していく。
- ②当面は近年の比較的若年齢で解撤されている状況が続く。
- ③現在の海上荷動量に対して過剰となっている船腹量が2025年までの間に均等に減少していく（その分「不足となる船腹量」から差し引く）。

また、日本造船業が過去最大の建造量を記録した2010年の建造量20.4百万総トンを基準として、それ以降の企業統合や再編等による設備減少、既に決定済みの設備拡張等を踏まえると、日本造船業は21百万総トン程度の建造能力を有すると考えられる。2025年までに10%程度の生産効率の向上を図った場合、2025年の新造船需要約75百万総トンの30%に当たる約23百万総トンの建造能力を有すると考えられる。

（外部要因）

海運市場の状況、金融市場の動向、為替の動向等

（他の関係主体）

造船事業者（事業主体）

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

- ・新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日）  
第3章 3.（2）⑤運輸分野  
船舶の開発・建造から運航に至る全てのフェーズにICTを導入し、AI等を活用した革新的な技術開発の支援等により我が国の造船・海運の生産性を向上させるi-Shippingを推進する。
- ・経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日）  
第2章 6.（3）まちづくりとまちの活性化  
海事クラスターの活性化、産業を支える港湾の強化などを通じ、地域経済を押し上げる。
- ・未来投資戦略2018（平成30年6月15日）  
第2 I. [1] 1.（3）v）海上交通の高度化に向けた自動運航船の実用化への取組
  - ・造船・海運の国際競争力強化のため、平成37年までの「自動運航船」の実用化に向けて、国際的な議論を日本が主導し、平成35年度中の合意を目指す。船舶の設備等に係る国内基準を先んじて検討するとともに本年度から内航で遠隔操作や自動離着岸などの技術実証を開始する。
  - ・また、海洋調査や離島物流等への今後の活用が期待される遠隔操縦小型船舶に関する安全ガイドラインを本年度中に策定する。
- 第2 I. [3] 2.（3）ii）交通・物流に関する地域の社会課題の解決と都市の競争力の向上
  - ・造船・海運の国際競争力強化のため、平成37年までの「自動運航船」の実用化に向けて、国際的な議論を日本が主導し、平成35年度中の合意を目指す。船舶の設備等に係る国内基準を先んじて検討するとともに本年度から内航で遠隔操作や自動離着岸などの技術実証を開始する。＜再掲＞
  - ・海洋調査や離島物流等への今後の活用が期待される遠隔操縦小型船舶に関する安全ガイドラインを本年度中に策定する。＜再掲＞

【閣決（重点）】

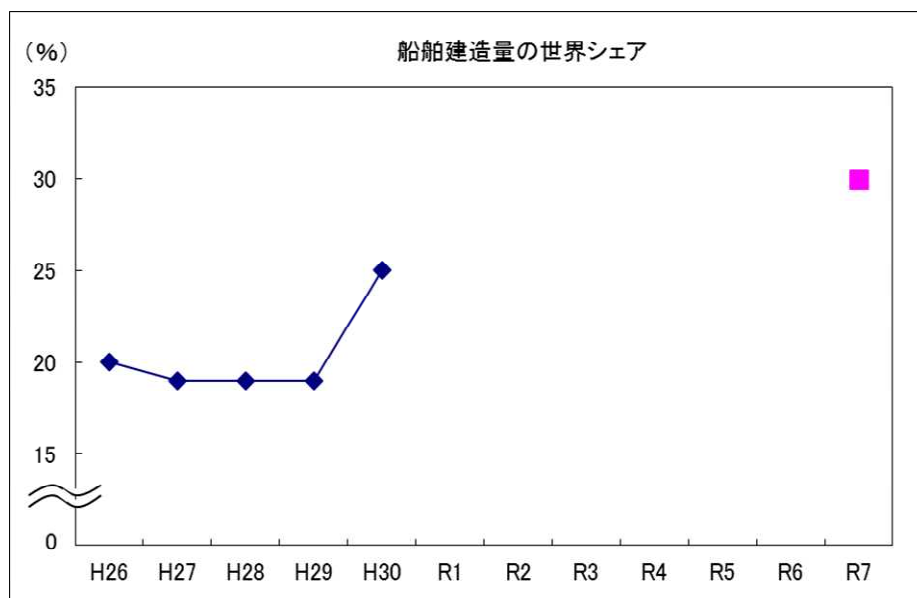
なし

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	
20%	19%	19%	19%	25%	





### 主な事務事業等の概要

・(造船・海運の技術革新の推進)

船舶の開発・設計、建造、運航に至る全ての段階で AI や IoT 技術等を活用することにより生産性向上を目指す取組「i-Shipping」を推進し、我が国造船・海運の国際競争力の強化を図る。

予算額：5.4 億円（平成 30 年度）

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 30 年は、日本の船舶建造量の世界シェアが前年より上昇していることから、A 評価とした。中国・韓国の船舶建造量は前年より減少した一方、日本においては、上記した事業等により増加している。

(事務事業等の実施状況)

船舶の建造・運航における生産性向上のための技術の開発・実用化、実証を推進するために、平成 30 年度までに合計 56 件の事業に対して支援を実施。また、新船型の開発に必要な水槽試験の一部をコンピュータによる計算に代替させ開発期間を短縮するため、船体周りの水の流れの数値シミュレーション技術の高度化に向けた検討を行いガイドライン案の作成を行った。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

事業を着実に実施し、平成 30 年の実績値は前年比で上昇している。令和元年度は、引き続き、令和 7 年の目標達成に向け、船舶の建造・運航における生産性向上に資する事業に対する支援、船舶の生産設計における AI の活用に関する検討等を進める。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課： 海事局船舶産業課（課長 斎藤 英明）

関係課： 海事局海洋・環境政策課（課長 石原 彰）

**業績指標 131**

国土形成計画の着実な推進（対 27 年度比で進捗が認められる指標の項目数）\*

**評価**

A	目標値：初期値以上（毎年度） 実績値：8（平成 29 年度） 初期値：8（平成 28 年度）
---	--

**（指標の定義）**

第二次国土形成計画（全国計画）（平成 27 年 8 月 14 日閣議決定）第 1 部で提示されている「国土の基本構想」の実現のための 3 つの方向性、8 分野において、目標の進捗を代表的に示すと考えられる 12 項目の指標のうち、同計画の開始年度である対 27 年度比で進捗が見られる代表指標の項目数。

なお、平成 31 年 3 月に変更した「平成 31 年度事後評価実施計画別紙 1 [1] 参考資料（業績指標登録票）」においては、代表指標を 13 項目としていたが、1 項目で指標の出典としていた統計値に定義変更があったため、12 項目としている。

**（目標設定の考え方・根拠）**

国土形成計画（全国計画）では、「①安全で、豊かさを実感することのできる国、②経済成長を続ける活力ある国、③国際社会の中で存在感を発揮する国」の実現を国土づくりの目標とし、同計画の基本的な方針として掲げている。具体的な施策の方向性のうち、中心的なものについては、「ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土」「安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤」「国土づくりを支える参画と連携」と、主に 3 つ目標を定めている。国土づくりの目標実現に向けた計画の進捗状況は、これらの方向性毎に設定した代表的な指標の改善状況で示されていると考えられることから、同計画の開始年度である対 27 年度比で進捗が見られる代表的な指標の項目数が、平成 28 年度の実績値（初期値：8）以上となることを目標とするものである。

**（外部要因）**

経済情勢、社会状況の変化

**（他の関係主体）**

関係省庁

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

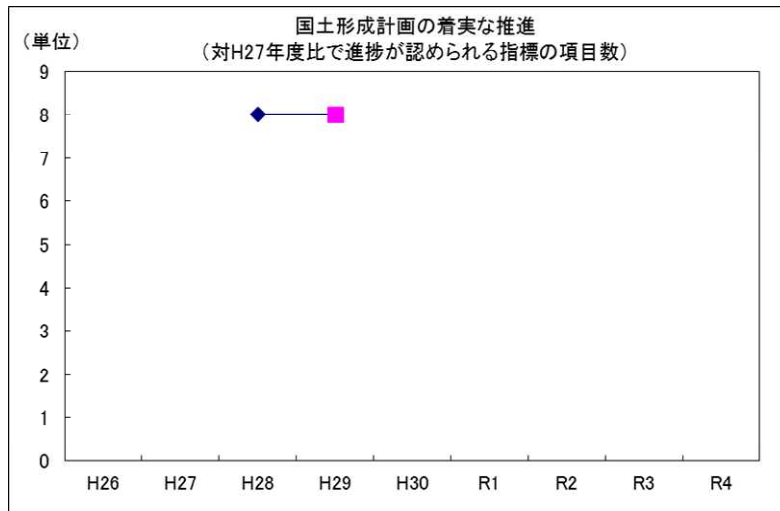
第二次国土形成計画（全国計画）（平成 27 年 8 月 24 日）

**【閣決（重点）】**

**【その他】**

- ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日）  
 対流促進型国土の形成を目指す「国土形成計画」を推進する（第 6 章（5））

過去の実績値				（年度）	
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
(8/15)	—	8/12	8/12	集計中	



### 主な事務事業等の概要

平成27年8月に閣議決定された国土形成計画に基づく取組をしているところ。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

本年は、代表指標(12項目)について、平成30年度に得られた平成29年度までの統計データを基に、第二次国土形成計画(全国計画)の本格運用が始まった平成27年度の実績値と平成29年度の実績値を比較。

その結果、半数以上の8項目で進捗が見られた。初期値とした平成28年度の対27年度比は8項目であることから、平成29年度では目標とした「初期値以上」を達成している。

##### (事務事業等の実施状況)

#### 1. ローカルに輝き、グローバルに羽ばたく国土

- ① 全国の地域資源活用の認定事業数
  - ・進捗していると思われる(平成27年度の1,457件から平成29年度は1,841件に増加)
- ② 公共職業安定所で扱った月間有効倍率
  - ・進捗していると思われる(平成27年度の1.26%から平成29年度は1.56%に増加)
- ③ 外国人延べ宿泊者数
  - ・進捗していると思われる(平成27年度の6,561万人から平成29年度は7,969万人に増加)
- ④ 保育園等の待機児童数
  - ・進捗していると思えない(平成27年度の23万人から平成29年度は26万人に増加)
- ⑤ 外資系企業の数
  - ・進捗していると思えない(平成27年度の3,410社から平成29年度は3,266社に減少)
- ⑥ 海上出入貨物トン数
  - ・進捗していると思われる(平成27年度の2,653百万トンから平成29年度は2,836百万トンに増加)
- ⑦ 訪日外国人旅行者数
  - ・進捗していると思われる(平成27年度の1,974万人から平成29年度は2,869万人に増加)

#### 2. 安全・安心と経済成長を支える国土の管理と国土基盤

- ⑧ 自主防災組織活動カバー率
  - ・進捗していると思われる(平成27年度の81.0%から平成29年度は82.7%に増加)
- ⑨ 保安林面積
  - ・進捗していると思われる(平成27年度の1,289万haから平成29年度は1,293万haに増加)
- ⑩ 環境基準(COD)達成水域の割合(①河川 ②湖沼 ③海域)
  - ・進捗していると思えない(平成27年度の①95.8%、②58.7%、③81.1%から平成29年度は①94.0%、②53.2%、③78.6%に減少)
- ⑪ 海上保安庁による海洋汚染確認件数
  - ・進捗していると思えない(平成27年度の392件から平成29年度は425件に増加)

#### 3. 国土づくりを支える参画と連携

⑫市町村地域福祉計画の策定率

・進捗していると見られる（平成27年度の68.4%から平成29年度は75.6%に増加）

（参考1）各代表指標の定義・出典

【代表指標】①全国の地域資源活用の認定事業数

[定義] 東地域資源を活用した企業の事業計画数（単位：件）

[出典] 中小企業庁ホームページ「地域資源活用チャンネル」

【代表指標】②公共職業安定所で扱った月間有効倍率

[定義] 公共職業安定所で扱った月間有効倍率（「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除したもののブロック内都道府県の平均値（単位：%）

[出典] 厚生労働省「職業安定業務統計」

【代表指標】③外国人延べ宿泊者数

[定義] 外国人延べ宿泊者数（単位：人）

[出典] 観光庁「宿泊旅行統計調査」

【代表指標】④保育園等の待機児童数

[定義] 保育園等の待機児童数（単位：人）

[出典] 厚生労働省 報道発表資料

【代表指標】⑤国内に本社を有する外資系企業の数

[定義] 国内に本社を有する外資系企業のうち、有効回答（操業中）企業数（単位：社）

[出典] 経済産業省「外資系企業動向調査」

【代表指標】⑥海上出入貨物トン数

[定義] 港湾における出入貨物の総重量（単位：トン数）

[出典] 国土交通省「港湾調査」

【代表指標】⑦訪日外国人旅行者数

[定義] 法務省「出入国管理統計 出入（帰）国者数」に基づき、外国人正規入国者のうちから日本に永続的に居住する外国人を除き、さらに一時上陸客等を加えて集計（単位：人）

[出典] 日本政府観光局 JNTO 月別・年別統計データ（訪日外国人・出国日本人）

【代表指標】⑧自主防災組織活動カバー率

[定義] 自主防災組織がカバーする世帯の割合（分母：当該広域ブロック内総世帯数、分子：自主防災組織がカバーする世帯数）（単位：%）

[出典] 総務省消防庁「消防白書」

【代表指標】⑨保安林面積

[定義] 水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林である保安林の面積（単位：ha）

[出典] 林野庁「森林・林業統計要覧」

【代表指標】⑩環境基準（COD）達成水域の割合（①河川 ②湖沼 ③海域）

[定義] 全国の類型指定水域（河川、湖沼、海域）におけるBOD（河川）またはCOD（湖沼、海域）の測定結果のうち、環境基準を達成している水域の割合（分母：測定結果が公表されている全水域、分子：環境基準を達成している水域）（単位：%）

[出典] 環境省「公共用水域の水質測定」

【代表指標】⑪海上保安庁による海洋汚染確認件数

[定義] 海上保安庁が確認した海洋汚染の件数（単位：件）

[出典] 海上保安庁 報道発表資料

【代表指標】⑫市町村地域福祉計画の策定率

[定義] 全1,741市町村（東京都特別区を含む）に対し、地域福祉計画を「策定済」の市町村の割合（単位：%）

[出典] 厚生労働省「地域福祉計画策定状況等調査結果」

（参考2）平成29年度に定義変更のあった指標

3. 国土づくりを支える参画と連携

○民間企業における法定雇用率達成企業の割合

・評価できない（平成29年度に定義の変更があったため）

【代表指標】⑫民間企業における法定雇用率達成企業の割合

[定義] 雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年～平成29年は50人以上規模、平成30年度以降は45.5人以上の企業）における障害者の法定雇用率（平成29年までは2.0%、平成30年以降は2.2%）達成企業の割合（単位：%）

[出典] 厚生労働省 報道発表資料

課題の特定と今後の取組みの方向性

計画の進捗を代表的に示すと考えられる12項目の指標のうち、同計画の開始年度である対27年度比で進捗が見られる代表指標の項目数が、初期値とした平成28年度の実績値8項目に対して平成29年度は8項目であり、目標としていた「初期値以上」を達成していることから評価を「A」とした。

今後、第二次国土形成計画（全国計画）の推進に向け、平成28年2月に国土審議会計画推進部会に設置した専門委員会等において、引き続き本計画の効果的な推進方策の検討を行う。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局総合計画課（課長 田中 徹）

関係課：

**業績指標 132**

大都市圏の整備推進に関する指標（①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）、②琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量））

評価	
① A	① 目標値：130自治体（令和3年度） 実績値：120自治体（平成29年度） 集計中（平成30年度） 初期値：101自治体（平成28年度）
② B	② 目標値：34,004kg/日（令和2年度） 実績値：34,609kg/日（平成27年度） -（平成30年度） 初期値：34,609kg/日（平成27年度）

**（指標の定義）**

大都市圏における主要な広域的・分野横断的課題である環境、防災、活力に関する指標を設定するとともに、近畿圏の水がめである琵琶湖の整備に関する指標を設定し、それらを総合的に評価することにより、大都市圏の整備推進の進捗を把握する。

① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）

首都圏既成市街地及び近郊整備地帯において、都市環境インフラの整備に関連する広域的な取組みに参加した延べ自治体数

② 琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

化学的酸素要求量（COD）：kg/日

**（目標設定の考え方・根拠）**

① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）

本取り組みの根拠となっている「大都市圏における都市再生インフラの再生」が都市再生本部に決定された平成13年度から20年目に当たる令和3年度を130自治体とする。

② 琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

「琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）」については、琵琶湖の総合的な保全のための計画（第2期計画）の上位計画である「第7期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」（平成28年度～令和2年度）において各種施策による負荷削減見込量から設定している目標値。

**（外部要因）**

①該当なし ②該当なし

**（他の関係主体）**

①該当なし ②厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、環境省、滋賀県

**（重要政策）**

**【施政方針】**

①該当なし ②該当なし

**【閣議決定】**

①該当なし ②該当なし

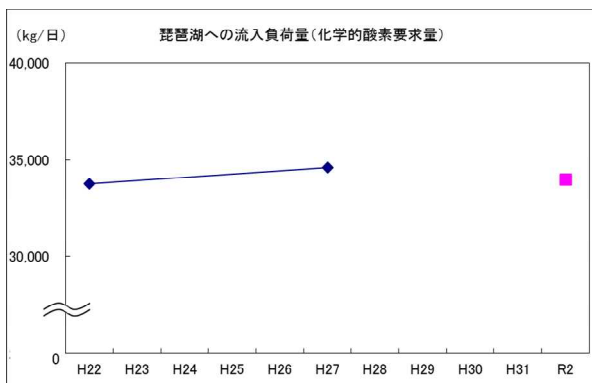
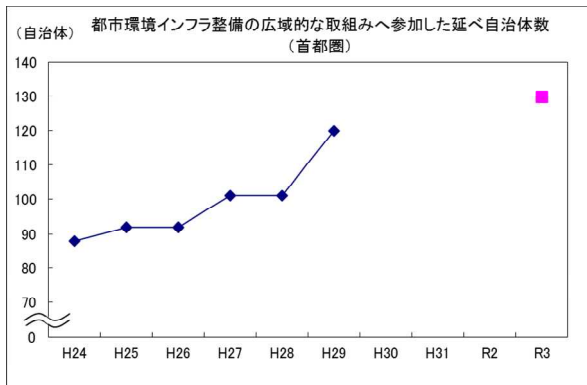
**【閣決（重点）】**

①該当なし ②該当なし

**【その他】**

①該当なし ②該当なし

過去の実績値									(年度)
( )内は単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
①(自治体)	61	80	88	92	92	101	101	120	集計中
②(kg/日)	33,754	-	-	-	-	34,609	-	-	-



### 主な事務事業等の概要

- ① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数 (首都圏)
  - ・緑地の重要な要素である良好な景観、防災機能等多面的な機能が今後さらに発揮されるよう、大都市圏全体でまとまりのある自然環境の保全を図る。
- ② 琵琶湖への流入負荷量 (化学的酸素要求量)
  - ・琵琶湖の水質改善、水源かん養機能の確保、自然環境保全に関する事業を連携し推進することにより、琵琶湖の総合的な保全を図る。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

- ① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数 (首都圏)
 

各自治体による都市環境インフラ整備の広域的な取組みは進んでおり、順調であるものの、目標達成には更なる取組の推進が必要である。(平成30年度の実績値は集計中)
- ② 琵琶湖への流入負荷量 (化学的酸素要求量)
 

山林などからの流入負荷量の増加により、平成27年度実績値は平成22年度より微増しており、順調ではないため、目標達成に向け、森林の面的確保と適正管理による水質浄化機能の向上を図るための森林の保全、再生に関する施策等を更に推進する必要がある。

##### (事務事業等の実施状況)

- ① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数 (首都圏)
 

大都市圏における都市環境インフラの整備のための広域的・分野横断的な対策について、有効な施策を取りまとめた施策カタログをインターネット上で公開するなど、自治体等における取組みを促進させるよう啓発に努めている。
- ② 琵琶湖への流入負荷量 (化学的酸素要求量)
 

これまで琵琶湖の総合的な保全のための計画の第2期計画に基づき、琵琶湖総合保全連絡調整会議を開催し、琵琶湖総合保全事業について情報共有を行い、琵琶湖の総合的な保全を円滑に推進するための連絡調整を行ってきた。

また、平成27年9月に「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が施行されたことに伴い、平成28年4月に琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針を策定し、その後、琵琶湖保全再生推進協議会や同協議会幹事会を開催し、関係省庁、地方公共団体で琵琶湖保全再生施策の推進に関する意見交換などを行っている。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

##### ① 都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数（首都圏）

業績指標である自治体数は、平成28年度の数値が平成29年度に増加し、順調であるためAと評価した。ただし、更なる取組の推進が必要であると推測される。また、首都圏において緑地を保全・再生・創出することは、様々な都市問題を解決するために必要であり、引き続きその推進に向けて施策を進める必要がある。

##### ② 琵琶湖への流入負荷量（化学的酸素要求量）

最新の実績値である平成27年度の数値が平成22年度の数値より微増したためBと評価した。

微増の主な要因は、山林などからの流入負荷量の増加によるものであるため、森林の面的確保と適正管理による水質浄化機能の向上を図るための森林の保全、再生に関する施策等を更に推進する必要がある。

琵琶湖への流入負荷量を削減し、水質を改善することは、琵琶湖の環境をより良好な状態に回復させるとともに、近畿圏約1,450万人の生活や産業活動を支える貴重な水資源を保全することにつながる。

平成27年9月には「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が施行され、琵琶湖が国民的資産と位置付けられたことから、国、関係地方公共団体、住民、事業者、特定非営利活動法人などが一体となり、新たな枠組みのもとで引き続き、総合的に施策を推進していく必要がある。

#### 担当課等（担当課長名等）

担当課：都市局都市政策課都市政策調査室（室長 横田 一磨）

関係課：都市局まちづくり推進課（専門調査官 寺内 雅晃）

## 業績指標 133

電子基準点の観測データの取得率\*

## 評価

A	目標値：99.50%以上（毎年度） 実績値：99.77%（平成29年度） 99.86%（平成30年度） 初期値：99.57%（平成22年度）
---	---

## (指標の定義)

取得率(%) = (実際に取得した観測データ数 / 全電子基準点がフルタイムで稼働したときの観測データ数) × 100

※全電子基準点がフルタイムで稼働したときの観測データ数

= 30秒間隔で取得された観測データ数(1分間に2回) × 60分 × 24時間 × 全電子基準点数

初期値 (1,305,140,170 / 1,310,713,920) = 0.9957、直近値 (1,382,073,094 / 1,384,064,640) = 0.9986

## (目標設定の考え方・根拠)

電子基準点の観測データは、国土の位置・形状を把握するための基本測量、公共測量をはじめ多種多様な測量や測位に利用される他、防災の観点から地殻変動監視にも利用されているなど、我が国においてはもはや欠くことのできないものとなっている。さらに国内外を問わず、地球観測等に携わる多くの研究者が利用しているなど、その潜在的ニーズは大きい。このように既に多くのユーザーが存在する電子基準点の観測データを、今後も安定して取得し提供する。

国土の位置の基準となる電子基準点の観測データについて、データの取得率が高い数値で維持されるよう電子基準点の更新・管理を徹底する。電子基準点の観測データに欠測を生じる主な原因は、GNSS (Global Navigation Satellite System) 受信機・電源部の老朽化や通信・電気系統関係のトラブル等である。そのため、耐用年数を考慮したGNSS受信機・電源部の更新と共に、GNSS受信機と通信装置への無停電(24時間または72時間対応)対策を講じてトラブルを最小限にとどめている。この措置によりデータの取得率が下がらないように努めてきた。引き続き取得率を下げないようにすることが重要であることから、平成23年度以降の目標値を99.5%以上に設定しているところである。

## (外部要因)

長期間の停電や通信経路遮断等

## (他の関係主体)

電力会社、通信会社

## (重要政策)

## 【施政方針】

なし

## 【閣議決定】

地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)

第20条に信頼性の高い衛星測位によるサービスを安定的に享受できる環境を効果的に確保する旨が謳われている。

## 【閣決(重点)】

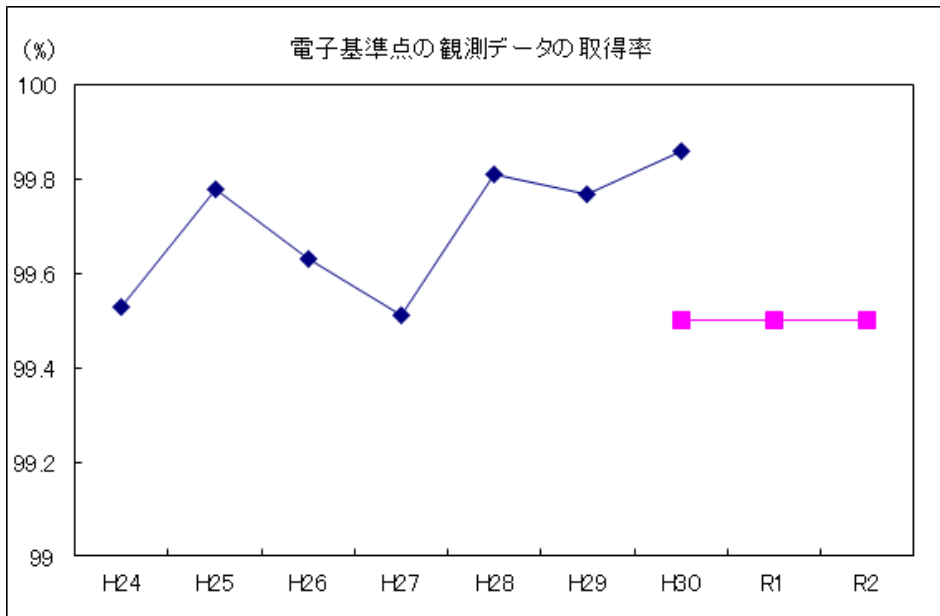
なし

## 【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H26	H27	H28	H29	H30
99.63%	99.51%	99.81%	99.77%	99.86%





**主な事務事業等の概要**

全国の電子基準点等において GNSS の連続観測を行い、そのデータを収集・解析して電子基準点の正確な位置を求め、これらを提供するとともに、このために必要な電子基準点や中央局の保守・管理を行う。電子基準点で観測されたデータは、公共測量など各種測量の基準として利用されるとともに、i-Construction（建設機械の制御）や位置情報サービスに活用されている。さらに、電子基準点の位置の時間変化から得られる地殻変動情報は、防災関係機関等に提供され、地震や火山噴火のメカニズムの解明等、防災・減災に不可欠なものとなっている。

予算額 68,615万円（平成29年度）  
 予算額 67,669万円（平成30年度）

**測定・評価結果**

**目標の達成状況に関する分析**

**（指標の動向）**  
 目標を達成し、全体として順調に進捗していると判断される。  
 平成29年度：(1,380,037,800/1,383,281,280) =0.9977  
 平成30年度：(1,382,073,094/1,384,064,640) =0.9986

**（事務事業等の実施状況）**  
 平成29年度、平成30年度に、老朽化した受信機による電子基準点の停止を未然に防止するために、GNSS 受信機の更新を行った。また、平成29年度には、電子基準点の運用に必要な電力・通信を確保するための引込柱が災害等で倒壊するおそれのある観測点について、引込柱を強固なコンクリート柱に改良することで、電子基準点の防災対応力を強化している。

**課題の特定と今後の取組みの方向性**

業績指標は現在の施策を維持することで目標を達成していることから、Aと評価した。従来の電子基準点は GPS 衛星のみを利用していたが、現在は、測量のさらなる効率化を図るため、複数の種類の衛星測位システムを活用したシステムとなっている。これによりシステムが複雑化し、トラブルを増加させる懸念があるが、取得率を目標値以上で運用できるよう更新・管理を徹底する。また、国土強靱化基本計画（平成30年12月）に沿って、災害時でも運用を継続し、安定したデータを取得できるように電子基準点網等の耐災害性を強化する。

**担当課等（担当課長名等）**

担当課：国土地理院 総務部 政策調整室	（室長 桑久保 優）
関係課：国土地理院 企画部 企画調整課	（課長 長谷川 裕之）
国土地理院 測地観測センター 衛星測地課	（課長 田中 和之）

業績指標 134

地理空間情報ライブラリーの内容の充実（地理空間情報ライブラリー情報登録件数）

評価

A	目標値：165万件（令和3年度） 実績値：161万件（平成30年度） 初期値：157万件（平成29年度）
---	--

（指標の定義）

地理空間情報を活用するため、地理空間情報ライブラリーに情報を登録した件数とする。

（目標設定の考え方・根拠）

地理空間情報ライブラリーには、地図、空中写真などの地理空間情報が登録され、災害対策の策定及び発災後の対応に活用することができる。これら様々な目的で利活用が可能な地理空間情報の流通を促進し、共有・活用を進めることを地理空間情報ライブラリーの目的としている。

地理空間情報ライブラリーでは、地図、空中写真などの地理空間情報の充実を図っているところであり、最新の地図や新規コンテンツなどの地理空間情報を追加登録することにより、地域の現状が的確に反映され、災害発生時のリスク評価がより精緻なものとなるなど、活用促進が図られるため目標として設定した。

（外部要因）

大規模災害発生による地理空間情報の増加

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

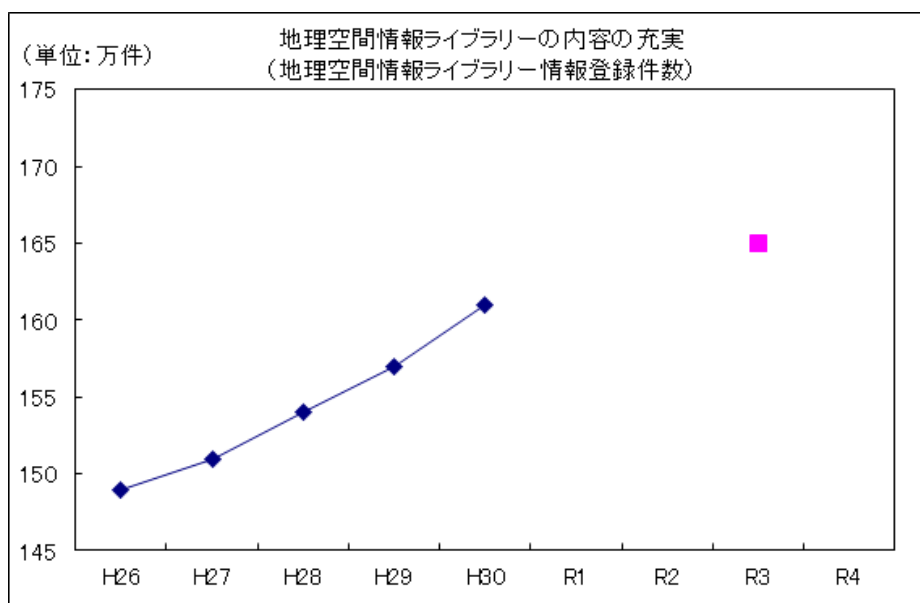
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				（年度）	
H26	H27	H28	H29	H30	
—	—	—	157万件	161万件	



### 主な事務事業等の概要

#### 地理空間情報ライブラリーの運用

様々な目的で利活用が可能な地理空間情報を広く国民に紹介することにより、地理空間情報の流通を促進し、活用を進めるため、地理空間情報に関する図書館として「地理空間情報ライブラリー」を運用。サイトに登録された情報は、インターネットを通じて検索し、閲覧・入手が可能である。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

目標値に順調に近づいている。過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

##### (事務事業等の実施状況)

地理空間情報ライブラリーの内容の充実を図るため、平成30年度には約4万件の地理空間情報を登録した。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

地図、空中写真などの各種地理空間情報を登録し、地理空間情報ライブラリーの内容の充実が図られたため、目標年度での目標を達成したことによりAとした。

引き続き、地理空間情報ライブラリーの内容の充実を図る。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：国土地理院 総務部 政策調整室	(室長 柴久保 優)
関係課：国土地理院 企画部 企画調整課	(課長 長谷川 裕之)
国土地理院 地理空間情報部 企画調査課	(課長 門脇 利広)

**業績指標 135**

地理空間情報の循環システムへの参加企業・団体等の数

評価	
A	目標値：50 団体以上（令和2年度） 実績値：17 団体（平成29年度） 31 団体（平成30年度） 初期値：14 団体（平成28年度）

**（指標の定義）**

地理空間情報の流通・提供のハブであるG空間情報センターにおいて、地理空間情報を共有する民間企業・団体等の数

**（目標設定の考え方・根拠）**

民間企業や団体等において地理空間情報が利活用されている状態を示すため、G空間情報センターへのデータ提供またはG空間情報センターにおいて登録されているオープンデータ等を流通・活用等をしている団体の数を指標としており、平成28年11月に運用を開始した当初にG空間情報センターへのデータ提供をしている14団体を初期値とし、国内の静的・動的データを取り扱う企業等の数を考慮しつつ、目標値を50団体と設定した。

なお、当目標値は地理空間情報活用推進基本法（平成19年施行）に基づき、第三期地理空間情報活用推進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）において設定された目標値である。

**（外部要因）**

該当無し

**（他の関係主体）**

該当無し

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

○地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）

○地理空間情報活用推進基本計画（第3期：平成29～33年度）（平成29年3月24日閣議決定）

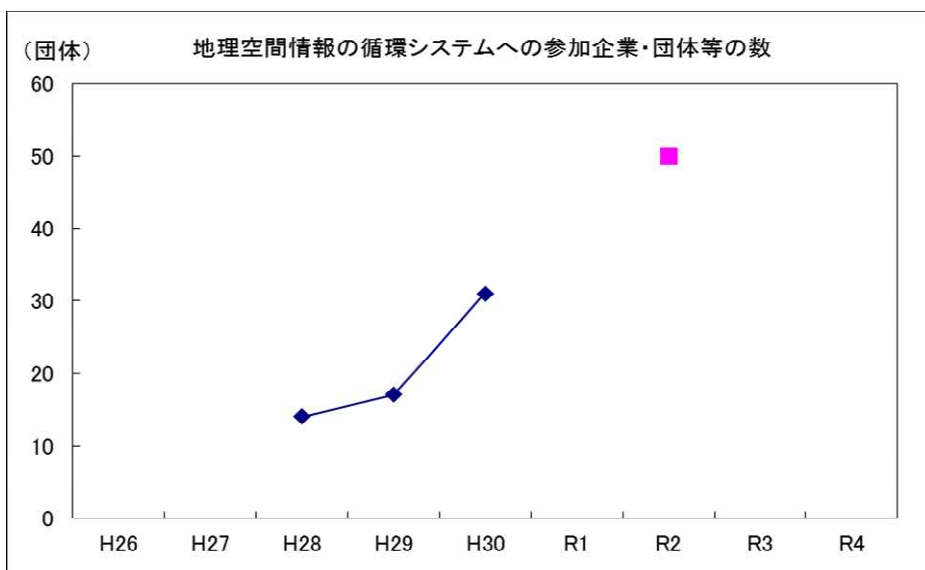
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値					（年度）
H26	H27	H28	H29	H30	
-	-	14	17	31	



### 主な事務事業等の概要

○G空間情報センター運用による地理空間情報の流通の円滑化及び利活用モデルの構築業務の実施  
G空間情報センターの業務を行う上で必要となる地理空間情報の収集・登録及び利用者への提供並びに地理空間情報の利活用に資するショーケースの収集等の実施。

予算額：73百万円（平成30年度）の内数

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### （指標の動向）

G空間情報センターの周知・利活用普及活動を実施してきたことで、平成30年度には参加企業・団体の数が17団体から31団体まで増加してきており、目標達成に向け順調に推移している。

##### （事務事業等の実施状況）

平成30年度は、地理空間情報を頻繁に使う分野である林業、観光・まちづくり等のデータ収集及びショーケースの作成を実施した。また、G空間情報センターの周知・利活用普及を図るために、関係者を対象とした利活用ワークショップ、G空間EXPOへのブース出展を行った。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

地理空間情報の循環システムの形成に向け、地理空間情報の加工により新たな価値あるデータを作成・収集すべく、令和元年度にはインフラ分野等について新たにショーケースを行い、ユーザーに提供するとともに、G空間EXPOでの取組を含め、引き続きG空間情報センターの周知・普及を図っていくこととしているため「A」と評価した。今後とも、産学官民共通の社会基盤であるG空間情報センターを通じ、地理空間情報の収集、加工・提供、利活用及びこれらに必要な取組みを実施していく。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局国土情報課（課長：坂 勝浩）

関係課：

**業績指標 136**

離島等の総人口（①離島地域の総人口\*、②奄美群島の総人口\*、③小笠原村の総人口\*）

**評価**

① A ② B ③ A	① 目標値：345千人以上（令和2年度） 実績値：367千人（平成30年度） 初期値：390千人（平成27年度） ② 目標値：112千人以上（平成30年度） 実績値：110千人（平成29年度） 109千人（平成30年度） 初期値：115千人（平成25年度） ③ 目標値：2,500人以上（平成30年度） 実績値：2,585人（平成29年度） 2,589人（平成30年度） 初期値：2,493人（平成25年度）
-------------------	--

**(指標の定義)**

- ① 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口とする。
- ② 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する区域の市町村の住民基本台帳登録人口の総計とする。
- ③ 小笠原村の住民基本台帳登録人口とする（外国人除く）。

**(目標設定の考え方・根拠)**

**【①離島地域の総人口】**

離島地域は、四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等厳しい自然的社会的条件下にある地域であることから、その地域の振興により、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、人口の著しい減少並びに離島における定住の促進を図ることが重要である。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として、人口を用いることとした。

初期値は平成27年度末の離島地域（260島）の総人口、目標値は令和2年度末に想定される人口減少を上回ることとした。

目標値の設定の具体的な考え方は、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口の平均増減率（平成25年度末～27年度末）をもとに離島の令和2年度末人口を推計した。さらに、日本全体の人口減少が継続する影響を考慮し、前述の方法により求めた令和2年度人口推計値に全国人口増減比率（平成27年～令和2年末にかけての推計人口の年間増減率/平成25年～平成27年末にかけての人口の年間増減率）を掛け、令和2年度末人口を求め、目標値をそれ以上の値とした。

**【②奄美群島の総人口】**

地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える奄美群島においては、振興開発により住民の生活の安定及び福祉の向上を図り自立的発展に結びつけることが必要であり、その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。

目標値の設定時期は、奄美群島振興開発施策の根拠となる奄美群島振興開発特別措置法が平成30年度末で期限切れとなることから、当該目標設定時期を平成30年度末とした。初期値については、平成25年度末の実績値とした。

目標値の考え方は、奄美群島における総人口の減少傾向の悪化を抑制することを目標とすることから、群島内の総人口の過去5ヶ年（平成20～24年度）の平均減少率を算出した上で、それをもとに平成30年度末人口を推計し、目標値とした。

**【③小笠原村の総人口】**

地理的、自然的、社会的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える小笠原諸島においては、振興開発により島民の生活の安定及び福祉の向上、また、自然環境の保全や文化の継承を図り自立的発展に結びつけることが必要である。

平成26年3月31日に小笠原諸島振興開発特別措置法が改正され、法の目的に定住の促進を追加したことに加え、その実現に向け、産業の振興に係る自主的な取組を各種特例措置で支援する産業振興促進計画認定制度を創設する等、小笠原諸島の地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大、住民の利便性向上を図ることとした。その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。

目標値の設定時期は、小笠原諸島振興開発施策の根拠となる小笠原諸島振興開発特別措置法が平成30年度末で期限切れとなることから、目標設定時期を平成30年度末とした。初期値については、平成25年度末の実績値を標記している。

目標値の設定の考え方は、平成25年度時点の総人口2,493人を基に、総人口の維持を最低限の課題としつつ、帰島及び定住を促進することにより超長期の将来人口として我が国復帰当初から目標としてきた3,000人に近づけることを目指して、平成30年度末時点では2,500人以上とすることを目標とした。

**(外部要因)**

国内の経済状況、景気動向、災害

**(他の関係主体)**

- ① 他府省庁、地方公共団体
- ② 他府省庁、鹿児島県、地元市町村
- ③ 他府省庁、東京都、小笠原村

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成30年6月15日閣議決定） 第2章6.（5）これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展

人口減少が深刻な過疎地域や半島、離島・奄美などの条件不利地域については、近隣地域との調和ある発展や交流・連携を図りつつ、生活機能を確保する小さな拠点や地域運営組織の形成を推進し、交通基盤の維持等を図るとともに、地域資源や創意工夫を活かした自立的な地域社会の構築による、維持・活性化を目指す。

【閣決（重点）】

なし

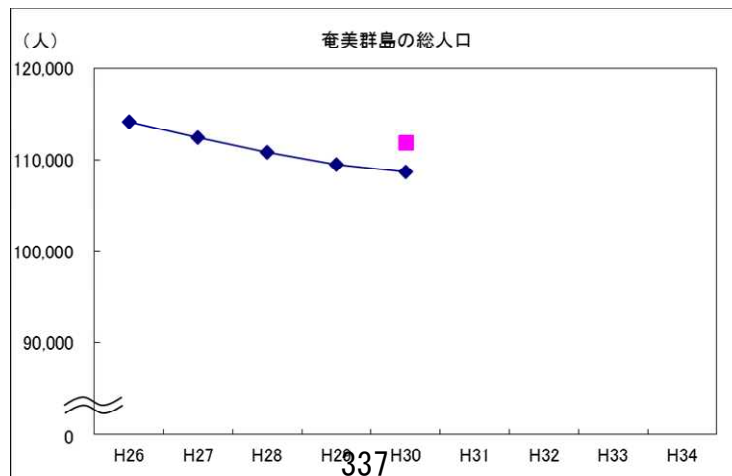
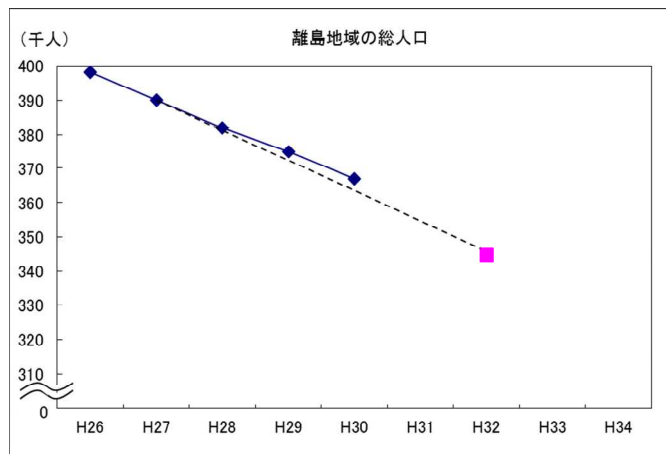
【その他】

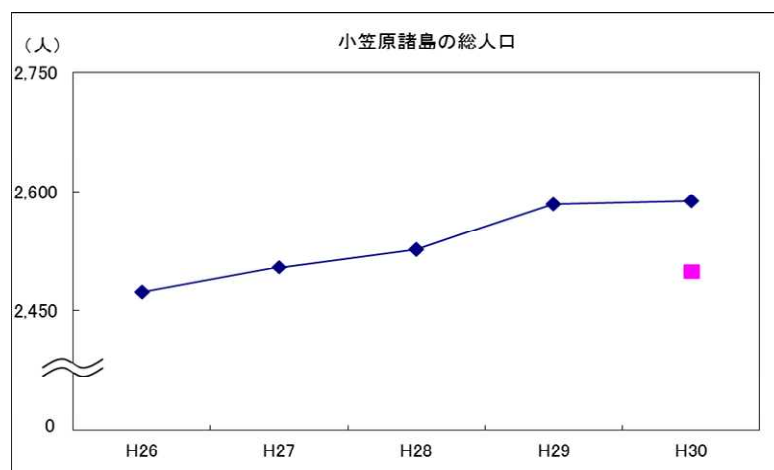
なし

過去の実績値①					(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	
398千人	390千人	382千人	375千人	367千人	

過去の実績値②					(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	
②114,184人	112,498人	110,890人	109,515人	108,713人	

過去の実績値③					(年度)
H26	H27	H28	H29	H30	
2,474人	2,505人	2,528人	2,585人	2,589人	





## 主な事務事業等の概要

### 【①離島地域の総人口】

#### ○離島活性化交付金

離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るため、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援している。

予算額：2,200百万円（平成29年度）（補正含む）

予算額：2,000百万円（平成30年度）（補正含む）

#### ○離島振興対策調査

離島におけるなりわいに関する調査等を実施し、離島活性化施策を検討した。

予算額：19百万円（平成29年度）

予算額：17百万円（平成30年度）

#### ○離島振興事業（公共事業）

離島振興計画の着実な推進を図るため、地域の要望も踏まえつつ、離島における社会基盤の整備を実施した。

予算額：46,219百万円（平成29年度）（補正含む）

予算額：47,504百万円（平成30年度）（補正含む）

#### ○離島振興対策実施地域に係る特例措置（所得税・法人税）

離島の活性化を図るため、離島振興対策実施地域において機械・装置及び建物等を取得して製造業・旅館業・農林水産物等販売業及び情報サービス業等の用に供した場合、5年間の割増償却を措置する。

### 【②奄美群島の総人口】

#### ○奄美群島振興交付金（非公共事業）

奄美群島の自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに定住の促進を図ることを目的として、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は住民の生活の利便性の向上に資する事業を支援。

予算額：2,770百万円（平成29年度国費）（補正含む）

2,900百万円（平成30年度国費）（補正含む）

#### ○奄美群島振興開発事業（公共事業）

奄美群島の自立的発展を図るため、地域の要望を十分に踏まえつつ、奄美群島振興開発計画に基づく事業（交通基盤、産業基盤、生活基盤、国土保全・防災対策等の基盤整備）を着実に実施。

予算額：19,705百万円（平成29年度国費）（補正含む）

19,941百万円（平成30年度国費）（補正含む）

#### ○奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度（所得税・法人税）

奄美群島において、個人又は法人が機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等をして、製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報通信サービス業等の用に供した場合、国税（所得税・法人税）について5年間の割増償却ができる制度を措置。

### 【③小笠原村の総人口】

#### ○小笠原諸島振興開発事業（ハード事業）

住民生活の安定、福祉の向上及び産業振興を図るための産業基盤及び生活基盤施設等の整備

予算額：914百万円（平成29年度国費）

914百万円（平成30年度国費）

#### ○小笠原諸島振興開発事業（ソフト事業）

住民生活の安定、福祉の向上及び産業振興を図るための病害虫等防除の実施、診療所運営及び振興開発事業の実施のために必要な調査

予算額：136百万円（平成29年度国費）

136百万円（平成30年度国費）



## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

##### 【①離島地域の総人口】

・離島地域の人口は減少傾向にあるものの、平成30年度の実績値は平成27年度の初期値から令和2年度の目標値まで人口が減少する場合の人口減少率よりも、やや緩やかな人口減少となっており、指標の達成に関して、順調に推移している。令和2年度の目標値達成に向け、引き続き離島地域に必要な施策を講じることが重要である。

##### 【②奄美群島の総人口】

・平成29年度末の人口は109,515人(対前年度比0.99)、平成30年度末の人口は108,713人(同0.99)と減少しており、平成30年度末の目標112,000人を下回っている。

##### 【③小笠原村の総人口】

・平成30年度の人口は2,589人(対前年度比1.01)であり、目標年度に目標値を達成した。これは、出生数が死亡数を上回ったことによる自然増加が主な要因である。

#### (事務事業等の実施状況)

##### 【①離島地域の総人口】

・離島における雇用の拡大や交流人口の増加に繋がる取組を国が支援する「離島活性化交付金」が平成25年度に創設され、戦略産品の開発研究や離島の観光資源を用いたイベントの開催、避難所・避難路等の整備等、幅広い事業に活用されている。  
・各地方公共団体が定めた離島振興計画に基づく事業に対し、社会資本の整備等を支援している。

##### 【②奄美群島の総人口】

平成26年度に創設された奄美群島振興交付金制度により、平成29年度及び平成30年度においても引き続き、農林水産物輸送費支援や航路・航空路運賃の低減、世界自然遺産登録に向けた観光キャンペーン、農業創出緊急支援など、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は住民の生活の利便性の向上に資する事業を支援し、奄美群島の自立的発展、住民の生活の安定及び福祉の向上並びに定住の促進を図った。

##### 【③小笠原村の総人口】

小笠原諸島の特性を最大限に生かした産業振興(農業・漁業・観光業)、自然環境の保全、その他生活環境施策等を含めた地域の主体的な取組を支援した。

具体的には、島民・観光客の安全確保のための防災施設の整備、世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全、産業振興や生活環境の改善のための施設の整備に係る取組等を支援した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

##### 【①離島地域の総人口】

・離島地域の人口は減少傾向にあるものの、平成30年度の実績値は平成27年度の初期値から令和2年度の目標値まで人口が減少する場合の人口減少率よりも、やや緩やかな人口減少となっている。以上を踏まえ、現段階ではAと評価した。

・離島地域は、四方を海等に囲まれており、厳しい自然的社会的条件の下、人の往来、生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額であることのほか、産業基盤・生活環境等に関する地域格差が課題となっている。

・離島地域においては各都道府県の作成した離島振興計画に基づき、諸施策が講じられ、着実に成果をあげてきたが、人口減少や高齢化の進展、基幹産業である一次産業の停滞等、離島地域をめぐる現状は依然として厳しい状況にあり、今後も一層の振興施策を推進していく必要がある。

##### 【②奄美群島の総人口】

・平成30年度末の人口が目標年度における目標値を下回ったため、Bと評価した。

・奄美群島は、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情を抱えており、奄美群島振興開発特別措置法の下で、産業の振興、社会資本の整備等に積極的に諸施策が講じられてきた。しかしながら、これらの特殊事情による不利性のため、いまだ産業が十分には確立されたとは言えず、本土との間には経済面・生活面での諸格差が残されている。また、雇用の場が十分になく、若年層の多くが島を離れているのが現状であることから、奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を令和6年3月31日まで延長したところである。

・このため、今後の奄美群島の振興開発に当たっては、奄美群島が一体となった情報発信に努め、その知名度を向上させるとともに、地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大、生活環境の改善等の施策を展開することにより、引き続き、奄美群島の自立的発展に向けた取組を支援し、定住の促進を図る。

【③小笠原村の総人口】

- ・平成30年度の人口は2,589人（対前年度比1.01）であり、目標年度において目標値を達成したため、Aと評価した。
- ・小笠原諸島は、その地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を克服するため、日本復帰後、産業振興や社会資本整備等に対する諸施策が積極的に講じられてきた。しかしながら、依然として、本土との間には、交通アクセスや医療・福祉等の生活環境面での格差があること、雇用の場が十分でないことから高校卒業生の多くが島を離れていること等、同諸島で定住を促進する上での課題が残っていることから、小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を令和6年3月31日まで5年間延長したところである。
  - ・このため、今後の小笠原諸島の振興開発に当たっては、情報発信に努め、その知名度を向上させるとともに、交通アクセスや生活環境の改善、地域の特性に応じた産業の振興・雇用の拡大等の施策の展開により、引き続き、小笠原諸島の自立的発展に向けた取組を支援し、定住の促進を図る。

担当課等（担当課長名等）

担当課：国土政策局離島振興課（課長 佐藤 正一）、  
国土政策局特別地域振興官付（特別地域振興官 笹原 顕雄）

**業績指標 137**  
 北海道総合開発計画の着実な推進（目標に向けた着実な進捗が認められる代表指標の項目数）\*

<b>評 価</b>	
A	目標値：半数以上（毎年度） 実績値：3／6（平成28年度） 初期値：—

**（指標の定義）**  
 第8期北海道総合開発計画（平成28年3月29日閣議決定）で掲げられている3つの目標の進捗を代表的に示すと考えられる代表指標のうち、目標に向けた着実な進捗が認められる指標の項目数。

**（目標設定の考え方・根拠）**  
 北海道総合開発は、北海道の資源・特性を活かして、その時々々の国の課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図ることを目的としており、平成28年3月に閣議決定された第8期の北海道総合開発計画は、「世界の北海道」をキャッチフレーズに、「世界水準の価値創造空間」を形成することをビジョンとして掲げている。また、計画の目標として、「人が輝く地域社会」、「世界に目を向けた産業」、「強靱で持続可能な国土」の3点を設定している。

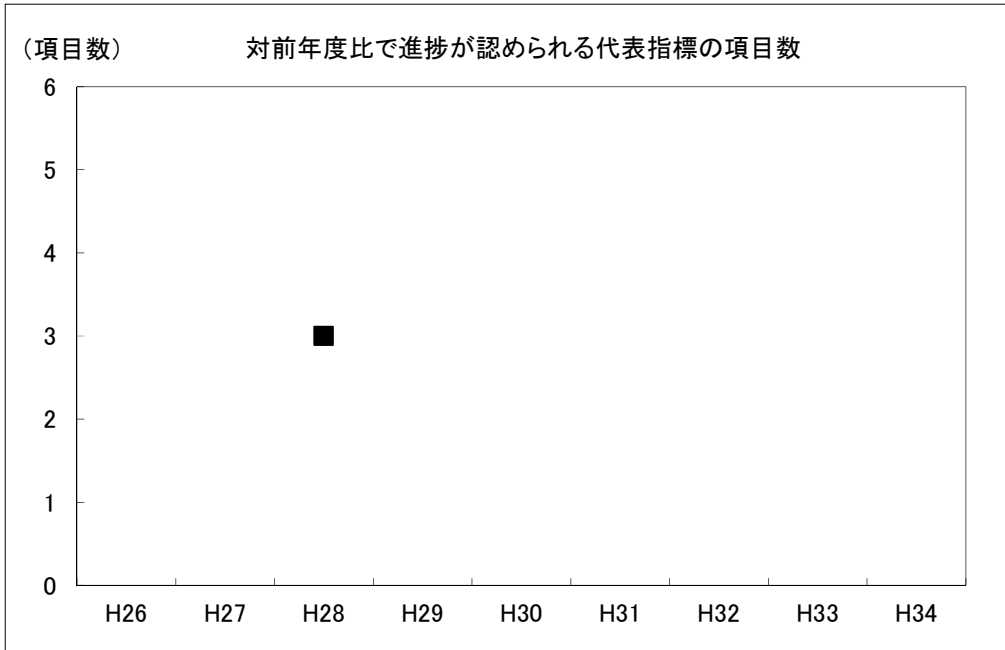
計画の進捗状況は、これらの目標の実現に向けて、行動の指針となる数値目標を掲げた代表指標の改善状況で示されると考えられることから、目標に向けた着実な進捗が見られる項目数が、代表指標数の半数以上となることを目標とする。

**（外部要因）**  
 経済情勢、社会状況の変化

**（他の関係主体）**  
 関係府省庁、地方公共団体

**（重要政策）**  
**【施政方針】**  
 なし  
**【閣議決定】**  
 第8期北海道総合開発計画（平成28年3月29日）  
**【閣決（重点）】**  
 なし  
**【その他】**  
 なし

過去の実績値					（年度）
H26	H27	H28	H29	H30	
-	-	3／6	集計中 (3／5)	集計中	



## 主な事務事業等の概要

北海道開発法に基づき策定された北海道総合開発計画（現行計画は平成28年3月29日閣議決定）の具体化に資する施策・事業を展開。

予算額：北海道開発事業費 5,446.9億円（平成30年度） 5,363.3億円（平成29年度）

北海道開発計画推進等経費 0.8億円（同上） 1.3億円（同上）

※予算額は当初

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### （指標の動向）

第8期北海道総合開発計画（平成28年3月29日閣議決定）で掲げられている3つの目標の進捗を代表的に示すと考えられる代表指標（6項目）について進捗状況を確認したところ、代表指標のうち、3項目で進展が見られ、同指標全体としての進捗状況は順調であると判断される。

#### （事務事業等の実施状況）

計画目標 「人が輝く地域社会」、「世界に目を向けた産業」、「強靱で持続可能な国土」

##### ①来道外国人旅行者数

・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを下回っている（平成28年トレンド252万人→平成28年実績値223万人）

##### ②外国人宿泊客延数の地方部割合（地域平準）

・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを下回っている（平成28年トレンド29.1%→平成28年実績値27.3%）

##### ③客室稼働率の季節較差（季節平準）

・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを上回っている（平成28年トレンド1.66倍→平成28年実績値1.57倍）

##### ④農業産出額

・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを上回っている（平成28年トレンド11,272億円→平成28年実績値12,115億円）

##### ⑤食料品製造業出荷額

・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを上回っている（平成28年トレンド20,238億円→平成28年実績値21,602億円）

##### ⑥道産食品輸出額

・当該年度の指標は、目標達成に向けたトレンドを下回っている（平成28年トレンド815億円→平成28年実績値702億円）

#### 【代表指標の出典】

①来道外国人旅行者数：北海道「北海道観光入込客数調査報告書」

②外国人宿泊客延数の地方部割合（地域平準）：北海道「北海道観光入込客数調査報告書」

③客室稼働率の季節較差（季節平準）：観光庁「宿泊旅行統計調査」

④農業産出額：農林水産省「生産農業所得統計」

⑤食料品製造業出荷額：北海道「工業統計調査」

⑥道産食品輸出額：北海道「北海道食の輸出拡大戦略推進状況報告書」

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

第8期北海道総合開発計画で掲げられている3つの目標の進捗を代表的に示すと考えられる代表指標について、平成28年度の進捗状況を確認したところ、設定した6項目の代表指標のうち、3項目が目標達成に向けたトレンドを上回っており、北海道総合開発計画の相当程度の進捗が見られる。平成29年度においても同様の進捗が見込まれることから、Aと評価した。

今後の取組みの方向性としては、第8期北海道総合開発計画に基づき、北海道開発をめぐる情勢の変化を踏まえ、北海道の優れた資源・特性を活かし、国の課題解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図る。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局参事官室（参事官 谷村 昌史）

関係課：

**業績指標 138**

北方領土隣接地域振興指標（一人当たり主要生産額）\*

<b>評 価</b>	目標値：3.79百万円/人以上（毎年度） 実績値：4.02百万円/人以上（平成28年度） 集計中（平成29、30年度） 初期値：3.79百万円/人（平成26年度）
A	

**（指標の定義）**

一人当たり主要生産額～北方領土隣接地域（根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町）の人口一人当たりの地域の主要産業（農業、漁業、製造業）の生産額。

**（目標設定の考え方・根拠）**

「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」により、北海道知事が作成する「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に基づき、北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するために必要な施策を推進している。

本地域の振興及び住民の生活の安定を図るにあたって主要産業の活性化は重要であることから、主要産業の一人当たり生産額の初期値を平成26年度の実績値3.79百万円/人（目標設定した平成29年度当初時点における過去最高値）とし、毎年度これを下回らないことを目標とする。

**（外部要因）**

国内の経済動向の変動、農産物生産量、漁獲量、気候の変動

**（他の関係主体）**

地方公共団体

**（重要政策）**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

第8期北海道総合開発計画（平成28年3月29日）

第4章第1節（3）北方領土隣接地域の安定振興

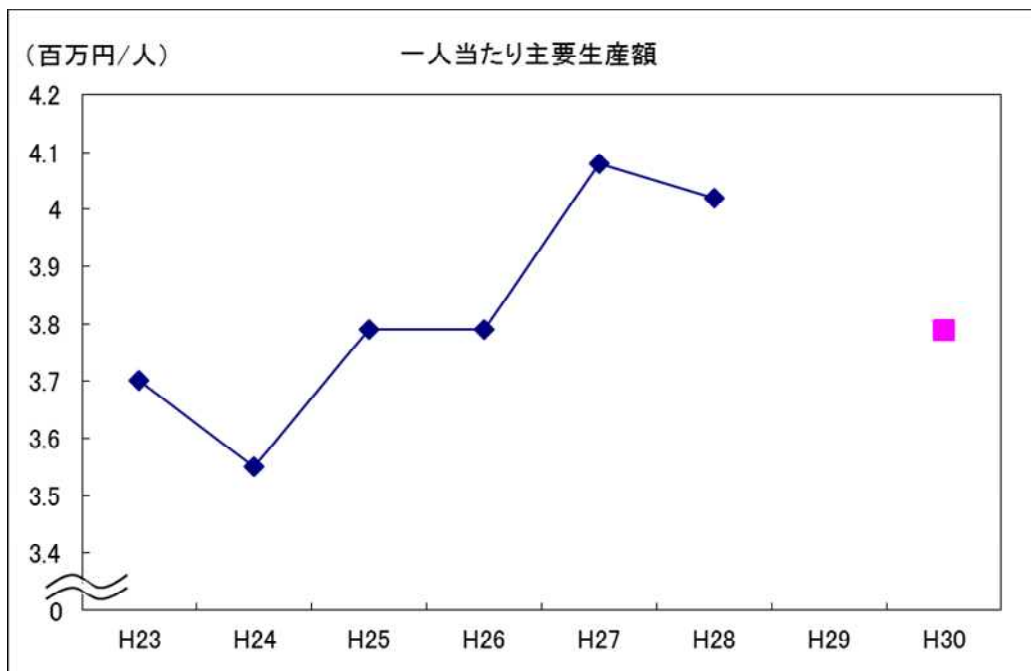
**【閣決（重点）】**

なし

**【その他】**

なし

過去の実績値							(年度)	
H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
3.70 百万円/人	3.55 百万円/人	3.79 百万円/人	3.79 百万円/人	4.08 百万円/人	4.02 百万円/人	集計中	集計中	



### 主な事務事業等の概要

北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るため、同地域の「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」（以下、「振興計画」という。）に基づき、隣接地域が実施する、魅力ある地域社会の形成に向けた重点的な取組としてソフト施策に係る事業に要する経費の一部（2分の1以内）を補助する。

予算額：北海道総合開発推進費 北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金 1.0億円（平成29年度）  
(同上) 1.0億円（平成30年度）

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### （指標の動向）

一人当たり主要生産額について、平成29、30年度の実績値は集計中であるが、当該年度において魅力ある地域社会の形成に向けた重点的な取組として、活力ある地域経済の展開に向けた取組（農水産物消費拡大推進事業）といった地域の産業振興に資する事業等を4市町（根室市、別海町、中標津町、標津町）で実施した。また、平成28年度の実績値は隣接地域全体で4.02百万円/人と目標値を上回っており、平成29、30年度についても事業実施により目標が達成されると推測される。

##### （事務事業等の実施状況）

平成30年5月に、「第8期振興計画（計画期間：平成30年度～平成34年度）」が作成され、第8期振興計画に基づく事業に取り組んでいるところであり、今後も引き続き地域の状況を踏まえつつ、当該施策を実施する必要がある。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

一人当たり主要生産額については、平成28年度の実績値が目標値を上回り、平成29、30年度についても地域の産業振興に資する事業等を実施しており、目標達成が見込まれる。そのためAと評価した。

令和元年度以降についても、引き続き隣接地域の安定振興を図る観点から補助金事業として継続する。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：北海道局参事官（谷村 昌史）

関係課：

**業績指標 139**  
 目標を達成した技術研究課題の割合\*

<b>評 価</b>	
A	目標値：90%（毎年度） 実績値：96.3%（平成30年度） 初期値：—

**（指標の定義）**  
 当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、外部評価により「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」と評価された技術研究課題の割合

**（目標設定の考え方・根拠）**  
 技術研究課題の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、目標を適切に設定し、効果的・効率的に実施することが重要である。この観点から、当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、目標を達成した技術研究開発課題の割合を業績指標として設定し、これまでの実績を勘案し、達成目標を90%としている。

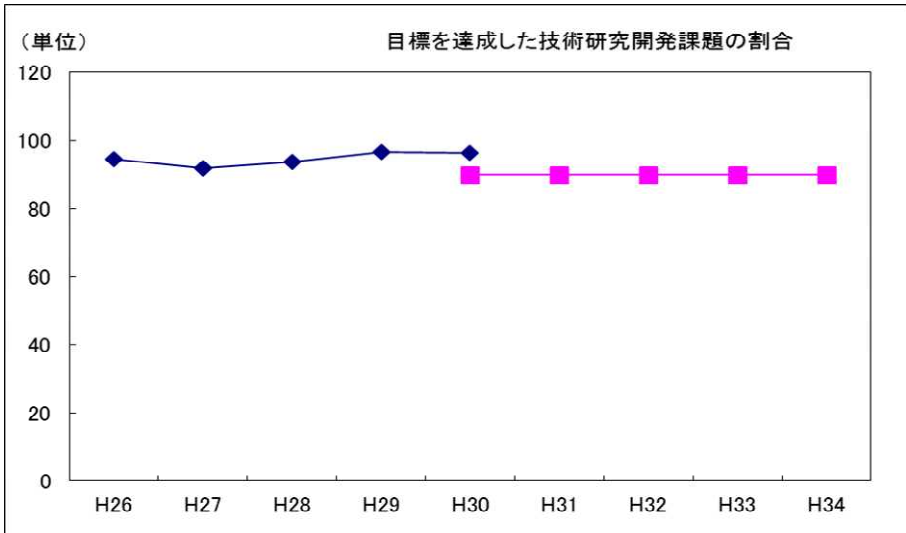
実績値の算定にあたっては、外部評価にて個別研究開発課題ごとに「目標を十分達成した」、「概ね目標を達成した」、「あまり目標を達成できなかった」、「目標を達成できなかった」の4段階で評価し、そのうち「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」ものを「目標を達成した」ものとする。

**（外部要因）**  
 設備故障等の不可抗力  
 資機材の入手困難

**（他の関係主体）**  
 なし

**（重要政策）**  
**【施政方針】**  
 なし  
**【閣議決定】**  
 なし  
**【閣決（重点）】**  
 なし  
**【その他】**  
 なし

過去の実績値					（年度）
H26	H27	H28	H29	H30	
94.4	91.8	93.8	96.8	96.3%	



### 主な事務事業等の概要

技術研究開発の推進に必要な経費

予算額：

1, 535百万円（29年度）

1, 237百万円（30年度）

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

順調である（26件／27件）

平成25年度から継続して、現在の目標値である90%を継続して超えている

（事務事業等の実施状況）

目指すべき社会の実現のため、様々な要素技術をすり合わせ・統合し、高度化することにより、社会的な重要課題を解決し、国民の暮らしへ還元する科学技術を推進している。

平成30年度は、27件の研究開発課題の事後評価が実施され、そのうち26件が「目標を十分達成した」、「概ね目標を達成した」と評価された。

なお、個別の研究開発課題では、評価の実施にあたっては別途外部の専門家の知見を活用した評価（外部評価）が行われており、研究開発課題の結果については、

<http://www.mlit.go.jp/common/001250805.pdf>

<http://www.mlit.go.jp/common/001281570.pdf>

に掲載している。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標については、平成25年度から継続して目標を達成しているため、引き続き技術研究開発を推進していくこととし、Aと評価した。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課：大臣官房技術調査課（課長 岡村 次郎）

総合政策局技術政策課（課長 金子 純蔵）



**業績指標 140**

国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす IT 障害発生件数\*

**評 価**

B	目標値：0 件（毎年度） 実績値：2 件（平成 30 年度） 初期値：0 件（平成 24 年度）
---	--

**（指標の定義）**

国土交通省及び交通分野における国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす IT 障害発生件数。

**（目標設定の考え方・根拠）**

近年、政府機関や交通分野においても IT の利用が急速に進展してきており、それに伴い IT 障害発生件数のリスクも高まってきている。そのため、豊かな国民生活の実現、並びに経済社会の活力の向上や持続的発展において、IT 障害を確実に防止するための施策を行うことは極めて重要であると考えており、今後も継続的な取り組みが必要なため、国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす IT 障害発生件数を限りなく 0 件とすることを目標値として設定した。

**（外部要因）**

重要インフラ分野における IT の利用の高度化・深度化や、その適用範囲の拡大

**（他の関係主体）**

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（以下 NISC という。）及び関係省庁

**（重要政策）**

**【施政方針】**

- ・第 196 回国会施政方針演説（平成 30 年 1 月 22 日）「危機管理に万全を期すとともに、サイバーセキュリティ対策、テロなど組織犯罪への対策など、世界一安全・安心な国創りを推し進めます。」
- ・第 193 回国会施策方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）「三年後に迫ったオリンピック・パラリンピックを必ず成功させる。サイバーセキュリティ対策、テロなど組織犯罪への対策を強化します。」
- ・第 190 回国会施策方針演説（平成 28 年 1 月 22 日）「安全で安心な暮らしを守るため、サイバー犯罪、サイバー攻撃への対策を強化します。」

**【閣議決定】**

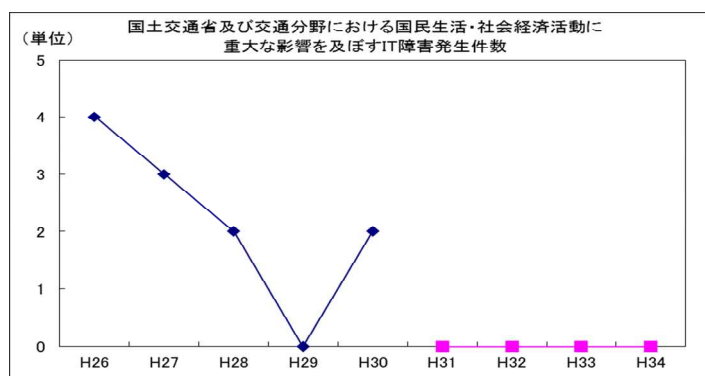
- ・サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）
- ・サイバーセキュリティ戦略（平成 30 年 7 月 27 日）

「特に、政府機関や重要インフラ事業者、事業者団体及び地方公共団体（以下「重要インフラ事業者等」という。）が提供する業務やサービスは、円滑な社会経済活動及び国民生活を支える基盤である。サイバーセキュリティに係るリスクを完全に除去することは不可能であるとの認識の下、リスクを許容し得る程度まで低減し、これらの業務やサービスが安全かつ持続的に提供されるよう、サイバーセキュリティの基本的な在り方で掲げた「任務保証」の考え方に基づく取組を推進していく。」

**【その他】**

- ・重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第 4 次行動計画（平成 29 年 4 月決定平成 30 年 7 月改定サイバーセキュリティ戦略本部）

過去の実績値						（年度）
H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
0	1	4	3	2	0	2



## 主な事務事業等の概要

○サイバーセキュリティ対策の強化（※総合政策局予算概要）

- ・近年、政府機関等に対するサイバー攻撃が複雑化・巧妙化する中、国土交通省や所管する重要インフラ事業者によるサイバーセキュリティ対策の強化

（内 容）

- ・国土交通省 CSIRT の強化等を行うことにより、国土交通省における情報セキュリティインシデントへの対応能力の向上を図る。
- ・所管する重要インフラ事業者（航空、鉄道、物流）が情報の共有・分析や対策を連携して行う体制（「交通 ISAC」（仮称））の 2020 年度の創設に向けた検討を支援する。

予算額：65 百万円

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼす IT 障害発生件数は、平成 26 年度以降は件数が減少し、平成 29 年度は目標である 0 件に至ったが、平成 30 年度は 2 件発生していることから、「順調でない」と評価する。

（事務事業等の実施状況）

NISC や関係機関と連携し、所管重要インフラ事業者における情報共有体制の整備、情報セキュリティ対策の強化を促進しており、以下の取組を始めとする各種取組について着実に進めている。

（1）安全基準等の浸透及び継続的改善の検討

- ・各重要インフラ事業者への安全基準等の浸透を図るため、「安全基準等の浸透状況等に関する調査」を実施した。
- ・NISC が策定している対策指針をもとに、各重要インフラ分野の特性を踏まえ、各分野の安全基準等の見直しを行った。（平成 31 年 3 月 29 日付け改訂）

（2）分野横断的演習への参加

- ・NISC が主催している年 1 回の分野横断的演習（インシデントハンドリングに係る机上演習、ロールプレイング形式）に各重要インフラ事業者とともに所管省庁として参加している。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

国土交通省においては、NISC など関係機関と連携し、近年増加しているサイバー攻撃に対し、省内、所管独立行政法人及び所管重要インフラ事業者におけるサイバーセキュリティ対策について、着実に取り組んでいるところであるが、政府機関全体への攻撃件数に対しては、新たな脆弱性情報の悪用を含む様々な攻撃が行われており、引き続き十分な警戒を要する状況にある。

重大な IT 障害発生件数については平成 26 年度から減少傾向にあり平成 29 年度には目標である 0 件に至ったところであるが、平成 30 年度には 2 件の発生があったことから、評価については「B」としたところ。

サイバー攻撃の増加、複雑化・巧妙化が進んでおり、IT 障害発生のリスクが高まっている状況下において、国民生活・社会経済活動の安全を保つ本施策については、引き続き今後も取り組む必要があると考える。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局情報政策課、行政情報化推進課

関係課： 該当なし

**業績指標 1 4 1**

我が国企業のインフラシステム関連海外受注額 (① 1 2 2 【再掲】建設業の海外受注高、②交通関連企業の海外受注高)

**評価**

①	A	目標値：① 2 兆円	② 7 兆円	(令和 2 年度)
②	B	実績値：① 1. 9 兆円	② 集計中	(平成 3 0 年度)
		① 1. 9 兆円	② 1. 7 兆円	(平成 2 9 年度)
		初期値：① 1 兆円	② 0. 4 5 兆円	(平成 2 2 年度)

**(指標の定義)**

国土交通分野における我が国企業の海外インフラ受注額

**(目標設定の考え方・根拠)**

参考指標 1 1 1 「案件発掘・形成調査の件数」、参考指標 1 1 2 「我が国インフラ企業が海外入札に至った件数」をアウトプット指標、業績指標 1 4 1 「我が国企業のインフラシステム関連海外受注額 (① 1 2 1 【再掲】建設業の海外受注高、②交通関連企業の海外受注高)」をアウトカム指標として設定することにより、インフラ案件の受注に向けた長期にわたる我が国の活動及びその結果を把握・分析することができ、実施した調査等がインフラ海外展開に向け有効に機能しているか検証することができる。

過去の実績等から今後実績値を着実に伸ばしていくことを目指して、各目標年において、①は 2 兆円、②は 7 兆円の合計 9 兆円を目標値として設定した。

**(外部要因)**

国際協力、連携等の推進においては、相手国の対応や国際情勢の変化、競合国との受注競争の熾烈化により、政府・企業の活動が大きく影響される。

**(他の関係主体)**

**(重要政策)**

**【施政方針】**

第 1 8 6 回国会施政方針演説 (平成 2 6 年 1 月 2 4 日) 「インフラ輸出機構を創設します。交通や都市開発といった分野で、海外市場に飛び込む事業者を支援し、官民一体となって成約につなげます。十兆円のインフラ売上げを、二〇二〇年までに三倍の三十兆円まで拡大してまいります。」

**【閣議決定】**

未来投資戦略 2 0 1 8 (平成 3 0 年 6 月 1 5 日)

経済財政運営と改革の基本方針 (平成 3 0 年 6 月 1 5 日)

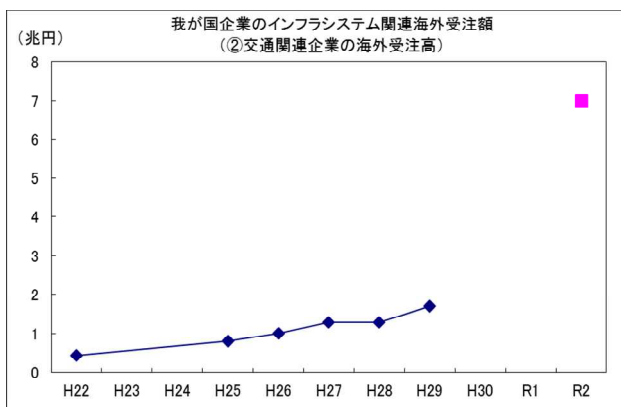
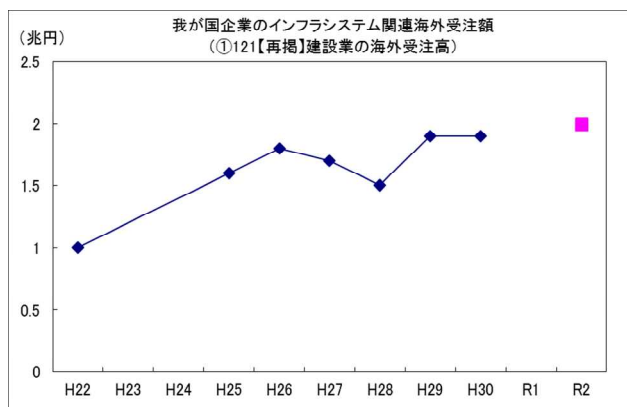
**【閣決 (重点)】**

第 4 次社会資本整備重点計画 (平成 2 7 年 9 月 2 7 日) 「第 2 章に記載あり」

**【その他】**

インフラシステム輸出戦略 (平成 3 0 年度改訂版) (平成 3 0 年 6 月 7 日)

過去の実績値					(年度)
H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	
① 1. 8 兆円	① 1. 7 兆円	① 1. 5 兆円	① 1. 9 兆円	① 1. 9 兆円	
② 1. 0 兆円	② 1. 3 兆円	② 1. 3 兆円	② 1. 7 兆円	② 集計中	



## 主な事務事業等の概要

○「川上」からの参画・情報発信

・官民一体となったトップセールスの展開や案件形成等の推進、情報発信の強化を実施する。(◎)

○インフラシステムの海外展開に取り組む企業支援

・我が国企業のインフラシステム海外展開・海外進出を多角的に支援する。(◎)

○ソフトインフラの海外展開

・我が国技術・システムの国際標準化の推進、制度整備支援、相手国人材の育成等、ソフトインフラの海外展開を実施する。(◎)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

予算額 約14億円(平成29年度)

約14億円(平成30年度)

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

①順調である。

精力的なトップセールスや、独法を活用した企業支援、O&Mへの参画等の施策を実施することにより、我が国企業のインフラシステム関連海外受注額(建設業の海外受注高)は、順調な成果を示している。

②順調でない。

精力的なトップセールスや、独法を活用した企業支援、O&Mへの参画等の施策を実施することにより、我が国企業のインフラシステム関連海外受注額(交通関連企業の海外受注高)の目標値達成に向けて取組を強化する必要がある。

(事務事業等の実施状況)

○「川上」からの参画・情報発信のため、当省政務による積極的なトップセールスを実施したほか、在京大使等を対象とした「シティ・ツアー」や、APEC等の国際会議において、日本の「質の高いインフラ」を発信し、情報発信に努めた。

○インフラシステムの海外展開に取り組む企業支援のため、我が国企業の交通事業・都市開発事業の海外市場への参入促進を図るため、事業リスクに対応し出資と事業参画を一体的に行う株式会社海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)(平成26年10月設立)を活用し、港湾、都市開発、道路、航空及び物流分野において平成29年度に5案件、平成30年度中に8案件の支援決定(国土交通大臣認可)を行った。

また、官民一体となったインフラシステム輸出を強力に推進するために、国土交通省所管の独立行政法人等に必要となる海外業務を行わせるとともに、独立行政法人等や民間企業、またその他関係者が連携・協力を図ることを目的とした「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」が平成30年8月に施行された。本法に基づく出資案件として、平成30年12月に阪神国際港湾株式会社がカンボジアのシハヌークビル港湾公社(PAS)の株式の一部を取得し、同社によるシハヌークビル港の運営への参画を通じて、我が国のノウハウを活かした川上から川下までの支援を促進した。

○ソフトインフラの海外展開のため、ベトナム・ハイフォン市において、土地評価制度導入に向けたパイロットプロジェクトを実施し、我が国企業の事業環境を改善するための相手国の制度整備支援、相手国における持続的なインフラの運営・維持に資する技術者・技能者層の育成支援、我が国企業がプロジェクトに参画しやすい環境を整備するための我が国技術・システムの相手国でのデファクト・スタンダード化等の取組を行った。

これら施策を実施した結果、道路事業などの建設分野や鉄道事業などの交通分野での本邦企業の大型案件(インドムンバイ湾横断道路:約3,300億円、バングラデシュ ダッカMR T 6号線(車両等):約400億円)の受注に繋がり、①建設業の海外受注高は順調な成果を示している。他方、②交通関連企業の海外受注高の全体では、数値が伸び悩んでいる状況であり、取組を強化する必要がある。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

・国際協力、連携等の推進において、我が国企業のインフラシステム関連海外受注額は、

①については、目標値に向けた順調な成果を示していることからAと評価した。

②については、目標値に向けて更なる増加を必要とすることからBと評価した。

なお②交通関連企業の海外受注高のうち、新たな技術の普及を前提とした分野においては、数値が伸び悩んでいる状況であるため、令和2年度の目標値の達成に向け、引き続き「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画2019」に基づき、「川上」から「川下」までのすべての段階を通し政府の関与を強化するとともに、我が国企業がプロジェクトに参入しやすい環境構築に向けた政府の取組、我が国企業の競争力強化に向けた取組、プロジェクト獲得後の継続的関与に向けた取組を進める。

### 担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局国際政策課（課長 田中 由紀）

関係課： 総合政策局海外プロジェクト推進課（課長 奥村 康博）

**業績指標 1 4 2**  
**官庁施設の耐震基準を満足する割合\***

<b>評 価</b>	
A	目標値：95%（令和2年度） 実績値：93%（平成30年度） 初期値：89%（平成26年度）

**（指標の定義）**  
 国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等のうち、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設の割合（面積率）。  
 <分母>国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等  
 <分子>官庁施設の耐震性の基準を満足する施設

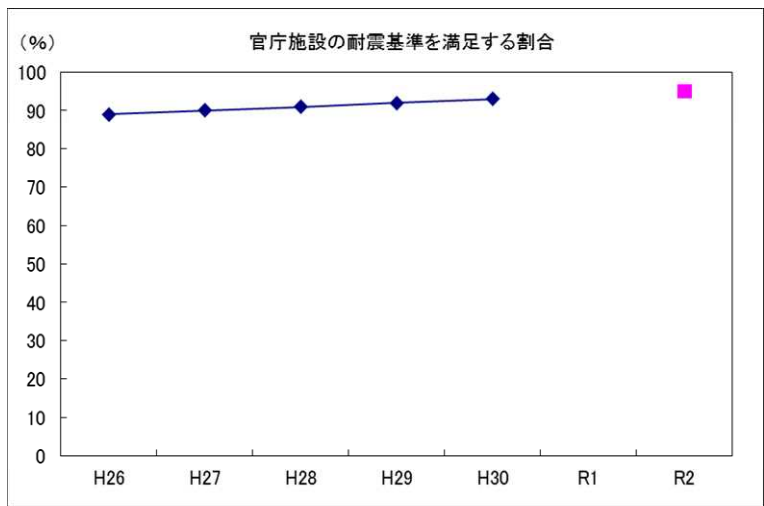
**（目標設定の考え方・根拠）**  
 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和2年までに少なくとも95%にすることを目標とすることが定められていることを勘案し、官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合について、95%を令和2年度の目標値とした。

**（外部要因）**  
 社会的要請に伴う要求性能の変化、入居官署の統廃合

**（他の関係主体）**  
 関係省庁

**（重要政策）**  
**【施政方針】**  
 なし  
**【閣議決定】**  
 なし  
**【閣決（重点）】**  
 なし  
**【その他】**  
 なし

過去の実績値					（年度）
H26	H27	H28	H29	H30	
89%	90%	91%	92%	93%	



**主な事務事業等の概要**

防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等（◎）

大規模地震発生時に、官庁施設がその機能を十分に発揮できるよう、総合的な耐震安全性を確保した防災拠点となる官庁施設の整備を推進する。

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

## 測定・評価結果

### 目標の達成状況に関する分析

#### (指標の動向)

平成30年度の実績値は93%となっており、目標達成に向けて順調に推移している。

#### (事務事業等の実施状況)

平成30年度予算において、耐震性能が不足している災害応急対策活動に必要な合同庁舎等の耐震改修を実施するなど、防災拠点となる官庁施設の耐震化を推進した。

### 課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等のうち、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設の割合（面積率）である。平成30年度の実績値が93%となり、令和2年度の目標達成に向けた成果を示していることから、Aと評価した。

今後も引き続き、耐震対策を推進していくこととする。

## 担当課等（担当課長名等）

担当課：官庁営繕部計画課（課長 秋月 聡二郎）

**業績指標 143**

保全状態の良好な官庁施設の割合等 (①保全状態の良好な官庁施設の割合\*、②官庁営繕関係基準類等の策定事項数\*)

評価	
① A	目標値：90% (令和2年度) 実績値：92% (平成30年度) 初期値：87% (平成28年度)
② A	目標値：65事項 (令和2年度) 実績値：65事項 (平成30年度) 初期値：54事項 (平成29年度)

**(指標の定義)**

①国土交通省では、「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき、毎年度、官庁施設の保全状況を調査している。この調査は、①保全体制・記録整備、②点検状況 (建築・設備機器)、③点検状況 (衛生・環境)、④施設状況 (建築・設備機器)、⑤施設状況 (衛生・環境)、⑥エネルギー消費量の6項目からなる。また、調査の結果と保全指導の効果を図る指標として、それぞれの項目について100点を満点とする評点を作成している。

これらの評点の平均が80点以上の施設を「良好な施設」とし、官庁施設 (保全実態調査を実施した施設のうち、宿舎を除く約6,500施設) に対するこの保全状態の良好な施設の割合 (施設数) を環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進するための指標とする。

<分母>官庁施設 (保全実態調査を実施した施設のうち、宿舎を除く約6,500施設)

<分子>「保全状態の良好な施設」

②「官公庁施設の建設等に関する法律」に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等における策定事項数。

**(目標設定の考え方・根拠)**

①評点の平均点が80点以上の施設は、良好に保全されている施設であり、質の高い保全指導が必要とされる。保全指導の強化と着実な進展を図るため、90%を令和2年度の目標値とした。

②「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」(平成18年7月20日 社会資本整備審議会建築分科会)の建議において当面実施すべき施策とされた項目、社会経済情勢の変化等について、基準等の策定や既存基準等の改定に際し事項の追加等を行い、下記の項目についての基準等の策定事項数65事項を令和2年度の目標値とした。

**(外部要因)**

①点検に関わる法令の改正、利用者数の増減、天災

②社会経済情勢の変化等

**(他の関係主体)**

①各省各庁

**(重要政策)**

**【施政方針】**

なし

**【閣議決定】**

なし

**【閣決 (重点)】**

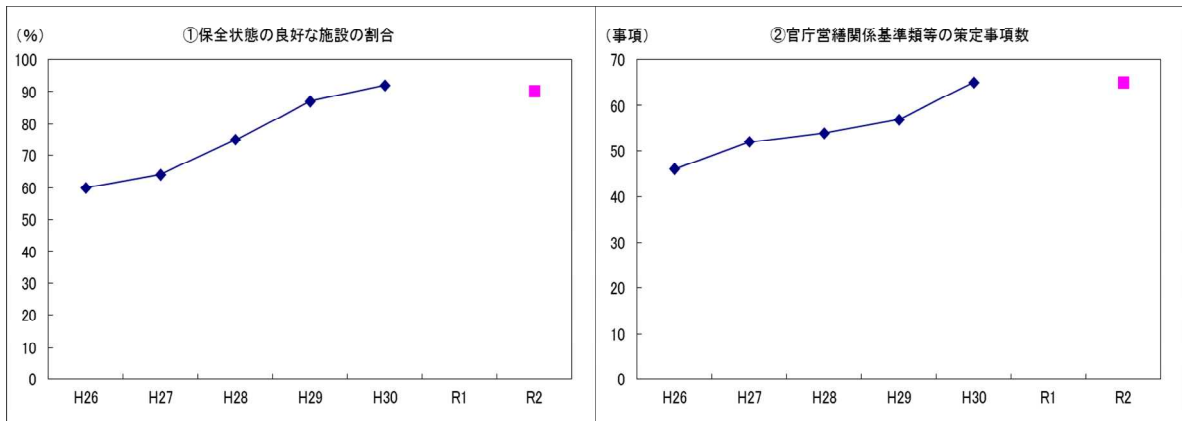
なし

**【その他】**

なし

過去の実績値	(年度)			
H26	H27	H28	H29	H30
①60%	①64%	①75%	①87%	①92%
②46事項	②52事項	②54事項	②57事項	②65事項





### 主な事務事業等の概要

- ① 全国各地で国家機関の建築物の施設管理者を対象とした、官庁施設保全連絡会議や「地球温暖化対策政府実行計画」に関する取り組むべき事項及び技術的援助・支援等の説明会を開催したほか、保全状況の悪い施設に対して保全状況の改善に向けた保全の実地指導を行っている。
- ② 官庁営繕関係基準類等の策定  
官公法に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等の策定を推進する。

### 測定・評価結果

#### 目標の達成状況に関する分析

##### (指標の動向)

- ① 平成30年度の実績値は92%となっており、目標を達成した。
- ② 平成30年度の実績値は65事項となっており、目標を達成した。

##### (事務事業等の実施状況)

- ① 平成30年度に開催した官庁施設保全連絡会議は、全国で49を数え、延べ1,500を超える機関から、2,000人を超える人員の参加を得ている。
- ② 平成30年度においては、新営予算単価等を制定した。

#### 課題の特定と今後の取組みの方向性

- ① 業務指標は、「保全状態の良い施設の割合」であり、保全状態は改善傾向にあるところ、実績値が92%であり、前年度より5ポイント上昇し、令和2年度の目標値を達成したことから、Aと評価した。
- ② 業績指標は、官公法に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等における策定事項数であり、平成30年度における実績値が65事項となり、令和2年度の目標を達成したことから、Aと評価した。

### 担当課等 (担当課長名等)

担当課：官庁営繕部計画課 (課長 秋月 聡二郎)  
関係課：官庁営繕部計画課保全指導室 (室長 伊藤 誠恭)

